令和２年（ネオ）第２４号，同第２８号
附帯上告人　早川篤雄　外（第２４号事件），武藤康弘（第２８号事件）
被附帯上告人　東京電力ホールディングス株式会社

附帯上告理由書

２０２０（令和2）年7月２７日

最　高　裁　判　所　　御中

附帯上告人ら訴訟代理人
弁護士　小　野　寺　　利　　孝
代
弁護士　鈴　　木　　堯　　博
代
弁護士　広　　田　　次　　男
代
弁護士　米　　倉　　　　勉
弁護士　笹　　山　　尚　　人
代
弁護士　宮　　腰　　直　　子
代
弁護士　平　　松　　真　二　郎
代
弁護士　市　　野　　綾　　子
代
弁護士　山　　田　　大　　輔
代
弁護士　加　　部　　歩　　人
代
外

【目　　次】

【目　　次】 2
附帯上告理由書の要旨 5
第１　附帯上告にあたって―本件における被侵害利益と損害の概要 8
１　本件被害の特徴 8
２　被侵害利益 8
３　本件における損害 9
(1)　２つの慰謝料－包括的損害把握による評価 9
(2)　避難慰謝料 10
(3)　故郷（ふるさと）喪失慰謝料 11
４　原判決における損害論の特徴 12
(1)　慰謝料項目の明確化（３種類の慰謝料） 12
(2)　故郷喪失損害の分析と深化 13
(3)　原判決の２面性－総論と相容れない矛盾した損害算定 13
第２　憲法違反【附帯上告理由第１】 14
１　憲法 76 条３項違反 14
(1)　「指針」等の目的と法的性格 14
(2)　「指針等」への追従 14
(3)　「指針等」に拘束された判断＝指針の裁判規範化 15
２　基本的人権の侵害 15
第３　理由不備・理由齟齬・法令違反（経験則違反）【附帯上告理由第２】 17
１　慰謝料額の認定における裁量的判断の限界 17
(1)　最高裁 1994（平成６）年２月 22 日判決 17
(2)　本件との共通性－裁量判断の逸脱 18
２　「共通損害」のみに限定した一審の判断を否定したことが，認容金額に反映されていないこと 18
(1)　一審判決の誤り 18
(2)　原判決による是正 19
(3)　理由齟齬・理由不備 20

３　「東電の悪質性」（慰謝料増額要素）を考慮していないこと……21
(1)　原判決が認定する被告の事故前の対応の悪質性……21
(2)　被告の事故後の態度の悪質性……22
(3)　被告による賠償金の支払留保……23
第４　故郷喪失慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３】……25
１　故郷喪失慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３の１】……25
(1)　「故郷喪失・変容慰謝料」の内容……25
(2)　様々な精神的価値の喪失（精神的損害）……26
(3)　無形の財産的損害……27
(4)　実体が反映されない算定評価……28
２　帰還困難区域の故郷喪失慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３の２】……28
(1)　原判決が前提とする「故郷」の内実について……28
(2)　帰還困難区域について……35
３　居住制限・避難指示解除準備区域の故郷喪失慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３の３】……38
(1)　原判決の判示……38
(2)　原判決の判示内容の分析……38
(3)　復興事業等による当該地域のインフラの物理的な回復状況（上記(2)のイの(ｳ)の認定評価について）……41
(4)　仮に帰還しても従前の生活に戻れるものではなく，「地域生活利益」を享受できていない状況が続くこと（上記(2)のイの(ｴ)に関する認定事実）……59
(5)　慰謝料の算定額について（判示Ｃについて）……67
(6)　結論……71
４　緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３の４】……72
(1)　原判決の問題点……72
(2)　「復興」と故郷喪失・変容被害の回復の困難性……73
(3)　旧緊急時避難準備区域における故郷喪失・変容被害の過小評価……77

(4)　旧緊急時避難準備区域の「復興」の過大評価 82
(5)　旧緊急時避難準備区域の特有の事情 85
(6)　まとめ 86
第５　避難に関する慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第４】 88
１　避難を余儀なくされた慰謝料に関する損害評価の理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第４の１】 88
(1)　避難を余儀なくされた慰謝料に関する原判決の認定 88
(2)　避難を余儀なくされた慰謝料に対する評価 90
(3)　旧緊急時避難準備区域から避難した原告らについても，帰還困難区域，居住制限区域及び避難指示解除準備区域と同額の避難を余儀なくされた慰謝料が認められるべきであること 90
２　避難生活を継続することによる慰謝料の損害評価における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第４の２】 94
(1)　避難生活を継続することによる慰謝料の月額が中間指針基準と同じであることの不合理性 94
(2)　避難生活を継続することによる慰謝料が発生する期間について 102
第６　**原告古市満雅についての固有の附帯上告理由** 110
１　原判決の判断 110
２　憲法１４条１項違反 110
３　理由齟齬・理由不備（民事訴訟法 312 条２項６号） 117
４　法令違反（民事訴訟法 325 条２項） 117
第７　原告らの附帯上告の請求内容について 118
１　原告らの附帯上告の請求内容 118
２　各地域の原告らの請求額 118

（註）本書面においては，以下の用語例によるものとする。

附帯上告人（一審原告）を「原告」という。

被附帯上告人（一審被告）を「被告」という。

【附帯上告理由書の要旨】

原判決には，以下の通り，憲法違反（民訴法 312 条 1 項）と理由不備，理由齟齬（民訴法 312 条 1 項 6 号），法令違反（民訴法 325 条 2 項）が存する。

1　憲法違反

原判決は，慰謝料の金額算定に際して原子力損害賠償審査会による中間指針等を法的拘束力のある「裁判規範」（ないしそれに準じるもの）であるかのように扱っている点で，「この憲法及び法律にのみ拘束される。」と規定する憲法 76 条 3 項に反した判断となっている。また原告らは，福島第一原発事故によって，幸福追求権（憲法 13 条），居住・移転・職業選択の自由（憲法 22 条 1 項），生存権（憲法 25 条），財産権（憲法 29 条）他という憲法上の基本的な人権を侵害されているにもかかわらず，原判決はその侵害を看過し，救済を放置するものとなっている点において憲法に違反する判断である。

2　慰謝料算定に関する原判決の判断の理由不備・理由齟齬，法令違反

(1)　本件では，上記のとおり，憲法上の基本的人権を内包する包括的平穏生活権が侵害され「全人格的・全生活的」な損害が生じており，そこでは精神的苦痛のみならず様々な精神的価値，さらには無形の財産的損害が侵害されていることを，慰謝料金額の裁量判断において斟酌，考慮をすべきであるにもかかわらず，考慮せずになされた原判決の慰謝料額の算定は，経験則又は条理に反し，社会通念により相当として容認される裁量の範囲を逸脱するものであり，原判決には，理由不備・理由齟齬，法令違反がある。

(2)　原判決は，一審判決が採用した「共通損害」のみを請求の対象とするという一律請求論を排除しつつ，これに伴って必要となる慰謝料の追加的判断を一切行っておらず，裁量判断の逸脱であるとともに，理由不備・理由齟齬，法令違反がある。

(3)　また，原判決は，被告が津波対策を怠ってきたことを重要な慰謝料増額要素

とすべきと判示しながら，具体的な損害額の算定において，加害行為の悪質性を増額要素として反映させておらず，裁量判断の逸脱であるとともに，理由不備・理由齟齬，法令違反がある。

3　故郷喪失・変容慰謝料に関する原判決の判断の理由不備・理由齟齬，法令違反

(1)　原判決は，故郷喪失・変容慰謝料について，精神的苦痛のみならず様々な精神的損害と無形の財産的損害をも包含すると判示しながら，慰謝料の算定において斟酌されておらず，理由齟齬ないし理由不備であり，かつ，かかる判断自体，原賠法3条1項における原子力損害の解釈適用において，経験則に反するものであり法令の解釈・適用を誤ったものである。

(2)　原判決は，帰還困難区域の故郷喪失慰謝料を600万円と評価しているが，かかる評価自体，低きに失し，著しく不相当であって，経験則又は条理に反する判断であり，裁量判断を逸脱するものであり，理由不備・理由齟齬，法令違反である。

(3)　原判決は，居住制限・避難指示解除準備区域の故郷喪失慰謝料額を100万円と評価しているが，かかる評価自体，理由不備あるいは理由齟齬したものであり，かつ経験則又は条理に反する判断であり，法令の解釈適用を誤ったものである。

(4)　原判決は，緊急時避難準備区域の故郷喪失慰謝料を50万円と評価しているが，低額な評価自体，理由不備あるいは理由齟齬が存する経験則又は条理に反する判断であり，法令の解釈適用を誤ったものである。

4　避難に関する慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【上告理由第4】

(1)　原判決は，緊急時避難準備区域の原告らの避難を余儀なくされた慰謝料を70万円と評価しているが，同区域について「放射線被ばくの危険や避難の切迫性等の面では，精神的苦痛の程度がやや小さいもの」として評価すべき事情はなく，原判決の判断は，経験則に反しており，原判決には理由不備・理由齟齬，法令違反がある。

(2)　原判決は，避難生活の継続による慰謝料について，月額10万円と評価しているが，かかる評価において，長期間にわたる避難生活の実態を踏まえた評価がなされず，また，判決が慰謝料増額要素と認めた被告の事故前及び事故後の

行為の悪質性が全く考慮されておらず，理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反する明らかな法令違反がある。

ア　原判決は，帰還困難区域について，「避難生活の継続による慰謝料」を算定するにあたり，「相当の避難期間」を本件事故から 85 か月間に限定しているが，その理由の合理的な説明がなく理由不備ないし理由齟齬であり，かつ，避難指示が解除されていないにもかかわらず「相当の避難期間」が終了するとすること自体，経験則に反する明らかな法令違反である。

イ　原判決は，緊急時避難準備区域につき「相当な避難期間」を指定解除から 1 年間に限っているが，避難の相当性を認めるべき事情を考慮しなかった結果，誤った判断に陥ったものであり，事実認定の過程において経験則違反があり，理由不備・理由齟齬，法令違反がある。

5　原告古市満雅についての固有の上告理由

原判決の判断は，他の原告らについて認容した「避難を余儀なくされた慰謝料」「避難生活の継続による慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」を，原告古市には認容しなかった。かかる判断は，原告古市に対する不合理な差別的扱いであり，憲法 14 条 1 項に反するとともに，理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反するから判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

第１　附帯上告にあたって―本件における被侵害利益と損害の概要

１　本件被害の特徴

本件事故における原告らの被害は，前例のないものであり，かつ極めて重大である。それは，放射能汚染によって元の地域に居住することが不可能になり，人々の生活・人生の全てが「丸ごと奪われた」という空前の事態である。

すなわち，広範な被害地域において，その全住民が長期的に切り離されたことにより，「地域社会」そのものが消滅した。そこで積み重ねられてきた全住民の生活と生産活動の一切合切が，崩壊・消失したのである。このような破壊的な事態は，わが国の歴史上例をみない。

原告ら被害者らの損害は，このような稀有な事態の特質により，顕著な特徴を持つ。それは，被害の包括性・全面性，多様性，深刻さ，かけがえのなさであり，言い換えれば「全人格的・全生活的」喪失だということである。原告らが受けた被害は，財産的な損害はもとよりのこと，精神的・人格的な打撃，社会的・文化的な喪失を包括するものであり，文字通り「全人格的・全生活的」で深刻な被害を被っている。

本件訴訟では，216 名という多数の被害者が救済を求めているが，本件事故による避難指示によって同様の被害を受けている人数は，実に十数万人に及ぶのであり，本件はその司法的救済を求める最先頭の一群である。すなわち本件原告らの背後には，被害が未だ十分に救済されていない十数万人の被害者がいるのであり，その行方が，この裁判の帰趨によって決されることになる。司法権を担う最高裁判所の任務は極めて重大であり，本件はわが国の歴史上例をみない，深刻かつ重大な公害の救済と解決を求める，最初の事案であることを受け止めて頂きたい。

２　被侵害利益

本件における被害の実態を適切に理解し，あるべき適正な被害救済を実現するために，本件において，いかなる権利・法益が侵害されているのかを明らかにしておきたい。

原告らは，本件における被侵害利益を，複合的・包括的な権利利益である「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）として理解し，構築している。すなわち，「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのものであり，

生存権，身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む），財産権を包摂する，「包括的生活利益」を享受する権利」である（淡路意見書：甲A第146号証11頁）。

このように理解することの意義は，次の諸点にある。

① 財産的な価値，精神的・人格的な価値，社会的・文化的な価値，さらには生存権や身体的人格権という多様な価値を包含する複合的な権利・利益が侵害されている事実を，明確にできること。

② これらの諸価値の中核に，地域における生活や社会的生存の基礎になる，地域コミュニティにおける「地域生活利益」が正しく捉えられていること。

③ ①②を通じて，被害の「全人格的・全生活的」（包括性・全面性）を示し得ること。

以上のような内容を持つ包括的平穏生活権は，同時に，幸福追求権（憲法13条），居住・移転・職業選択の自由（憲法22条1項），生存権（憲法25条），財産権（憲法29条）ほかの実体を持つ，憲法上の基本的人権である。これらの基本的人権が，本件事故によって包括的・全面的に侵害されている。

最高裁判所におかれては，本件における膨大な被害が，多様な基本的人権の侵害であることを理解された上で，その十分な救済を図って頂きたい。

3 本件における損害

(1) 2つの慰謝料ー包括的損害把握による評価

本件訴訟において原告らは，避難慰謝料と故郷喪失慰謝料という2つの項目の慰謝料を請求している。そのいずれも，「全人格的・全生活的」な権利侵害によるものであるから，単純な（断片的な）損害ではなく，非常に多数の損害事実・損害要素からなる，複合的な内容を持つ。

原告らは本件において，これらの多数の損害事実，要素を包括的に評価・認定する「包括的損害把握」を行っている。

例えば，避難慰謝料は後述のとおり，避難生活による日常生活阻害を中心とする精神的損害であるが，その内容は1個の断片的な事実ではなく，継続的な避難生活において生じる，無数の多様な損害事実の集積である。当然その内容は原告1人ひとりによって異なるし，多くの被害者が共通して体験するような事実もあれば，個別の特別な事情によって体験される事実もある。そして，そ

の損害の程度も厳密には原告ごとに異なるはずである。しかし，そうした多数の損害事実・損害要素からなる複合的な被害を，日常生活阻害という観点から包括的に把握し，評価することにより，避難慰謝料という損害項目を構築している。故郷喪失慰謝料も同様である。

このような包括的損害把握をせず，断片的な損害事実を全て個別の損害項目として評価し，積算しようとしても，適切な損害算定はなし得ない。けだし，膨大な損害事実をすべて拾い上げることは事実上不可能であるし，またそれらの損害事実・要素が相互に関連し，影響し合って，被害を深刻なものにしているという被害実態を正しく評価することが出来ない点でも，適切とは言えないからである。

もう１点，故郷喪失慰謝料については，精神的損害のみならず無形の財産的損害をも包含する，「包括慰謝料」というべき内容の賠償を求めている。この点については，後述することにする。

⑵　避難慰謝料

以上のような包括的損害把握によって，個別の損害項目として整理される精神的損害として，避難生活に伴う精神的苦痛による損害（避難慰謝料）が認められる。

その内容は多岐に渡るのであるが，典型的な要素として，①避難先住居での生活の限界(物理的な不便さ),②見知らぬ土地での不安,③先の見えない不安,④被ばくによる不安や差別，⑤仕事や生きがいの喪失，⑥家族の離散，⑦被害者同士等の軋轢，⑧避難生活中の身体状態の悪化，⑨避難生活中の精神状態の悪化が挙げられる。

これらの要素は，いずれも避難生活がもたらす日常生活阻害であり，こうした様々な場面における困難な状況がもたらす恐怖感や不安，不自由，不便，心身の苦痛とストレスなどが複合し，重なり合って，避難生活を強いられている原告らに，深刻な精神的な損害をもたらしている。まさに平穏な日常生活が破壊されているものであり，包括的平穏生活権の侵害が認められる。

なお，原判決は避難慰謝料について，さらにこれを「避難を余儀なくされた慰謝料」と，「避難生活の継続による慰謝料」という 2 つの内容に区別し，それぞれの損害を評価・算定した。前者は，本件事故による「深刻な放射線被害

の具体的な危険に直面した」ことによる精神的苦痛を重視して評価したものであり（原判決 42 頁），「包括的平穏生活権の侵害により……生じる精神的損害のうち，避難後の避難生活の継続による精神的損害とは区別し，居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定」したものである（原判決 43 頁）。

原告は，本件における請求方法として，個別損害項目積算方式を前提としたうえで，個別の損害要素として２つの慰謝料項目を構成しているものであるところ，原判決の上記判断は，避難慰謝料の内容を一層精密に分析し，「放射線被害の危険への直面」という要素を個別の損害要素として抽出したものであるから，従前の原告らの主張と矛盾するものではなく，むしろ両立ないし前進させるものと解される。よって，原告らは原判決の上記判旨について，これを否定せず，その判旨を活用したいと考える。

⑶ 故郷（ふるさと）喪失慰謝料

本件におけるもう１つの損害項目は，地域生活を破壊されたことによる「故郷喪失損害（慰謝料）」である。この損害は，避難慰謝料とは別の損害項目であり，本件における被害の「前例のなさ」（独自性）と深刻さは，まさにこの故郷喪失損害の発生にある。

原告らは，それまで日常生活を送り，生業を営んでいた「故郷」（地域社会）における，家庭（自宅）での生活，職業生活，地域生活等の一切を奪われた。「故郷」（地域）とは，「生活と生産の諸条件」が一体となったものであり，住居，農地，自然環境，経済，文化（社会・政治）等の諸要素（後述の「地域生活利益」を含む）を内容とする。地域における独自の生活様式と文化が歴史的に形成されることにより，これらの諸要素は，固有性と長期継承性を持っている。そのような価値の一切を失ったことは，地域の住民に様々な損害を与える。ここでも，その損害の内容は無数の損害事実によって構成されるが，その全てを個別損害項目として積算するのではなく，包括的損害把握によってその価値の喪失を評価することになる。

上記のようなかけがえのない価値の喪失は，住民に深い喪失感をもたらす。さらに，これらの諸条件は住民にとって社会的・文化的な意味を持つ精神的・人格的な存在であるから，その喪失は，無形の価値の喪失という精神的損害を

意味する。また，地域社会はそこで生まれ育ち生活する人々に，住民同士の親密な繋がりと帰属意識により，揺るぎのない精神的な「絆」と安心感を醸成しているから，その喪失は深刻な精神的打撃（苦痛）となる。

さらに，これらの諸条件の中核には上記の「地域生活利益」があるところ，その喪失は，生活と生産の至るところで，個別の財物や営業損害の賠償では填補できない，様々な有形無形の財産的損害を与える。

淡路意見書（甲Ａ第146号証16頁以下）は，地域生活利益という法的利益が内包する，地域社会の５つの機能を挙げている。すなわち，①生活費代替機能，②相互扶助・共助・福祉機能，③行政代替・補完機能，④人格発展機能，⑤環境保全・自然維持機能であり，これらが失われることにより，地域住民に甚大な無形の財産的損害が生じることになる。

このように，地域社会の破壊（故郷の喪失）がもたらす損害は，精神的苦痛（いわゆる純粋慰謝料）のみならず，様々な内容の精神的損害を含み，さらには有形無形の財産的損害をも内容とする，「包括慰謝料」としての性質を持っている。

４　原判決における損害論の特徴

原判決の損害論においては，本件における重大かつ多様な損害が体系的に整理された上，それぞれの内容について掘り下げた検討が尽くされており，損害の評価と賠償額の算定に当たって基礎となるべき損害論の体系が全面的に展開されている。原告は，原判決のこのような損害論の分析については，高く評価されるべきものと考えている。

(1)　慰謝料項目の明確化（３種類の慰謝料）

原判決は，慰謝料算定における検討の視点として，指針による支払い（月額10万円）で評価されている損害と，それでは評価し尽くせない（指針による支払いの対象に含まれていない）損害を区分し，評価されていない損害を検討するべきであるとした。

以上のような視点に立って，原判決は，本件における慰謝料を，

①避難を余儀なくされた慰謝料

②避難生活の継続による慰謝料

③故郷喪失・変容慰謝料

の３項目に整理し，これらを区別して個別に損害額を算定した。指針による既払い金（月額 10 万円）は，このうち②に相当する。

このような損害項目の個別化，特に故郷喪失損害の明確化は，損害評価の精密化・適正化のために必須な条件として，一審原告が強く指摘していた論点である。

⑵　故郷喪失損害の分析と深化

原判決は,本件における被侵害利益を「包括的生活利益としての平穏生活権」であると評価した上で,「故郷喪失慰謝料」の内容を,「経済的側面」と「精神的側面」の両側面に分析して検討した。すなわち,「地域生活利益」を中核とした「自然環境的条件」と「社会環境的条件」は,「故郷」の経済的側面であり,他方で「自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係による，地域への強い帰属意識と安心感」は,「故郷」の「精神的側面」であると指摘する。この「経済的測面」は，地域生活利益の侵害による有形無形の経済的損害の発生を基礎づける論拠ともなる。

これらは，原判決が独自に検討・評価した分析であるが，基本的には原告が提訴以来展開してきた，権利法益論と損害論の延長線上にある分析であって，原告から見て違和感のない内容である。むしろ，これら被害の総論的分析としての判示により，損害評価の基礎となる検討と分析は相当に深化したものと評価し得る。

これに，上記の避難慰謝料を加えた損害の体系的整理は，本件における重大かつ多様な損害が全般的に整理され，損害の評価と賠償額の算定に関する損害論の総論的体系が構築されている。

⑶　原判決の２面性－総論と相容れない矛盾した損害算定

ところが，このような優れた分析の一方で，原判決が認容した損害金額は不当に低額なものとなっている。その損害算定は，後述するとおり，経験則と条理に照らして社会通念に反するものであり，自らが展開した損害論の体系とは両立し得ないという意味で不合理な自己矛盾に陥っており，この矛盾は克服されなければならない。この理由書においては，この顕著な不合理性を順次指摘していくことになる。

第２　憲法違反【附帯上告理由第１】

１　憲法 76 条 3 項違反

⑴　「指針」等の目的と法的性格

政府の原子力損害賠償紛争審査会（以下「原陪審」という。）は，本件事故による損害に関し，中間指針及びその追補（以下「指針等」という。）を策定し，被告は基本的に指針等が定める賠償額に従って，被害者からの直接請求に対応してきた。

当然のことながら，この指針等は行政上の文書であって，法律ではない。したがって，被告の損害賠償義務の内容を確定する法規範ではなく，もとよりその内容に拘束力はない。そもそも指針等の内容は，本件事故によって発生した膨大な被害について，その早期救済を実現するために，司法的解決を待たずに当事者間の任意の合意によって，一定の範囲の救済（支払）を迅速に確保することを意図したものである。したがって，指針等において示されている賠償基準は，支払い側である被告の側が，損害の個別的立証を経ることなく，任意の支払合意に応じ得る程度の範囲にとどまり，いわば最低限度の賠償水準を示したものである。

そのことは逆に，指針等に基づく任意の支払がなされた後に，あるいは初めから，訴訟上の救済を求めることが当然予定されているのであり，その場合は，個別の損害立証を経て，指針等の定める賠償額に関わりなく，これを超える相当額の損害賠償が命じられることになる。本件訴訟も，まさにそのようなものであると言える。

⑵　「指針等」への追従

ところが原判決は，このような指針等の法的性格に反して，慰謝料の金額算定において，指針等の定める損害賠償の枠組みを，基本的に前提とした上で判断をしていることが顕著である。詳しくは後述するが，

① 避難継続慰謝料の金額を，何ら理由を示すことなく中間指針が規定する月額 10 万円と算定していること。

② 同じく避難継続慰謝料が支払われるべき期間を，何ら理由を示すことなく 85 か月（帰還困難区域及び居住制限区域，避難指示解除準備区域），18 か月（緊急時避難準備区域）としていること。

③　故郷喪失・変容慰謝料の金額を，帰還困難区域について，第四次追補が「帰還不能」損害（原判決の表現では「避難長期化慰謝料」）として 700 万円を賠償するものとしているところ，600 万円と判示したこと。なお，差額の 100 万円を，指針等によって支払われた避難継続慰謝料の 750 万円に加算して，上記②と同額の 850 万円にしていることを指摘しておく。

(3)　「指針等」に拘束された判断＝指針の裁判規範化

原判決のこのような判示は，指針等の定める賠償の水準を基礎に据えて，そこに「薄く上乗せ」したに過ぎない損害算定となっている。すなわち，原陪審の指針という行政上の文書を，あたかも法的拘束力のある「裁判規範」（ないしそれに準じるもの）であるかの如く取り扱い，これが規定する賠償水準に拘束された裁量判断に陥ったものと言わなければならない。

憲法 76 条 3 項は，「すべて裁判官は，その良心に従い独立してその職権を行い，この憲法及び法律にのみ拘束される。」と規定する。この規定は司法の独立を保証するものであり，行政権力をはじめとする，いかなる外部からの圧力や干渉をも受けずに，公正な立場で職責を果たすことを求めるものである。

ところが原判決は，行政機関である原陪審が策定した指針が定める賠償水準に追従し，これをそのまま援用するか，部分的に若干の上乗せをするだけの損害評価に終始している。あたかも本件における賠償額の目安として，原陪審の政策的意思を忖度し，政府の賠償政策に追従しているかの如き判断を示しているのである。

このような姿勢は，上記のとおり指針が「被害の早期救済」のために「最低限度の賠償水準を示した」ものであるという性質に照らしても，極めて重大な誤りを犯すことになる。かかる裁判は，「裁判官は，その良心に従い独立してその職権を行い，この憲法及び法律にのみ拘束される。」と定める憲法 76 条 3 項に反するというべきである。

2　基本的人権の侵害

さらに，このような指針への追従による損害算定の低額化は，基本的人権の侵害である。すなわち，上記のとおり本件被害の被侵害利益は，幸福追求権（憲法 13 条），居住・移転・職業選択の自由（憲法 22 条 1 項），生存権（憲法 25 条），財産権（憲法 29 条）他という憲法上の基本的人権を内容としているところ，原

判決はその侵害を看過し，救済を放置するものであって，重大な憲法違反である。

第３　理由不備・理由齟齬・法令違反（経験則違反）【附帯上告理由第２】

１　慰謝料額の認定における裁量的判断の限界

(1)　最高裁 1994（平成 6）年 2 月 22 日判決

慰謝料額の認定は一般に，原則として裁判所の裁量に属するものと解されている。この点に関する先例である最高裁 1963（昭和 38）年 3 月 26 日判決は，「慰謝料額の認定は原審の裁量に属する事実認定の問題であり，ただ右認定額が著しく不相当であって経験則もしくは条理に反するような事情でもあれば格別」であると判示しているところである。

次に，このような裁量判断の逸脱に関して，粉じんの吸入による人身損害の賠償に関する「長崎北松じん肺事件」の最高裁 1994（平成 6）年 2 月 22 日判決では，以下のとおり判示している。

まず，「元来，慰謝料とは，物質的損害ではなく精神的損害に対する賠償，いわば内心の痛みを与えられたことへの償いを意味し，その苦痛の程度を彼此比較した上，客観的・数量的に把握することは困難な性質のものであるから」として，上記最判 1963（昭和 38）年判決を引用する。

その上で，1994（平成 6）年判決は，以下のとおり判示して，その裁量には限界があることを認めている。

> 「しかし，ここで留意を要するのは，上告人らによる本件訴請求は慰謝料を対象とするものであるが，物質的損害の賠償は別途請求するというのではなく，かえって他に財産上の請求をしない旨を上告人らにおいて訴訟上明確に宣明し，上告人ら自身がこれに拘束されているのが本件であることである。
>
> したがって，上告人らは，被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの，財産上のそれを含めた全損害につき，本訴において請求し，かつ，認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから，本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ，他に財産上の請求権の留保のないものとして，原審が慰謝料額を認定するに当たっても，その裁量にはおのずから限界があり，その裁量権の行使は社会通念により相当として認容され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」

そして，「(同事件における）以上の事実関係の下においては，特段の事情がない限り，原審の認定した 1200 万円又は 1000 万円という慰謝料額は低きに失し，著しく不相当であって，経験則又は条理に反し，右にみるような慰謝料額認定についての原審の裁量判断は，社会通念により相当として容認され得る範囲を超えるものというほかはない。」と判示して，原審の判断を破棄し，差し戻した。

このように 1994（平成 6）年判決においては，当該慰謝料の請求が「他に財産上の請求をしない」ことを明示したものであるという特別の「事情」をもって，当該慰謝料額の算定における裁量の範囲を画するものとして限界づけている。ところが，そのような事情が存在するにもかかわらず「低きに失した慰謝料額の算定」は「著しく不相当」であり「経験則又は条理に反する」ために，「社会通念により相当として容認される範囲」を超える（逸脱する）というのが，その結論である。

(2) 本件との共通性－裁量判断の逸脱

本件においても，原判決においては，慰謝料金額の裁量判断において特に斟酌し，考慮をすべき諸事情が存在する。そのような事情を考慮せずになされた慰謝料額の算定は，経験則又は条理に反するものとして，社会通念により相当として容認される範囲を逸脱するものとなり得る。以下，順次検討を加えることとする。

2 「共通損害」のみに限定した一審の判断を否定したことが，認容金額に反映されていないこと

原判決は，一審判決がいわゆる「請求方法論」に関して「共通損害のみを請求（審理）の対象とする」という重大な誤りを犯した点について，これを全面的に正すことにより，原告らが主張・立証したすべての損害について審理の対象とした。ところが，この重大な判断の結果として生じるべき慰謝料の増額が，認容金額に全く反映していない。以下，順次検討する。

(1) 一審判決の誤り

一審判決は，原告らの請求を，大阪空港訴訟最高裁判決が採用した請求方式である「共通損害としての一律請求」であると解釈し，以下のように判示し，その末尾には最高裁 1981（昭和 56）年 12 月 16 日大法廷判決（大阪空港訴訟

上告審判決）を掲記している（一審判決 300 頁）。

「原告らは，それぞれ様々な被害を受けているものの，本件訴訟においては，原告各自が受けた個別的・具体的損害の全部について賠償を求めるのではなく，それらの被害のうち原告ら全員に共通する被害，すなわち一定限度までの地域社会の喪失・変容による被害及び避難に伴う生活阻害並びにこれらに伴う有形，無形の損害及び精神的苦痛について，各自につきその限度で①故郷喪失・変容慰謝料及び②避難慰謝料という形でその賠償を求めていると解される。」

しかし，本件原告らは「原告ら全員に共通する損害」のみを請求しているものではなく，各原告の全損害について主張・立証した上で，少なくともそれは請求額を下回らないという趣旨で，各原告に共通する最低限の損害額として一律の金額を請求しているのである。一審判決の理解ないし判示は，誤解・曲解というほかないものであり，是正されなければならない。

なお，この一律請求方式に関する一審判決の誤りに関する争点の詳細は，追って追加して主張する予定である。

⑵　原判決による是正

以上の点に関し，原判決は全く触れていない。原判決は「原告らの一審における請求」の判示（原判決 5 頁）において「原告ら全員に共通する損害」という意味の摘示をせず，「原審の判断」（原判決 6 頁）においても，そのような摘示をしていない。そして，「当裁判所の判断の要旨」（原判決 11 頁以下），「慰謝料について」（38 頁以下）における判示においても，「原告ら全員に共通する損害」のみを審理の対象とする，あるいは認容するという記載は一切なされていない。

この争点に関し，原審（控訴審）において原告らは，一審判決の誤りについて詳細な反論と批判を行い，法律学者の知見として吉村良一教授による意見書を提出するなどして，立証を尽くしたところである。その上で原判決はこの争点について一切論及せず，一審判決の判示したところを黙殺しているのであるから，原判決は一審判決の判示したところを完全に否定したものと解される。すなわち，一審判決が採用した「原告ら全員に共通する損害」のみを審理の対象とし，「個別の損害」は対象としないという大阪空港訴訟最高裁判決における「一律請求論」は完全に排除され，採用されていないのである。

この点，一審判決が援用した大阪空港訴訟最高裁判決における一律請求論は，被害の「内容」と「程度」にある程度の共通性を認めることが可能な，空港騒音による「生活妨害」という特殊な被害形態においては妥当しても，本件のような「内容」にも「程度」にも個別性がある被害については妥当しない。これを，一律請求を取らざるを得ない集団訴訟に一般化して適用することは，被害の切り捨てにほかならず，原判決の判断は極めて正当であった。

(3) 理由齟齬・理由不備

このような原判決の判旨からすれば，一審判決が認容した慰謝料額が「原告ら全員に共通する損害」の範囲に限定されていたところ，そのような一律請求論を排除して，全ての損害を対象とするに至ったのであるから，当然，慰謝料額の算定において，追加的な裁量判断がなされるはずである。すなわち，一審判決が審理の対象にしなかった「個別損害」も損害認定と慰謝料算定の対象になり，これらを併せて裁量判断がなされることになるからである。

加えて，上記第１の２で指摘したとおり本件においては，幸福追求権（憲法13条），居住・移転・職業選択の自由（憲法22条１項），生存権（憲法25条），財産権（憲法29条）等の基本的人権を内包する包括的平穏生活権が侵害され，その結果，財産的な損害はもとより，精神的・人格的な打撃，社会的・文化的な喪失を包括する文字通り「全人格的・全生活的」な損害が生じている。そうだとすれば，そのような広範で深刻な損害の対象が大きく拡張すれば，これによって慰謝料の算定評価に関する判断には大きな影響が生じるはずであり，賠償額における追加的な裁量判断が必須のはずである。

ところが，原判決にはそのような追加的な裁量判断は一切示されていない。これは明らかに不合理な判示であり，理由の齟齬ないし不備（民訴法325条２項６号）と評価せざるを得ない。

そのことは，結論としての認容金額にも表れている。帰還困難区域の原告に関し，原判決は認容金額の増額を全く認めなかったのであるが，審理の対象たる損害の範囲が拡大しながら，それが金額に全く反映しないことは一般的にあり得ない。また，居住制限区域と避難指示解除準備区域の原告に関し，その故郷喪失・変容慰謝料について，原判決は僅か100万円の慰謝料しか認めなかった。しかし，審理の対象たる損害の範囲が拡大しながら，故郷喪失・変容慰謝

料という重大な損害の算定において，かくも低額の算定評価に留まることは，「原告ら全員に共通する損害」に関する原判決の判示（判断の変化）が，慰謝料の裁量判断に全く反映していないに等しいというべきである。これは，慰謝料算定における裁量的判断の逸脱であると同時に，理由不備・理由齟齬にあたる。

3　「東電の悪質性」（慰謝料増額要素）を考慮していないこと

(1)　原判決が認定する被告の事故前の対応の悪質性

ア　原判決は，原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が，想定津波による電源喪失の危険性について認識していたうえ，住民らが繰り返し津波に対する抜本的対策を求めていたにも拘わらず，津波対策を怠ってきたことを重要な慰謝料増額要素とすべきものとした。

にもかかわらず，原判決は，具体的な損害額の算定において，加害行為の悪質性を増額要素として反映させておらず，これは理由齟齬ないし理由不備があるといわざるを得ない。

イ　原判決は，「避難を余儀なくされた慰謝料」について，「原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い，原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が，事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果として起こした重大事故のために余儀なくされたものであり，その観点からも，原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は，更に大きなものとなったと評価できる」と判示しており，被告の加害行為の悪質性を考慮して算定しているかのように読める。

しかしながら，実際の算定額は，帰還困難区域，居住制限区域及び避難指示解除準備区域で 150 万円，旧緊急時避難準備区域では 70 万円という低額に留まっている。

原判決によれば，「避難を余儀なくされた慰謝料」は，「全く予期しない突然の水素爆発により，大量の放射性物質が拡散する重大な事故に見舞われ，深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した」結果，「放射線による生命・身体への被害の危険から」「とるものもとりあえずあわただしく避難し」あるいは「屋外退避を指示され」「一時避難を要請される」などして，突然の避難に

より「地域の人間関係を断たれ」「職業生活を失い」「学業の継続性や家族の一体性すらも阻害され」ることにより「著しい精神的苦痛」を被ったものであると判示される。そしてその損害は，放射線被害の危険が未曾有の大事故によるもので「危険性の程度が的確に評価できず，将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で，避難する者に強い不安をもたらした」点でも「極めて大きい精神的苦痛」であったと評価している。そうだとすると，原発事故直後から初期の段階で生じた精神的苦痛の著しさ，大きさを考慮するだけでも，優に 150 万円と評価できるものであり，原判決の認容金額は，被告の加害行為の悪質性が増額要素として考慮されているとは到底言えない。

ウ　また，被告の加害行為の悪質性は，避難生活の継続による慰謝料及び故郷喪失・変容慰謝料の算定においても増額要素として考慮されるべきものである。なぜなら，これらの損害もまた，被告の行為によって生じた相当因果関係のある損害であり，被告の加害行為の悪質性に対する法的非難が同様に妥当し，増額要素とすることが公平に資するからである。

しかしながら，原判決は，これらの損害の算定においては，後述するとおり，避難生活の継続による慰謝料及び故郷喪失・変容慰謝料の算定において，中間指針や一審判決の水準を克服しておらず，実質的にみて，加害行為の悪質性を増額要素として全く考慮していないことは明らかである。

このように，総論において加害行為の悪質性を増額要素とすると判示しながら，具体的な損害額の算定において全く考慮しないのは，慰謝料算定における裁量的判断の逸脱であり，理由不備ないし理由齟齬というほかない。

(2)　被告の事故後の態度の悪質性

被告は，避難者らが本件事故による損害賠償の直接請求手続きを行うにあたり，煩雑な手続きを求め，窓口を「たらいまわし」にし，領収証がないと受け付けず，高圧的な態度で対応するなど，加害者でありながら被害者に対し上から目線で尊大な対応を行っている。これが，原告らの実感であり，原告らの精神的苦痛は，加害者から屈辱的な対応を受けることによって増大した。

被告は，世間に対しては「お詫びする」という態度を発表しながら，原告らに対し一度も真摯な謝罪をしたことはない。被告による原発事故の処理は一向にすすまず，放射能廃棄物や新たな原発事故などによる更なる被ばくの不安を

与え，原告らの不安を増大させている。

さらに被告は，全国各地で避難者らが提起した訴訟において，既に十分な支払いをしたと主張し始め，あたかも過払であるかのような主張すらしており，避難者らの神経を逆なでし，精神的苦痛を一層増大させている。

このように，原告ら被害者に対する被告の態度は，原告ら被害者の不安を増大させ精神的苦痛を一層深刻なものにしており，かかる事故後の被告の態度の悪質性も原告らの慰謝料を増額する要素として考慮すべきである。

(3) 被告による賠償金の支払留保

一審の結審後，被告は，訴訟上の請求に含まれる請求と重複する請求に対する訴外での支払をする条件として，被害者において，訴えを全部（重複する請求だけではない。）取り下げない限り，当該訴訟の判決確定まで訴外での請求手続を受け付けないとしている。

たしかに，一審判決で不動産請求が認容されている被害者や控訴審で不動産請求を維持している者については，訴外で不動産賠償を進めるために当該不動産請求の訴えを取り下げることに一定の合理性はあるだろう。しかしながら，当該不動産賠償部分に限らず，慰謝料部分まで含めた訴えの全部の取り下げまでしなければならないという必要性も，合理性も全く存在しないはずである。

一審においては，この点について，被告は結審時までに訴外での請求手続を進めていたものに対しては，訴訟上の請求と重複していたとしても，これに対する支払に応じていた。そして訴訟上はこれを弁済の抗弁として主張し，これに対して原告側も当該弁済の抗弁を争わない（当該損害項目の既払金を控除した金額を請求する）という対応をとり，双方代理人において二重払い回避の策を講じてきたところである。

しかるに，被告は，一審結審後，重複請求をする場合は訴えを全部取り下げるよう原告らに求め，訴えの全部取下げに応じない者に対しては，訴外での賠償金の支払をしてないという方針に突如として変更した。そこに変更の必要性も合理性も存在しないことは上記のとおりである。

かかる被告の方針は，自らが起こした事故により，被害者の住まいを奪い，ある者に対しては持病を悪化させ，またある者に対しては死亡させておきながら，避難先での新たな住まいの確保のために不動産賠償の支払を求めるという

必要差し迫る正当な請求を，訴訟提起を理由に拒否するものであり，自らの優越的な地位を濫用し（任意の支払に応じるかどうかの選択権を事実上もっているのは被告である。），信義誠実の原則（民法１条）を無視した行為である。

このような被告の対応は，原告らの精神的苦痛を増大する大きな要因になっており，原告らの慰謝料を増額する要素として考慮されなければならない。

第４　故郷喪失慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３】

１　故郷喪失慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３の１】

(1)　「故郷喪失・変容慰謝料」の内容

既に指摘したとおり，本件において「包括的平穏生活権」を侵害したことによって生じた「故郷喪失損害」の内容は，精神的苦痛（純粋慰謝料）だけにとどまらず，文化的・社会的な価値を含む様々な精神的損害，さらには有形・無形の財産的損害も包括する請求である点に特徴がある。その点で，慰謝料額算定における裁量判断にはおのずと限界があることになる。

「包括的平穏生活権」の中核に位置する地域生活利益が内包する機能について，一審において提出した淡路剛久教授の意見書（甲Ａ第146号証）は，「地域コミュニティが維持，発展させてきたコミュニティ生活利益を経済的側面，社会的側面，文化的側面，精神的側面などの観点から，整理してまとめる」ことにより，

①　生活費代替機能

②　相互扶助・共助・福祉機能

③　行政代替・補完機能

④　人格発展機能

⑤　環境保全・自然維持機能

という５つの機能（地域生活利益）を抽出した。これらは上記のとおり，社会的側面，文化的側面，精神的側面をも併せ持つ複合的な価値であるが，生活と生産の基礎となる経済的な機能が，その中核に存在することで，地域生活は成り立っている。これは，除本理史教授の見解では，「生活と生産の諸条件が一体となった束」と表現され，精神的価値であると同時に生活と生産活動の基礎となる経済的役割を果たしている。

原判決は，このような原告らの主張を踏まえて，本件における被侵害利益を「包括的生活利益としての平穏生活権」の内容をなす「地域生活利益」と捉えた上で，その要素をなす多様な「自然環境的条件」と「社会環境的条件」の総体が，経済的側面と精神的側面の両面において，「地域における住民の生活を支

える基盤」であると判示した。その上で,「故郷の喪失又は変容による有形，無形の損害ないし精神的苦痛を評価し，故郷の喪失又は変容による慰謝料を算定する」と判示しているのである（原判決 48 頁）。

これは，故郷喪失損害の性質・内容について，地域生活利益の「精神的側面」と「経済的側面」に着目して，その侵害はいわゆる「純粋慰謝料」（精神的苦痛に対する賠償）のみならず，「精神的価値」の喪失や「有形，無形の損害」（経済的損失）をも包含することを示唆している。

なお，この点で最高裁判決（最高裁 1964（昭和 39）年 1 月 28 日判決民集 18 巻 1 号 136 頁）が判示するように，民法 710 条にいう「財産以外の損害」とは,「すべての無形の損害を意味するもの」であり，損害のうち「数理的に算定できるものが，有形の損害（財産上の損害）であり，その然らざるものが無形の損害である。」。本件における故郷喪失慰謝料は，いわゆる純粋慰謝料（精神的苦痛）以外の，数理的に算定できない様々な損害（無形の損害）を包含しているのである。

⑵　様々な精神的価値の喪失（精神的損害）

まず，本件における故郷喪失慰謝料は，精神的苦痛（主体者が感じた苦痛・不快感のごとく，人間としての精神の安定状態が破壊されたことによる損害=いわゆる「純粋慰謝料」。）にとどまらず，様々な精神的価値（無形の価値）の破壊・喪失という精神的損害（無形の損害）を，広く含んでいる。

その実態は，原審までに主張・立証を尽くしてきたとおり，住民相互の緊密な結びつきであり，あるいは地域における文化的・社会的な伝統や制度の蓄積など多様なものである。一例をあげれば，著名な「相馬野馬追」や「大滝神社の浜くだり」,「三匹獅子舞」などの伝統芸能や文化的行事があり，農作業等における「結い」の伝統や，地域の様々な食文化や生活習慣。あるいは郷土の寺社との精神的なつながりと信仰，さらには郷土の自然や景観に至るまで，極めて広範なものを含む。それらは，上記の 5 機能に含まれる，例えば④人格発展機能の発現であることはもとより，②相互扶助・共助・福祉機能，⑤環境保全・自然維持機能が発揮された姿であり，結果であろう。

本件事故による放射能汚染と全住民の避難による離散は，地域生活利益が備えるあらゆる機能を失わせて，地域の社会的・文化的な精神的価値（無形の価

値）の破壊と喪失をもたらした。それは原告らにとって，甚大な精神的損害である。本件の故郷喪失損害は，こうした多様な損害を広く包摂することが大きな特徴である。

これらの指摘として，一審における除本理史教授の意見書ないし証言においては，「日常生活を支える諸条件」の内容として，自然環境，経済，文化（社会・政治）が挙げられ，地域独自の生活様式と文化が「長期継承性」と「固有性」を持つがゆえに，その喪失が甚大な影響と喪失感を与えることが指摘されている。また原審における関礼子教授の意見書と証言においては，「故郷とは，人と自然とのかかわり，人と人とのつながり，そしてこれらの永続性と持続性が三位一体となったものであること」が指摘された。

これらの深刻な精神損害（無形の損害）が生じていることについて，原判決は，これらを併せて慰謝料として算定することを明示しているのである。

(3) 無形の財産的損害

さらに，本件における「故郷喪失慰謝料」は，精神的損害のみならず，「無形の財産的損害」が含まれていることが重要であり，原判決は本件における故郷喪失・変容慰謝料として，無形の財産的損害をも含むことを明示している。

上記の地域生活利益が備える 5 つの機能を子細に検討すれば，それぞれが，地域住民に対して相互に互恵的に機能し，日々の日常生活や農業その他の生産活動を支えて，経済的な基礎となっていることが容易に理解できる。例えば，農家のみならず多くの家庭で自家用菜園を耕作し，その収穫は近隣同士で相互に贈答されていたが，このような慣習は，地域コミュニティの①生活費代替機能，②相互扶助・共助・福祉機能の発現であることはもとより，一方では④人格発展機能の 1 つでもあった。あるいは農業用水等の利水のための共同作業（「結い」の習慣でもある）は，生産活動と生活の基礎となる重要な事業であるが，これはまさに②相互扶助・共助・福祉機能，③行政代替・補完機能，⑤環境保全・自然維持機能の実現である。本件における故郷喪失損害とは，そのような諸機能による経済的価値の喪失であり，無形の財産的損害を主要な内容として含んでいることが特徴である。

この点について原判決は，極めて適切に被害の実態を理解し，表現している。すなわち，地域生活利益の諸要素をなす「自然環境的条件と社会環境的条件は，

住民が，そのような諸条件下になければ通常は無償で取得できない財物や役務を，無償で取得することを可能にしていた（経済的側面）ということができる」と判示して，端的にこれを，「故郷」（地域社会）の有する経済的側面（経済的機能）であると分析した。そして原判決は，故郷の喪失又は変容による慰謝料の金額を，その実情に応じて算定するものとし，避難指示の区分に応じて判示している。そのような「自然環境的条件と社会環境的条件の総体」が侵害されたことによる損害である以上，その内容が純粋慰謝料に加えて無形の財産的損害を含むことは当然であり，これが正しく算定評価されなければならない。

(4) 実体が反映されない算定評価

ところが，原判決がその損害総論の体系において判示した上記(2)及び(3)の内容は，肝心の損害算定の判示において，全く反映されていない。すなわち，原判決は「地域共同生活の利益」という表現を交えて，故郷喪失損害が精神的苦痛（いわゆる純粋慰謝料）のみならず，様々な精神的損害と，さらには無形の財産的損害をも中核として包含するものであるという特別の事情を認めながら，慰謝料の算定において斟酌されてないまま漫然と裁量判断が下されている。このような判断は，経験則と条理に反し著しく不合理なものであり，相当性を欠くものとして裁量判断の限界を逸脱するもので，上記 1994（平成 6）年最高裁判例に違反している。そのような損害評価は，理由齟齬ないし理由なし（民訴法 312 条 2 項 6 号）と言わざるを得ない。

さらに，以下のとおり，同時に，かかる不合理な損害評価は，原賠法 3 条 1 項における原子力損害の解釈適用において，経験則に反するものであり，明らかに法令の解釈・適用を誤ったもの（民訴法 325 条 2 項）として，破棄を免れない。

2 帰還困難区域の故郷喪失慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３の２】

(1) 原判決が前提とする「故郷」の内実について

前記１（「故郷喪失・変容慰謝料の内容」）記載のとおり，原判決は，淡路教授による地域生活利益が内包する機能についての整理や，除本教授及び関教授による分析を基にしたについての原告主張を踏まえて，本件における被侵害利益を「包括的生活利益としての平穏生活権」の内容をなす「地域生活利益」と

捉え，その要素をなす多様な「自然環境的条件」と「社会環境的条件」の総体が，経済的側面と精神的側面の両面において，「地域における住民の生活基盤」であると判示した上で，「故郷の喪失又は変容による有形，無形の損害ないし精神的苦痛を評価し，故郷の喪失又は変容による慰謝料を算定する」と判示している（原判決 48 頁）。

このように，原判決が一応「故郷」と呼んだところの，地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について，原告らはその具体的な内実を，一審及び原審における原告本人尋問等で顕出してきた。ごく一部であるが，その内容を以下に挙げる。

ア　人と自然とのかかわりについて（原判決 38 頁の整理に従えば，④故郷において自然との関わりを生きがいとして享受してきたこと，⑥生活代替機能，⑩環境保全・維持機能等が含まれる）

- 「富岡（岩井戸，※代理人注：避難元）と郡山（※代理人注：避難先）では，気候も違うし，何と言っても自然環境が違います。岩井戸での慣れ親しんだ周辺環境は，癒しと安心を感じますが，郡山ではそういうものを感じることはできません。」（甲 C 第 62 号証の 8・6 頁）
- 「うちのところ（※代理人注：浪江町）には大きな高瀬川という川があるんですよね。そこで私ら子供のときから魚釣りとか，海で海遊びとか，山では山菜採りとか，そういうことをしていました」（原審における大塚智原告本人調書 8 頁）「山にも川にも入れないようじゃ，故郷に帰ったという気持ちには程遠いのです。」（甲 C 第 51 号証の 28・3 頁）
- 事故前の楢葉町では，趣味の釣りや山菜採りなど，夫婦や地元の友人とよく出掛けて，取れたものを料理して楽しんでいた。釣った魚や採った山菜はかなりの数になるので，家庭だけでは食べられず，隣近所におすそ分けしたり，農家をやっている周りの人から逆に貰ったりしていた（原審における遠藤良一原告本人調書 11 頁，12 頁）。
- 南相馬市小高区の「高齢者は，ほとんどの人が，農作業をして暮らしていました。農作業は高齢者の当たり前の日常であり，人とのつながりのツールであり，生きがいでもあったのです。小高に戻ってきても，農業をできないなら，戻ってきた意味がない。」（甲 C 第 19 号証の 25・5 頁）

・　「(楢葉町の原告である）私は，もともと農業が好きで退職後は自分の田圃の他に休耕田を借りて 1 町 4 反歩の田圃から 100 俵の米を収穫し，原価を割って障がい者の施設に売って自慢していました。避難で田圃が作られなかったためにタニシやどじょう，田圃に住む虫などは，全くいなくなってしまいました。それらを餌にしていた鳥もいなくなりました。また，田圃に住んでいた蛙がいなくなったので，蛙を餌にしていた蛇も見かけなくなりました。さらに，田圃の泥を巣の材料にして，田圃に住む虫を餌にしていた家つばめもいなくなりました。川への鮎の放流もしなくなってしまいましたので，鮎釣りもできなくなっています。その鮎を餌にしていた川鵜も見かけなくなりました。このように，田圃で稲作をする人がいなくなることで，そこに住む生き物の生態系を大きく毀損してしまいました。」（甲 C 第 1 号証の 12・10 頁）

・　関礼子教授（環境社会学）の言葉を借りて上記のような故郷の実情が有する機能を説明すると，次のようになる。すなわち，原告ら住民は，山林，河川，海などの自然を生活圏の一部として生活していた。農業，家庭菜園作りをし，また，山菜，茸，魚介類などを自然から採取し，生活していた。住民は，このようにして生産，採取した食物を自ら消費し，また他者に贈答し，他者から贈答を受け，自給自足に近い生活を成り立たせていた（甲 A 第 801 号証 23 頁)。このような互酬関係は，人と人とのつながりための「結い」の役割も果たし，これにより人間関係はより密接になった。また，そのほかにも，海や川で釣りをし，豊かな自然を利用した農業，酪農，家庭菜園を行い，豊かな自然を遊び場，憩いの場として生活をしていたものである。

イ　人と人とのつながりについて（原判決 38 頁の整理に従えば，①地域生活，②職業生活，③家庭・自宅での生活⑦相互扶助・共助・福祉機能，⑧行政代替・補完機能，⑨人格発達機能等が含まれる）

・　「富岡（岩井戸）では，外を歩いて誰かに会えば，みんな顔見知りなので安心感がありました。先祖代々住んでいるのですから当然です。」（甲 C 第 62 号証の 8・5 頁）

・　「私の母を含め親族の多くが楢葉町に住んでいました。兄家族は実家を

引き継いで楢葉町に暮らしており，弟家族も楢葉町で暮らしていました。父方も母方も親戚が楢葉町に暮らしていました。私の実家は，父の祖母方の分家であり，本家も楢葉町にあり，遠縁の親戚まで交流が及んでいました。」（甲 C 第 37 号証の 14・3 頁）

- 原告らの故郷では，学校は地域の子どもたちの生活の場でもあるとともに，地域で子どもを育てる場であり，地域で育ててきた子供たちの成長を見守る場所である。そのため，運動会には親や祖父母に限らず，地域の多くの大人が参加し，交流する場となっていた（原審における第 1 回検証（2016 年 7 月 22 日実施）の楢葉北小学校における指示説明など）。
- 広野町で薬局を営んでいた原告は次のように述べる。同薬局は事故前，「病院からのお客さんだけでなく，配達等を通じて，役場，学校，企業などに多くのお客様がおり，地域密着の薬局」として安定した経営を続けていたが，広野駅東に移転した馬場医院にあわせた移転のために 3700 万円以上の負担をすることになってしまった（甲 C 第 6 号証の 2・2 頁）。仕事自体はあるものの，暫定的なものが多く，将来どうなるか不安はぬぐいきれない（同 3 頁）。広野小学校や広野中学校は再開しており，取引再開の要望はしているが，児童数減少のためか，それでも取引再開には至っていない（原審における稲川ひろみ原告本人調書 6 頁）。楢葉町の病院の患者が新たな販路となっており，売上全体の 1 割を占めているが，2020 年 4 月 1 日に楢葉町に薬局が開店予定（町が設立費用を全額負担し，かつ 2 年間収入保障するもの）であり，その後はそうした客は来なくなると思われる（同 8，9 頁）。薬局を再開した際の借金と，（その後馬場医院の移転にあわせた）移転のためにした借金が合わせて 2000 万円近く残っており，月々35 万円を返済している（同 5 頁）。退職した従業員の補充も困難である（同 10 頁）。故前は来ていた薬剤師のインターンシップ生が事故後は来なくなり，薬局の採用に悪影響が出ている（同 11 頁）。
- 富岡町の原告は，同じく原告である父について，本件事故前は「前向きで，アクティブで，止められないくらい気力にあふれている人で（原審における渡辺智子原告本人調書 11 頁）」あったが，いまは人生をかけてきた味噌屋（味噌製造・販売業）の営業をあきらめ，「もう，味噌屋は無理だ。

俺の人生は何もない。終わったんだ。」と述べるようになり，父は「抜け殻になってしまった。」と述べている。

・　浪江町に自宅のあった原告は次のように述べる。「住宅というのは正に私の歴史でもありますし，子供たちにとっても本当の歴史だと思いますね。やはり，ここで喜怒哀楽を共にしまして，生活をして子供を育てて社会に出したということです」（原審における大塚智原告本人調書 10 頁）「いよいよ自宅の取り壊しの日時を告げられたときは，覚悟はしていたものの，死刑囚が死刑台に乗せられたかのような心境で，足が震えました。」（甲 C 第 51 号証の 28・2 頁）「私の家は，自分で基礎を造りました。なぜならば，全くお金がありませんでしたから。そのときに，100 歳で亡くなった母親の友達まで来て，いろんなことを手伝ってくれました。また，山から木を出すのも自分でやりました。そのときに，友達が休みのときにも手伝いに来て，そして，やっとのことでその家を造ったんです。その家で私の子供たちが育ったんです。だから，すごく思い出のある家だったんです。それを壊さなければならない。解体しなければならない。本当にこれは，なってみなければ分からないとは思いますけれども，苦しいものでした。…どうしようもないから解体せざるを得ないよと，東京にいる娘に言いました。そしたら娘は飛んできたんです。飛んできて，最後に一回見なきゃということで見て，そして涙をこぼしながら，そこ（※自宅の障子）に大きな字でさようならと書いて帰ったんです。」（原審における大塚智原告本人調書 24，25 頁）

・　南相馬氏小高区の原告は，行政区について「自治体からいろいろ，広報とかの配布とか，自治体からの要請でいろいろ下請みたいな仕事，あるいは，大きなお祭りとか，町ぐるみでやる場合のそういった行事に対する要請に対する協力，そういったものと，あとは，行政区自体で自主的にやる，例えば，子どもを守る会などが組織されていましたので，夏休みには花火大会とか，そういったようなのもいろいろありますけれども，そういった自主的な行事に対する運営といいますか，そんなような二つの役割があ」ると述べ（原審における管野和男原告本人調書 16，17 頁），隣組については「大体 10 軒前後を一くくりにして隣組というのを結成して…行政の役

員を中心にしていろいろ，例えば，区費を集める場合は組長さんを選んでいただいて，組長さん同士で徴収するとか，いろんな行事に対して協力してもらうとか，そんなような活動を，あとは，隣組ですと，昔からある組織ですので，冠婚葬祭でのお手伝いとか助け合いといいますか，そういったことをやっておりました」（同 17 頁），「（本件事故前は）隣組の皆で集まって花見など季節の行事をしたり，家庭菜園や農家をしていたので互いにおすそ分けやお茶飲みがありました」（甲 C 第 30 号証の 9・3 頁）と述べる。

・　関教授の言葉を借りて上記のような故郷の実情が有する機能を説明すると，次のようになる。すなわち，人と人とのつながりは，故郷の持続性・永続性につながる。故郷の住民らは，子どものころから，小学校，中学校，場合によっては高校までずっと一緒に育ち，その間，同級生の関係だけでなく，先輩・後輩関係もそれぞれの保護者との関係も続く。世代を超えて一緒に活動する祭りや伝統芸能，運動会などの行事やイベントも多く，必然的に人間関係が密になる。（甲 A 第 801 号証 24 頁）。誰それのきょうだい，親，子などの関係性をもって，互いに人間関係を築き，それにより，初対面でも親近感を持ち，また，ごく自然に助け合うような関係が築けるのである。このように，つながりとは，過去から未来へと続いていく社会関係資本であった（甲 A 第 801 号証 24，25 頁）。自給自足的な生活は，１世帯，１地域で完結せず，世帯から世帯へ，地域の内外で必要な資源が配分され，均等化されることで成立する。野菜を栽培するときは，「わける」ことを見越して作り，竹林にタケノコが出ると，「取りにこい」と声をかける。山菜・キノコ採り，釣りなども，取る楽しみ，分ける楽しみがあった。故郷の住民は，このように有形なモノを「分け合い」，また，個々が持つ情報や提供しうるサービスもモノに代えて提供された（甲 A 第 801 号証 25 頁）。

ウ　人と自然とのかかわり，人と人とのつながりの永続性，持続性について（原判決 38 頁の整理に従えば，⑨人格発達機能を中心に，様々な機能が含まれる）

・　木戸（※代理人注：楢葉町）のお祭り（大瀧神社浜下り）が８年間の休

止の後，去年から再開しています。しかし，昔は子供会や青年団で神輿を担いだりしていましたが，去年はトラックが来てそれにお賽銭を投げるだけで活気がありません。」（甲C第30号証の9・5頁）。

・　「楢葉町は，解除されてからちょうど4年が過ぎますが，宝鏡寺（※代理人注：楢葉町にある原告早川篤雄（原告番号1-1）が住職を務める古刹）では，数々の行事を復活させることができておりません。……花祭り，じゃんがら念仏，月例の念仏会は全く復活させることができそうにありません。理由は，若い人，子どもの帰還者が非常に少ないからです。……お盆や春秋のお墓参りも高齢化が進んで少なくなっており，戻らない若い世代の子どもたちの代になったら，お墓参りの客の数がどうなるか，分かりません。…特に，花祭りは，子どもを対象にした行事でしたので，復活の見込みは全くありません。毎年4月の第一日曜日に集落の子どもたちに寺に集まってもらい行っていました。多い年には２０数人の子供たちが，誕生仏に甘茶を灌いで，小さな手を合わせていました。今，私の集落には，その子どもが1人もいません。子どもたちのために紙しばいを用意して聞かせたり，お菓子を用意しお土産にしていました。私も妻もその準備や当日の子どもたちとの触れ合いを非常に楽しみにしていましたが，子どもたちの喜ぶ顔はもう見ることはできません。…じゃんがら念仏は，集落内の青年たちの交流の場ともなっていたものですが，事故後全く行っていません。」（甲C第1号証の12・6，7頁）。

・　「私は，地元の初發神社の氏子総代を務めていました。神社は村の鎮守ですので，地域の人々の結びつきの中心となる存在でした。」（甲C第9号証の12・3頁）「初發神社というのは，双葉町での，春，夏，秋，冬の行事もありますし，あと，節分ですとか，結局，町民の生活に合わせた伝統文化でもありますので，やっぱり，一つの心の支えであったり，双葉町の魂のようなものです」（原審における小川貴永原告本人調書8頁）

・　関教授の言葉を借りて上記のような故郷の実情が有する機能を説明すると，次のようになる。すなわち，結いの精神に特徴づけられた生活は，毎年周回し，慣習化され，個々の住民を無意識に方向付ける習性や習慣が生まれた。周回する時間の中で組み立てられ，反復する生活は，結果として，

人々が根付く土地の場所性を強化し，その土地に重層的な意味と形を与え，一過性ではない，景観，文化，歴史，伝統，社会的風土が受け継がれ，育まれ，受け渡されていくのである（甲A第801号証25，26頁）。

エ　小括

原告は本件事故前，以上具体的に述べてきたような地域生活利益を得ており，これを失うことは，長期継承性と固有性を持つ，かけがえのない価値を奪われること（非代替的な損失）であるため，原告は深い喪失感に襲われて重大な精神的な苦痛を受け，また故郷の破壊により，原告には地域生活利益を失い生計の維持が困難になるという有形・無形の財産的損害が生じた。

原判決もこうした故郷・地域生活利益の内実と，それが失われまた変容したことを前提として，故郷喪失・変容慰謝料を算定しているはずである。

⑵　帰還困難区域について

ア　原判決が前提とした事実及び認定事実

原判決は，上記⑴に述べたような内実を持つ地域生活利益を帰還困難区域からの避難者である原告らも本件事故前に享受していたことを前提としているほか，新たに双葉町・大熊町のそれぞれについて空間放射線量の推移（令和元年11月1日時点で，双葉町体育館が0.796μSv／時，大熊町の夫沢三区地区集会所が7.781μSv／時など。いずれも測定高は100cm），健康調査の結果，除染の状況，公共交通機関・商業施設・教育施設・医療福祉施設の再開状況（基準時時点では，双葉町のガソリンスタンド2店舗と大熊町の大熊食堂以外は再開せず），平成30年の住民意向調査の結果（帰還意向について，「まだ判断がつかない」が双葉町で23.6%・大熊町で26.9%，「戻らないと決めている」が双葉町で61.5%・大熊町で59.3%など）を認定している。

イ　原判決の判示

原判決は，「帰還困難区域については，事故後8年以上経っても帰還の目途が立たないことから，地域共同生活の利益を将来にわたって全く失い，故郷が喪失したと評価しても差し支えない。すなわち，帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては，現時点でも帰還可能時期の目途が立たず，実際上は，将来にわたって帰還の希望が実現しないことが見込まれる。」と判示した（原判決49頁）。上記アの事実を前提とすれば，このような評価

は妥当なものである。

しかし，一方で，原判決はこのような評価を下しながら，故郷喪失損害の額について，「この点を考慮すれば，故郷の喪失による慰謝料として，600万円を認めるのが相当である。」と判示した（原判決49頁）。

ウ　原判決による損害算定の誤り

(ｱ)　まず，この帰還困難区域における故郷喪失慰謝料の損害金額算定の裁量判断には，600万円という評価額のうち，「精神的苦痛」及び様々な精神的損害に加えて，「無形の財産的損害」が含まれていることが全く窺えない。

地域生活利益の喪失がもたらす無形の財産的損害は，日々の生活と生産活動における，継続的な経済的利益の喪失であるから，一種の逸失利益としての性質を持つ。帰還困難区域からの避難者である原告らは，上記(1)で述べたような生活基盤たる経済的利益を全面的に喪失したのであるから，この損害を補う賠償額は，相当な高額に上るはずである。例えば避難継続慰謝料（避難生活による精神的苦痛）の評価額が月額10万円に値するというのであれば，地域生活利益の喪失による財産的損害がこれを下回るとは考えられない。それが，事故後これまでの9年間に加えて，今後も永続的に失われたことが認定されているのである。

(ｲ)　さらに，前記第3の3（「東電の悪質性を考慮していないこと」）で述べた通り，原判決は，被告が「原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い，原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地し」ておきながら「事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果」引き起こされたという点で，原告らの「精神的苦痛は，更に大きなものとなった」と判示し，被告の加害行為の悪質性を増額要素とすると判示しているのである。そして，被告の加害行為及び行為後における対応の悪質性を増額要素とすることは，原判決が損害項目に特に限定を付していないことから，故郷喪失慰謝料の算定においても妥当するはずである。

(ｳ)　加えて，原判決の故郷喪失慰謝料の算定額と避難継続慰謝料の算定額を合わせて検討してみれば，帰還困難区域について中間指針第四次追補が「帰還不能」損害（原判決の表現では「避難長期化慰謝料」）として700万円を賠償するものとしているところを原判決は故郷喪失慰謝料につい

て 600 万円と算定し，同差額の 100 万円を，指針等によって支払われた避難継続慰謝料の 750 万円に加算して，何ら理由を示すことなく居住制限区域，避難指示解除準備区域と同額の 850 万円としていることがわかる。すなわち，帰還困難区域について故郷喪失慰謝料が 600 万円という額は，中間指針による賠償水準に数字を合わせるために算定されたものと考えられるのである。

(ｴ) 本来原告としては，故郷の喪失によって生命の侵害（死亡）にも匹敵する精神的苦痛を与えられた上，無形の価値の喪失という精神的損害や，有形・無形の財産的損害も与えられたのであるから，故郷喪失慰謝料の額は交通事故裁判実務における死亡慰謝料額の基準に近似した 2000 万円を下ることはないと考えているのであるが，上記(ｱ)，(ｲ)で述べたことからすれば，少なくとも，原判決が認定した重大な財産的損害について，その評価額が，純粋慰謝料及び多様な精神的損害と併せて 600 万円という低額にとどまることについて，合理的な説明をすることは困難であると言わざるを得ない。そのことは，上記のとおり純粋慰謝料である避難継続慰謝料が 850 万円，「避難を余儀なくされた慰謝料」が 150 万円と算定されていることとの整合性が取れないことにも顕著である。

よって，上記の裁量算定額は，原判決自身が認定した故郷喪失損害の内容・内実を反映していないという著しく不合理なものであり，上記平成 6 年最高裁判例に違反し，社会的相当性を欠くものとして裁量判断の限界を逸脱している。そのような損害評価は，理由不備又は理由齟齬に当たる。

同時に，上記のような故郷喪失慰謝料の内容と性質に照らして，原判決の裁量算定額は低きに失し，著しく不相当であって，経験則又は条理に反するもので。これは社会通念により相当として容認される範囲を逸脱するものと言わざるを得ず，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の解釈・適用の誤りがあるものとして，破棄を免れない。

さらに上記(ｳ)からすれば，上記裁量算定額は，行政機関である原陪審が策定した指針が定める賠償水準に追従するためになされたと考えられるのであるから，「裁判官は，その良心に従い独立してその職権を行い，この憲法及び法律にのみ拘束される。」と定める憲法 76 条 3 項に違反するも

のであるし，このような指針への追従による損害算定の低額化は，原告らの有する幸福追求権（憲法 13 条），居住・移転・職業選択の自由（憲法 22 条 1 項），生存権（憲法 25 条），財産権（憲法 29 条）他という憲法上の基本的人権を侵害し，憲法に違反するものである。

3　居住制限・避難指示解除準備区域の故郷喪失慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３の３】

(1)　原判決の判示

原判決は，居住制限及び避難指示解除準備区域の故郷喪失慰謝料額について，

A　「居住制限区域及び避難指示解除準備区域については，事故から約 6 年までに解除されて帰還が可能になったとしても，社会生活上，このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり，故郷が変容してしまったことにより，地域共同生活の利益は損なわれ，有形，無形の損害および精神的苦痛が生じたと認められる。」

B　「慰謝料額の算定にあたっては，客観的には帰還することが可能な状況にあり，復興事業により当該地域のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが，同時に，仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく生活上の多大な不利益が続くことも，当然に考慮する必要がある。」

C　「そこで，本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や，地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮し」，

結論として「この地域においては，故郷の変容による慰謝料として，100 万円を認めるのが相当である。」と判示している（原判決 49 頁）。

(2)　原判決の判示内容の分析

ア　故郷喪失変容損害の発生について（上記判示 A）

原判決は上記 A の判示において，居住制限区域及び避難指示解除準備区域の一審原告らについても，「故郷が変容してしまったことにより，地域共同生活の利益は損なわれ，有形，無形の損害および精神的苦痛が生じた」ことを認めている。

これは，第一審判決前提事実及び認定事実（第一審判決別紙 7）は，帰還困難区域と居住制限区域，避難指示解除準備区域とで，「故郷喪失による精神

的損害を基礎づける事実」に違いがないことを認めたものである。

すなわち，原判決は，故郷喪失・変容慰謝料算定の基礎に据えられるべき故郷喪失・変容損害を基礎づける事情は，「帰還困難区域」と「居住制限，避難指示解除準備区域」において差異はなく，故郷喪失・変容によって原告らに生じた精神的苦痛について「帰還困難」と「居住制限，避難指示解除準備」とで違いがないと解しているものと理解される。

イ　慰謝料額の算定に際して考慮すべき事情について（上記判示 B）

(ｱ)　原判決は，上記 A の判示を踏まえて，居住制限・避難指示解除準備区域の慰謝料額に関して考慮すべき事情として

「客観的には帰還することが可能な状況にあ」り（B1），

「復興事業により当該地域のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要がある」（B2）

が，

「仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく生活上の多大な不利益が続くことも，当然に考慮する必要がある。」（B3）

として，上記 B1 ないし B3 の事情を考慮して慰謝料額を算定することを明らかにしている。

(ｲ)　B1（客観的な帰還可能な状況）に関する認定事実

原判決 9 頁で引用されている第一審判決第 2 章第 2 節「前提事実」11「避難指示区域等の解除」で整理されているとおり，南相馬市小高区は，2016（平成 28）年 7 月 12 日午前零時（前提事実 11 の(8)参照）に，浪江町は，2017（平成 29）年 3 月 31 日午前零時（同(9)参照），富岡町は，2017（平成 29）年 4 月 1 日午前零時（同(10)参照）に，楢葉町では 2015（平成 27）年 9 月 5 日午前零時（同(5)参照）にそれぞれ避難指示が解除されていることが認定されている。

(ｳ)　B2（物理的なインフラ等の復興状況）に関する認定事実

原判決の認定事実「第５　避難後の地域の状況について」（原判決 13～38 頁）において，各自治体（南相馬市，浪江町，双葉町，大熊町，富岡町，楢葉町，広野町，川内村の順）に，①空間放射線量の推移，②健康調査の結果，③除染の状況，④人口動態，⑤復興の状況（ⅰ　公共サービス，ⅱ

商業施設，iii　教育施設，iv　医療・福祉施設），⑥住民意向調査に関する事実が認定されている。

したがって，かかる認定事実から「復興事業により当該地域のインフラも物理的にはある程度回復している」と評価することができるかが問われることになる。

原判決の認定事実から「復興事業により当該地域のインフラも物理的にはある程度回復している」と評価することができないこと，さらに，復興事業等によってひとたび失われた「故郷」が取り戻されてはいないことについては，後述(3)で論じる。

(ｴ)　B3（帰還後の状況）に関する認定事実

原判決の認定事実「第５　避難後の地域の状況」に加え，原判決が引用する第１審判決別紙７から既に帰還している原告の状況等から「仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく生活上の多大な不利益が続くこと」及びその不利益が今後も継続すると推認されることについては，後述(4)で整理して論じる。

ウ　慰謝料の算定額に関する判示について（上記判示 C について）

原判決は，「本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度」や「地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮」するとしているが，「仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく生活上の多大な不利益が続くこと」になることは後述(4)で詳述する通りであり，さらに，今後の回復の見込みがないことについては後述(5)で詳述する。

エ　小括

以上のとおり，本項では，居住制限区域，避難指示解除準備区域の「故郷喪失・変容慰謝料」額を 100 万円とした原判決の評価が，上記 B2 に当たる事実について過大に評価する一方で，上記 B3 に関する事実を過少評価した結果であって，今後の復旧復興によりひとたび故郷喪失・変容により生じた精神的苦痛が回復されることがないことを看過したものであって，慰謝料の算定評価において明らかに理由が齟齬していることを論じる。以下詳論する。

⑶　復興事業等による当該地域のインフラの物理的な回復状況（上記⑵のイの(ｳ)の認定評価について）

ア　人口動態について

(ｱ)　居住制限区域及び避難指示解除準備区域の各市町の人口動態については，以下の事実が認定されている。

	2011.3.11時点（住民登録者数）	2019.9.30		
南相馬市小高区	12,842	7,524	住民登録者数	58.59%
浪江町	21,434	1,138	町内居住者数	5.31%
富岡町	15,960	1,107	町内居住者数	6.94%
楢葉町	8,011	3,853	町内居住者数	48.10%

（南相馬市につき原判決 15～16 頁，浪江町につき原判決 19～20 頁，富岡町につき原判決 27 頁，楢葉町につき原判決 31 頁参照）

居住率は，2011 年 3 月 11 日当時の人口を分母とし，2019 年 9 月 30 日時点の町内居住者数を分子とした数値である。なお，2019 年 9 月 30 日時点の町内居住者数（南相馬市小高区は住民登録者数）には，本件事故当時各市町に居住していた住民だけでなく，本件事故後，各市町に移住してきた者を含む数字である。

したがって，町内居住者数（住民登録者数）が回復したとしても，新規に移住してきた住民の割合が多ければ，もとの「故郷」が取り戻されていると評価することができないことは言うまでもない。

なお，南相馬市小高区の 2019 年 4 月 1 日時点での居住者数は 3，509 名（甲 A 第 836 号証）であり，これを分子とし 3.11 時点での住民登録者数を分母とした，2019 年 4 月 1 日時点での居住率は 27.32%となる。

また，居住率が 50%を超えたから，30%を超えたから，ひとたび失われた「故郷」が割合的に取り戻される関係を有するものでもない。

(ｲ)　これまでの帰還者・居住者数の推移から推認されるべきこと

ｉ　楢葉町では上記のとおり 2015 年 9 月 5 日午前零時をもって町内に発出されていた避難指示はすべて解除された。

楢葉町では，避難指示解除後の 2015（平成 27）年 10 月 20 日以降，2017 年 3 月 3 日まで，毎月一回，避難指示解除前日である 2015（平成 27）年 9 月 4 日現在の住民基本台帳人口 7，363 人を分母として「防犯

パトロール隊及び町内居住者確認表による状況確認（4 日以上滞在者)」帰還者数を分子とする帰還者集計及び帰還率を公表しており，避難解除後 1 か月時点である 2015（平成 27）年 10 月 20 日には住民の 4.3%が帰還しており，その後避難指示解除後 18 か月が経過した 2017（平成 29）年 3 月 3 日には 11.11%となっていた（甲A第 839 号証　楢葉町町内帰還者集計表平成 29 年 3 月 3 日現在参照)。

	世帯数	増減	人数	増減	帰還率
H27.10.20	203		321		4.36%
H27.11.4	216	13	346	25	4.70%
H27.12.4	235	19	388	42	5.27%
H28.1.4	247	12	421	33	5.72%
H28.2.4	256	9	440	19	5.98%
H28.3.4	263	7	459	19	6.23%
H28.3.22	270	7	465	6	6.32%
H28.4.4	273	3	473	8	6.42%
H28.4.28	287	14	503	30	6.83%
H28.6.3	311	24	536	33	7.28%
H28.7.4	344	33	600	64	8.15%
H28.8.4	361	17	641	41	8.71%
H28.9.2	376	15	681	40	9.25%
H28.10.4	385	9	696	15	9.45%
H28.11.4	396	11	718	22	9.75%
H28.12.2	405	9	737	19	10.01%
H29.1.4	419	14	767	30	10.42%
H29.2.3	424	5	781	14	10.61%
H29.3.3	441	17	818	37	11.11%

その後，発表方法が変更され住民基本台帳人口を分母とし，本件事故後に楢葉町に住民登録をしたものを含む町内居住者数を分子とする町内居住者数が公表されるように変更されたため単純な比較はできないが，2017 年 3 月 3 日時点の帰還者数 818 名（甲 A 第 839 号証）に対し，同年 3 月 31 日時点の町内居住者数 1，508 名（甲 A840 号証の 1）であり，2015 年 9 月の避難指示解除から 2017 年 3 月までの各月の帰還者数は最大 64 名増，最少 6 名増，平均 30 名弱であることからすれば，2017 年 3 月 31 日時点での帰還者は 850 名程度，居住者数は 1506 名であるから，帰還者を除く町内居住者 650 名程度が本件事故後楢葉町に居住するようになった者と推計され，新奇居住者の存在が居住率を 10%程度押し上げていることになる。

	住基人口	増減	世帯数	増減	居住者数	増減	65歳以上	19歳以下	高齢化率	居住率	人口数311比	311比居住率
H29.3.31	7,215		760		1,508		—	—	—	20.9%	90.06%	18.82%
H29.4.30	7,231	16	854	94	1,616	108	621	154	38.4%	22.3%	90.26%	20.17%
H29.5.31	7,241	10	896	42	1,683	67	629	175	37.4%	23.2%	90.39%	21.01%
H29.6.30	7,233	−8	920	24	1,740	57	645	186	37.1%	24.1%	90.29%	21.72%
H29.7.31	7,215	−18	953	33	1,784	44	660	187	37.0%	24.7%	90.06%	22.27%
H29.8.31	7,184	−31	1,019	66	1,906	122	724	192	38.0%	26.5%	89.68%	23.79%
H29.9.30	7,160	−24	1,038	19	1,947	41	736	195	37.8%	27.2%	89.38%	24.30%
H29.10.31	7,153	−7	1,081	43	2,030	83	767	201	37.8%	28.4%	89.29%	25.34%
H29.11.30	7,142	−11	1,124	43	2,105	75	801	206	38.1%	29.5%	89.15%	26.28%
H29.12.31	7,141	−1	1,173	49	2,203	98	840	214	38.1%	30.9%	89.14%	27.50%
H30.1.31	7,140	−1	1,213	40	2,270	67	856	221	37.7%	31.8%	89.13%	28.34%
H30.2.28	7,108	−32	1,272	59	2,390	120	906	229	37.9%	33.6%	88.73%	29.83%
H30.3.31	7,047	−61	1,530	258	2,929	539	1153	277	39.4%	41.6%	87.97%	36.56%
H30.4.30	7,046	−1	1,686	156	3,302	373	1285	304	38.9%	46.9%	87.95%	41.22%
H30.5.31	7,046	0	1,711	25	3,343	41	1306	306	39.1%	47.4%	87.95%	41.73%
H30.6.30	7,007	−39	1,715	4	3,367	24	1311	310	38.9%	48.1%	87.47%	42.03%
H30.7.31	7,006	−1	1,752	37	3,424	57	1334	310	39.0%	48.9%	87.45%	42.74%
H30.8.31	6,996	−10	1,775	23	3,481	57	1356	322	39.0%	49.8%	87.33%	43.45%
H30.9.30	6,990	−6	1,789	14	3,510	29	1368	327	39.0%	50.2%	87.26%	43.81%
H30.10.31	6,996	6	1,809	20	3,560	50	1369	346	38.5%	50.9%	87.33%	44.44%
H30.11.30	6,982	−14	1,828	19	3,599	39	1375	357	38.2%	51.5%	87.16%	44.93%
H30.12.31	6,971	−11	1,832	4	3,613	14	1397	354	38.7%	51.8%	87.02%	45.10%
H31.1.31	6,969	−2	1,841	9	3,641	28	1401	365	38.5%	52.2%	86.99%	45.45%
H31.2.28	6,946	−23	1,847	6	3,657	16	1400	368	38.3%	52.6%	86.71%	45.65%
H31.3.31	6,908	−38	1,843	−4	3,678	21	1416	379	38.5%	53.2%	86.23%	45.91%
H31.4.30	6,892	−16	1,874	31	3,729	51	1430	392	38.3%	54.1%	86.03%	46.55%
R1.5.31	6,890	−2	1,878	4	3,741	12	1440	393	38.5%	54.3%	86.01%	46.70%
R1.6.30	6,881	−9	1,884	6	3,761	20	1447	394	38.5%	54.7%	85.89%	46.95%
R1.7.31	6,885	4	1,927	43	3,821	60	1455	405	38.1%	55.5%	85.94%	47.70%

（甲A第840号証の1ないし29から集計）

また，2017年3月31日以降の居住率においては公表時の住民基本台帳人口が分母とされているところ，楢葉町の住民基本台帳上の人口は本件事故後減少傾向が続いており，本件事故前の住民の帰還が進まず，避難先への住民登録の変更も起こっている。

甲A840号証の1ないし29によって，2017年以降の人口動態の推移を見ると，避難者向け仮設住宅の提供が打ち切られた2017（平成29）年3月末以降町内居住者数自体は増加しているが，2019（令和元）年7月31日現在の住民基本台帳人口は6,885名，そのうち町内居住者は3,821人，町内居住率は55.50%となっている。これを本件事故時の住民基本台帳人口8，011人と比較すると1，126名の人口減となっており，この間の居住率の推移を見ると避難住宅の無償提供が打ち切られた2018年3月及び4月に414世帯912人の増加と顕著な増加を見せたもののその後増加は鈍化し，町内居住者数の増加は頭打ちとなっていることが読み取れる。

さらに，町内に居住している年齢別人口を見ると，65歳以上が1，455人，町内居住者全体の約38%前後で推移しており，楢葉町に居住している人の高齢化が高止まりしていることが読み取れる。

楢葉町では，本件事故による避難指示に伴って，住民基本台帳上の人口の減少が始まったこともあり，避難指示の解除後，2019 年 7 月 31 日現在までに居住者数は 3，821 名，住民基本台帳上の人口 6，885 名を分母とすると居住率は 55.50%となるが，分母を本件事故時の住民基本台帳上の人口 8，011 人とすると 47.70%，避難指示解除時の住民基本台帳上の人口 7，363 人としても 51.89%にとどまっており，このような避難指示解除後 3 年間の推移からすれば，66 カ月に及ぶ避難指示が解除されても，今後，人口数，居住者数，年齢構成が事故前の状況に戻ることは期待することができないことが読み取れる（詳細は，原審における一審原告ら控訴審準書(15)94～97 頁参照）。

ii　南相馬市小高区

南相馬市小高区では上記のとおり 2016 年 7 月 12 日午前零時をもって区内に発出されていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示は解除された。

下表は，本件事故時，避難指示解除時及び 2018 年 3 月 31 日時点での南相馬市小高区の住民基本台帳の登録人数を表にしたものである。

年齢層	2011.3.11 （本件事故当時）	構成比	2016.7.12 （避難指示解除時）	構成比	2018.3.31	構成比	本件事故時と 2018.3.31の差
0～19	2,350	18.32%	1,481	15.10%	950	12.24%	−1,400
20～40	2,613	20.37%	1,717	17.50%	1,197	15.42%	−1,416
41～64	4,288	33.43%	3,249	33.12%	2,529	32.58%	−1,759
65～	3,574	27.87%	3,363	34.28%	3,086	39.76%	−488
総数	12,825		9,810		7,762		−5,063

住民基本台帳に登録数は，本件事故当時と 2018 年 3 月 31 日時点を比較すると総数で 5，063 人の減少となっており，本件事故時と比較して 40%もの減少となっている。年齢別の構成比では，特に，0～19 歳は，本件事故時には人口総数の 18.32%を占めていたが，2018 年 3 月 31 日時点では 12.24%に，20～40 歳でも 20.37%（本件事故当時）から 15.24%（2018.3.31 時）に減少している一方で，65 歳以上は 27.87%から 38%に増加しており，本件事故後，小高区の住民の高齢化が急速に進行していることが読み取れる。

	居住者数	増減	3.11時小高区に住民登録のあった者	増減	3.11時小高区に住民登録がなかった者	増減	住民登録がなかったの者の割合
2016.10.1	880		808		72		8.18%
2017.4. 1	1,497	617	1,356	548	141	69	9.42%
2017.10.1	2,219	722	1,968	612	251	110	11.31%
2018.4.1	2,654	435	2,359	391	295	44	11.12%
2018.10.1	2,934	280	2,578	219	356	61	12.13%
2019.4.1	3,509	575	3,134	556	375	19	10.69%

さらに，2016 年 10 月 1 日以降，半年ごとの小高区内の居住者数，そのうち 3.11 時に小高区に住民登録があった者となかった者とに分けた数を集計したものが上表である（甲 A 第 836 号証 6 頁参照）が，ここから小高区内に居住している者のうち本件事故時に小高区に住民登録をしていなかったものが 10%強を占めるに至っている。

	2016.10.1	2017.4.1	2017.10.1	2018.4.1
住民登録者数	9,061	8,207	8,402	7,762
居住者数	880	1,497	2,219	2,654
居住者数（3.11時に小高区に住民登録があった者）	808	1,356	1,968	2,359
居住率（住民登録数比）	9.71%	18.24%	26.41%	34.19%
居住率（3.11時の住民登録者数（12,825人）比）	6.86%	11.67%	17.30%	20.69%
帰還率（3.11時の住民登録者数（12,825人）に対する当時小高区に住民登録のあった居住者数比	6.30%	10.57%	15.35%	18.39%

（甲 A 第 836 号証 4 頁表 1－3，8 頁表 2－1，2－2，2－3 から作成）

また，避難指示解除直後の 2016 年 10 月 1 日以降，半年ごとの住民登録者数及び小高区の居住者数を対比すると住民登録者数を分母とし居住者を分子とする居住率では 2018 年 4 月 1 日時点で 34.19%となるが，本件事故時に小高区内に住民登録があった者のうち同時点で小高区内に居住している者の割合は 18.39%にとどまる。ここでも本件事故後，小高区内に住民登録を移動した者が居住率を押し上げていることが読み取れる。

iii　浪江町

浪江町では上記のとおり 2017 年 3 月 31 日午前零時をもって町内に発出されていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示は解除された。

下表は，本件事故時，避難指示解除時及び 2018 年 3 月 31 日時点での浪江町の住民基本台帳の登録人数を表にしたものである。

年齢層	2011.3.11時点（本件事故当時）	構成比	2017.3.31時点（避難指示解除当時）	構成比	2019.4.1時点	構成比	本件事故時と2018.3.31の差
0～19	3,353	18.85%	2,439	16.06%	2,113	14.60%	−1,240
20～40	4,075	22.91%	3,132	20.62%	2,849	19.69%	−1,226
41～64	6,211	34.92%	5,261	34.63%	4,955	34.25%	−1,256
65～	4,148	23.32%	4,359	28.69%	4,552	31.46%	404
総数	17,787		15,191		14,469		−3,318

住民基本台帳の登録数は，本件事故当時と 2019 年 4 月 1 日時点を比較すると総数で 3，318 人の減少となっており，本件事故時と比較して 20%程度減少しており，2019 年 4 月 1 日の時点で減少傾向に歯止めがかかっておらず，今後も減少が続くことが見込まれる（甲Ａ第 813 号証）

年齢別の構成比では，特に，0～19 歳は，本件事故時には人口総数の 18.85%を占めていたが，2018 年 3 月 31 日時点では 14.60%に，20～40 歳も 22.91%（本件事故当時）から 19.69%（2019 年 4 月 1 日時点）に減少している一方で，65 歳以上は 23.32%から 31.46%に増加しており，本件事故後，浪江町の住民登録人口の高齢化が急速に進行していることが読み取れる。

	2017.4.1	2017.10.1	2018.4.1	2018.10.1	2019.4.1
住民登録者数	15,191	15,007	14,847	14,741	14,469
居住者数	24	190	540	750	888
居住者数（3.11時に浪江町に住民登録があった者）	22	186	421	570	659
居住率（住民登録数比）	0.16%	1.27%	3.64%	5.09%	6.14%
居住率（3.11時の住民登録者数（17,787人）比）	0.13%	1.07%	3.04%	4.22%	4.99%
帰還率（3.11時の住民登録者数（17,787人）に対する当時浪江町に住民登録のあった居住者数比	0.12%	1.05%	2.37%	3.20%	3.70%

避難指示が解除された 2017 年 4 月以降の浪江町の居住者数は上表の通りである。避難指示解除直後の 2017 年 4 月 1 日以降，半年ごとの住民登録者数及び浪江町の居住者数について，住民登録者数を分母とし，居住者数を分子とする居住率では 2019 年 4 月 1 日時点で 6.14%であるが，本件事故時に浪江町内に住民登録があった者のうち 2019 年 4 月時点で浪江町に居住している者の割合は 3.70%にとどまる。

本件事故当時の住民登録人口 17，787 人のうち 2019 年 7 月末日現在浪江町に帰還している者は 659 人（4.5%）。死亡者は 1，507 名（8.5%甲 A813 号証表 1－5 参照），町外への転出者は 3，364 人（18.9%同表 1－4）となっており，本件事故後に転入した現居住者は 229 名であり，居住者のうち本件事故後に浪江町に転入してきた者の割合は 25.8%に上っている。

居住者の4分の1が本件事故後浪江町に転入してきた者で占められており，今後，人口数，居住者数，年齢構成が事故前の状況に戻ることは期待できない状況におかれている。

ⅳ　上記3市町を通覧すれば，避難指示解除直後から，廃炉，除染等の作業に従事するため原発事故以降に避難指示解除区域に居住するようになった者が一定数（楢葉町では10%程度，小高区では10%強，浪江町では25%程度）おり，その数は解除後時間の経過とともに増え続けていることが分かる。また，各市町とも，避難指示解除後，住民登録者数は減少していること及び避難指示解除以降転入してきた者が一定数にのぼることにより，住民登録者数を分母とし，居住者数を分子として算出している居住率を押し上げている。

2015年9月に避難指示が解除された楢葉町，2016年7月に解除された南相馬市小高区における帰還の状況は，避難住宅の提供が打ち切られた2018年3月及び4月に顕著な増加を見せたもののその後増加は鈍化している。このような先行して解除された楢葉町，南相馬市小高区の帰還状況の推移からして，2017年に避難指示が解除された浪江町，富岡町において，本件事故時に居住していた住民の帰還は今後顕著な増加をみせることはなく，頭打ちになるものと推認される。

さらに，避難期間が長期に及んだことにより，浪江町，富岡町においては，楢葉町，南相馬市小高区と比較して，住民意向調査において「帰還しない」と決めているとの回答の割合が高まっている（浪江町平成29年調査では49.5%（甲A第748号証），富岡町平成30年調査では48.1%（甲A第720号証），南相馬市平成28年調査では15.7%（甲A第756号証），楢葉町平成28年調査では25.2%（甲A第542号証））。

すなわち，本件事故時の居住者のうち，現在までに帰還した人の割合は先行して解除された楢葉町で40%程度，南相馬市小高区では20%程度で頭打ちとなっており，遅れて避難指示が解除された浪江町，富岡町においては，住民意向調査で「帰還しない」と回答した割合が楢葉町の2倍近く，南相馬市小高区の2.5倍となっていることからしても，居住率は楢葉町，小高区の水準に達しないことが見込まれる。

したがって，各市町とも，今後，時間の経過により，人口数，居住者数，年齢構成が事故前の状況に戻ることは期待することはできないと評価されなければならない。

イ　復興状況に係る認定事実について

(ｱ)　公共サービス

原判決では，公共サービスとして役場の業務再開状況，出張所等の開設状況（南相馬市小高区につき原判決16頁，浪江町につき原判決20頁，富岡町につき27頁，楢葉町につき31頁）のほか，上下水道について「平成25年度までに，主要道路，上下水道などの公共インフラは，おおむね復旧した」（南相馬市　原判決16頁），「平成27年7月までに電気，上下水道，道路，通信等の生活インフラは，津波被災地域を除き，復旧した」（楢葉町につき原判決31頁）とされている。

避難指示解除区域について電気，上下水道，道路，通信等の生活インフラが復旧していることは，避難指示区域に戻って生活する最低条件にとどまり，生活インフラが復旧しているだけで元の「故郷」での「地域生活利益」を享受した生活を取り戻すことができるわけではない。

また，原判決は，交通インフラについて「JR常磐線は，平成29年4月に小高駅－浪江駅間で運行を再開し……平成29年10月からJR常磐線浪江駅－富岡駅間の列車代行バスが運行を開始し」たこと（原判決16頁），「JR常磐線は，平成29年10月に富岡駅－竜田駅間で運行を再開し」（原判決28頁）たことを　認定しているほか，「平成27年4月から南相馬－東京方面の高速バスが運行を開始した」（南相馬市につき原判決16頁），「平成30年4月から南相馬－浪江間の巡回バス，本宮－二本松間のシャトルバスが運行を開始した」（浪江町につき原判決20頁），「路線バス『急行　富岡駅－いわき駅』が1日4往復，高速バス「仙台 - いわき」線が1日7往復」運行されている（富岡町につき原判決28頁）としているが，これらも，避難指示区域と仙台，いわきといった周辺都市との交通手段が再開され，あるいは避難指示に伴い役場が避難し，出張所を開設した避難先地域（二本松，本宮）と避難元地域とを結ぶ交通手段が設けられたことを意味するにとどまる。

特に，富岡町につき「『町内循環バス』が 1 日 6 往復，デマンドバス『さくら号』が週 4 日……運行されている」（原判決 28 頁），楢葉町につき「町内お出かけタクシー助成制度が設けられたほか，町内お買い物バス（ここなら笑店街への買い物支援）が運行されている」（原判決 31 頁）とされているが，これは，一方で避難指示自治体においては，本件事故前，住民が利用していた路線バス等の公共交通機関の運行がいまだ再開されていないための代替手段にとどまり，原判決の認定事実から，元の「故郷」での「地域生活利益」を享受した生活を取り戻すことができると評価することはできない。

(ｲ) 商業施設

ｉ 原判決では，商業施設の状況として「南相馬市小高区内では，東町エンガワ商店，飲食店 6 店舗，コンビニエンスストア 3 店舗，魚屋，帽子カバン店，衣料品店，本屋等が営業を再開したほか，ガソリンスタンド，理美容室等の一部も営業を再開し，平成 30 年 12 月には公設民営商業施設『小高ストア』が営業を開始した。また，あぶくま信用金庫，小高郵便局，飯崎簡易郵便局，東邦銀行，JA 福島ふくしま未来小高総合支店，同福浦支店が営業を再開した」（南相馬市小高区につき原判決 16 頁），「ガソリンスタンド 3 店舗，コンビニエンスストア 2 店舗が営業を再開し，平成 28 年 10 月には仮設商業施設『まちなみマルシェ』が役場敷地内で営業を開始した。また，あぶくま信用金庫浪江支店が営業を再開し，東邦銀行浪江支店・双葉支店が幾世橋地内で営業を開始した」（浪江町につき原判決 20 頁），「『さくらモールとみおか』（ヨークベニマル，ダイユーエイト，ツルハドラッグ，地元飲食店によるフードコート等）が営業している。また，コンビニエンスストア，金融機関，飲食店，ガソリンスタンド等が営業を再開した」（富岡町につき原判決 28 頁），「平成 30 年 6 月に公設民営の商業施設『ここなら笑店街』が営業を開始したほか，コンビニエンスストア 3 店舗，飲食店 8 店舗，ガソリンスタンド 2 店舗などが営業を再開し，楢葉中学校の再開に伴い文房具店も開業した。また，東邦銀行楢葉支店，JA 福島さくら楢葉支店が営業を再開した」（楢葉町につき原判決 31 頁）が認定されている。

これらの商業施設等の大半は，公設民営であることに示されている通り，避難指示の解除に伴い帰還した住民及び廃炉作業等によって新たに避難指示区域に居住するに至った者の衣食のニーズを支えるために開設されたものである。

ii　原判決が認定した南相馬市の住民意向調査（甲A第756号証）においては，回答者全体のうち，現在の住まいが，「震災当時の住居以外」66.6%，「震災当時の住居とそれ以外の住居を行き来している」14.6%と回答した者について，今後の定住先についての質問につき，「現時点では，まだ判断がつかない」と回答した17.1%の者について，その理由を問うた設問（複数回答）においては「生活に必要な商業施設などがもとに戻りそうにないから」が51.8%となっており，定住先について「南相馬市以外の場所に住みたい（住んでいる）」と回答した19.3%の者について，その理由を問うた設問（複数回答）においても「生活に必要な商業施設などがもとに戻りそうにないから」が47.4%となっている（南相馬市につき原判決17～18頁）。

また，浪江町の住民意向調査（甲A第748号証）においても，回答者全体のうち「すぐに・いずれ帰還したいと考えている」13.5%と回答した者について，帰還する場合の条件についての設問（複数回答）に対して，「商業やサービス業などの施設が整うこと」が60.2%となっており，帰還に関して「まだ判断がつかない」31.6%と回答した者について，帰還を判断に必要なことを問うた設問（複数回答）おいては「商業やサービス業などの施設の復旧時期の目途」が51.5%であり，「帰還しないと決めている」と回答した49.5%の者が帰還しないと決めた理由は，「生活に必要な商業施設などがもとに戻りそうにないから」が37.6%となっている（浪江町につき原判決20～21頁）

富岡町の住民意向調査（甲A第720号証）においても，帰還の意向について「まだ判断がつかない」16.8%と回答した者に対して，その理由を問うた設問では「生活に必要な商業施設などがもとに戻りそうにないから」が32.2%となっており，「戻らないと決めている」48.1%に回答した者に対して，その理由を問うた設問では「医療環境に不安があるか

ら」が 24.5%となっている（富岡町につき原判決 28～29 頁）。

楢葉町の住民意向調査（甲 A 第 542 号証，甲 A 第 565 号証）においても，帰還の意向について「条件が整えば，楢葉町に戻る」と回答した 23.9%の者について，帰還の条件として考慮する情報は「商業施設の再開・拡充」が 52.7%であり，「楢葉町には戻らない」と回答した 25.2%の者に対して，その理由を問うた設問では「商業施設の再開が十分でないから」が 31.7%となっており，「戻るかどうかについて，今はまだ判断できない」と回答した 19.8%の者について，帰還を判断する上で参考とする情報は「商業施設の再開・充実の状況」が 44.9%となっている（楢葉町につき原判決 32～33 頁）。

これらの住民意向調査の結果から，避難指示が解除されても，本件事故前に原告ら避難指示区域の住民が享受していた「地域生活利益」のニーズを満たすだけの商業施設の再開が進んでいないことが読み取れる。

iii　経済産業省が行う商業統計調査について，本件事故前の 2007 調査，避難指示解除後の 2014 年調査（甲 A 第 733 号証）及び公表されている最新の調査結果である 2016 年調査における避難指示区域の小売業者数を比較したのが下表である。

	2007	2014	2016
鹿島町	132	394	428
原町市	600		
小高区	156		
浪江町	283	×	1
双葉町	95	ー	－
大熊町	107	ー	－
富岡町	178	ー	1
楢葉町	84	×	5
広野町	66	15	18
川内村	49	11	20

楢葉町では本件事故前には小売業を営む事業所数は 84 を数えていたが，避難指示解除後 1 年を経過した 2016 年においても 5 事業者が町内で営業しているにとどまり，避難指示が先に解除された川内村，広野町においても，解除後の事業者数は元の事業者数の 4 分の 1 程度で推移しており，避難指示がされ顧客である住民がいなくなればもちろん，避難指示が解除されても顧客となるべき住民の帰還が進まなければ，もとの「故郷」での営業再開が困難であることが見て取れる。小売業などの事

業経営は，居住者数の回復に比例した規模で再開できるものではなく，一定以上の消費・購買力が回復しない限り，経営として成り立たない。そして，そのようにして地域の事業経営が成り立たない間は，住民も帰還できないのである。

このようにして，本件事故前，住民が利用していた小売店舗がいまだ再開されておらず，原判決が認定する通り，現在，避難指示解除区域内で営業している商業施設は公設民営の施設であることからしても，現在，営業している商業施設は，本件事故後に転入してきた居住者を含む現在の居住者のニーズを満たすためのものにとどまり，本件事故前に原告ら住民が享受していた「地域生活利益」のニーズを満たすものではなく，いくつかの商業施設が営業していることだけで，元の「故郷」での「地域生活利益」を享受した生活を取り戻すことができると評価することはできない。

(ｳ) 教育施設

原判決は，避難指示解除区域の教育施設の再開状況につき「幼稚園，保育所，小学校，中学校，高等学校は運営を再開した。ただし，幼稚園，保育所は一部休園中である」（南相馬市につき原判決 16 頁），「平成 30 年 4 月，幼保連携型認定こども園『浪江にじいろこども園』が開園し，なみえ創成小学校，なみえ創成中学校が開校した」（浪江町につき原判決 20 頁），「平成 31 年 4 月，幼保連携型認定こども園『にこにここども園』が開園し，平成 30 年 4 月，小学校，中学校が再開した」（富岡町につき原判決 28 頁），「平成 29 年 4 月，認定こども園『あおぞらこども園』が運営を再開し，楢葉北小学校，楢葉南小学校，楢葉中学校が小・中連携型で運営を再開した」（楢葉町につき原判決 31 頁）ことを認定している。

避難指示解除区域について2010年度と2018年度の小中学校に通学する児童生徒の数を比較したものが下表である。

	2010年度	2018年度	2010年度/2018年度
田村市(都路地区)	228	110	48.25%
南相馬市(小高区)	1087	126	11.59%
川俣町(山木屋地区)	99	15	15.15%
広野町	541	219	40.48%
楢葉町	686	107	15.60%
富岡町	1487	23	1.55%
川内村	166	65	39.16%
浪江町	1773	7	0.39%
葛尾村	112	18	16.07%
飯舘村	531	79	14.88%

（2018年3月9日東京新聞　各教育委員会への取材による）

避難指示が長期化した居住制限・避難指示解除準備区域では，帰還者数が頭打ちとなり，人口構成が高齢化していることは後述するとおりであるが，避難指示解除区域において小・中学校に通う児童・生徒の数は，軒並み激減しており，南相馬市小高区で11.59%，楢葉町で15.60%，富岡町では1.55%，浪江町0.39%にまで減少している。

原判決が認定する通り，施設としての小中学校は運営を再開しているとしても，そこに通う児童生徒の数は事故前とは比較にならないほど減少していることを見落としてはならない。

(ｴ)　医療福祉施設

原判決では「本件事故発生前は8病院39診療所が診療等を実施していたが，平成30年12月時点で6病院31診療所が診療棟を実施している。また，平成29年2月に市立総合病院に『脳卒中センター』が開設され，同年4月に小高調剤薬局が再開，同年12月にコスモ調剤薬局小高店が開業した」（南相馬市につき原判決17頁），「平成29年3月に幾世橋に浪江診療所が開設された」（浪江町につき原判決20頁），「平成28年10月に町立とみおか診療所が開設され，平成30年4月に県立ふたば医療センター附属病院が開設されたほか，平成29年4月に富岡中央医院が診療等を再開した。また，平成29年4月に社会福祉協議会が町内で活動を再開した」（富岡町につき原判決28頁），「平成28年7月に蒲生歯科医院，平成27年10月にときクリニック（内科等）が診療を再開し，平成28年2月に県立ふたば医療センター附属ふたば復興診療所が，平成28年6月にふたば緊急総合医療支援センターが開設された。また，平成27年11月に『デイサービスセンターやまゆり荘』が運営を再開し，平成28年3月に特別養

護老人ホーム『リリー園』が規模を縮小して運営を再開し，平成 28 年 3 月『NPO シェルパ』が町内の障碍者を支援する団体として設立した」（楢葉町につき原判決 31～32 頁）とされている。

原判決が認定した南相馬市の住民意向調査（甲 A 第 756 号証）においては，回答者全体のうち，現在の住まいが，「震災当時の住居以外」66.6%，「震災当時の住居とそれ以外の住居を行き来している」14.6%と回答した者について，今後の定住先についての質問につき，「現時点では，まだ判断がつかない」と回答した 17.1%の者について，その理由を問うた設問（複数回答）においては「医療環境に不安があるから」61.1%，「介護・福祉サービスに不安があるから」40.1%との回答がされ，定住先について「南相馬市以外の場所に住みたい（住んでいる）」と回答した 19.3%の者について，その理由を問うた設問（複数回答）においても「医療環境に不安があるから」53.2%，「介護・福祉サービスに不安があるから」36.0%となっている（南相馬市につき原判決 17～18 頁）。

また，浪江町の住民意向調査（甲 A 第 748 号証）においては，回答者全体のうち「すぐに・いずれ帰還したいと考えている」13.5%と回答した者について，帰還する場合の条件についての設問（複数回答）に対して，「医療・介護などが整うこと」64.2%となっており，帰還に関して「まだ判断がつかない」31.6%と回答した者について，帰還を判断に必要なことを問うた設問（複数回答）おいては「医療・介護の復旧時期の目途」60.9%であり，「帰還しないと決めている」49.5%が帰還しないと決めた理由は，「医療環境に不安があるから」が 42.6%となっている（浪江町につき原判決 20～21 頁）

富岡町の住民意向調査（甲 A 第 720）においても，帰還の意向について「戻りたいが，戻ることができない」18.4%と回答した者に対して，その理由を問うた設問では「医療環境に不安があるから」34.2%であり，「まだ判断がつかない」16.8%と回答した者に対して，その理由を問うた設問では「医療環境に不安があるから」44.5 となっており，「戻らないと決めている」48.1%に回答した者に対して，その理由を問うた設問では「医療環境に不安があるから」が 32.4%となっている（富岡町につき原判決 28～

29 頁)。

楢葉町の住民意向調査（甲 A 第 542 号証，甲 A 第 565 号証）においても，帰還の意向について「条件が整えば，楢葉町に戻る」と回答した 23.9%の者について，帰還の条件として考慮する情報は「医療施設の拡充」が 61.3%であり，「楢葉町には戻らない」と回答した 25.2%の者に対して，その理由を問うた設問では「医療施設が十分でないから」が 43.6%となっており，「戻るかどうかについて，今はまだ判断できない」と回答した 19.8%の者について，帰還を判断する上で参考とする情報は「利用施設の充実度」が 60.9%となっている（楢葉町につき原判決 32～33 頁)。

これらの住民意向調査の結果からは，「医療環境に不安がある」ことが帰還しないという決断をする理由となっており，あるいは，帰還するかどうか判断がつかない理由となっていることからしても，原判決が認定する通り，避難指示解除区域内で診療等を再開している医療機関があるとしても，未だ十分ではなく，原判決の認定をもって当該地域で生活をして行くに十分な医療福祉サービスが提供されているものではないことが読み取れる。

ウ　産業の回復状況ついて

原判決では，住民の経済活動の復興の状況について触れられていないが，避難指示解除後，なお，従前の産業活動が十分回復していないことを意味している。

(ｱ)　工業

経済産業省による工業統計調査(2014 工業統計調査　甲 A 第 734 号証)による市町村別の製造業の事業所数につき，本件事故前の 2010 年調査から 2018 年調査までの推移を示したものである。

	2010年	2012年	2014年	2016年	2018年
田村市	101	108	94	96	94
南相馬市	202	141	151	148	145
浪江町	35	-	1	2	3
双葉町	12	-	-	-	-
大熊町	14	-	-	-	-
富岡町	15	-	-	-	-
楢葉町	26	-	2	4	5
広野町	22	15	14	11	8
川内村	3	3	4	3	3
葛尾村	4	-	1		1
飯舘村	13	-	3	4	5
経済産業省工業統計表　地域別統計表データから集計					

楢葉町を見ても，避難指示が解除される前に町内で 2 事業者が事業を再開していたものの，避難指示が解除された 2015 年 9 月から 3 年が経過した 2018 年に至っても合計 5 事業者が町内での事業を再開しているにとどまる。また，南相馬市（小高区だけの統計ではない）を見ても，本件事故後，150 事業者前後で推移していることからしても，避難先に事業所を移した事業者にとって避難指示が解除されても避難元に戻ることが困難であり，避難に伴い事業を休止した事業者が事業を再開することもまた困難であることが読み取れる。

すなわち，避難指示が解除されても，製造業を営んでいた事業者がその事業を再開することが困難であり，事故前の生業を取り戻すことができていないと評価されなければならない。

(ｲ) 農業

避難指示区域につき避難指示が解除された後の 2018 年産の作付面積及び生産者数の実績, 2019 年産の作付面積及び生産者数の見込みについて報じた福島民報 2019 年 6 月 29 日の記事をまとめた表である。参考値として本件事故前に行われた農林水産省が行った 2010 年世界農林業センサスにおける避難指示が出された自治体の経営耕地のある農家数と経営耕地面積の調査結果を掲げている。

市町村	2019年産（見込）		2018年産（実績）		増減		参考　2010年農業センサス		
	面積（ha）	生産者数	面積（ha）	生産者数	面積（ha）	生産者数	耕地面積	総農家数	
田村市（都路地区）	230.4	150	229.1	153	1.3	−3	570	463	旧都路村
南相馬市（小高区）	80.0	―	61.0	17	19.0	―	1,829	1,112	旧小高町，旧福浦村，旧金房村の合計
川俣町（山木屋地区）	22.7	8	15.4	8	7.3	0	352	217	旧山木屋村
広野町	148.0	88	165.0	108	−17.0	−20	294	359	
楢葉町	175.0	44	58.0	30	117.0	14	607	625	
富岡町	15.9	7	10.1	5	5.8	2	839	619	
川内村	191.0	65	203.0	81	−12.0	−16	604	422	
大熊町	0.2	―	0.2	―	0.0	―	951	585	
双葉町	0.0	0	0.0	0	0.0	0	729	524	
浪江町	27.2	14	7.7	7	19.5	7	2,026	1,395	
葛尾村	27.0	27	15.0	17	12.0	10	378	277	
飯舘村	46.7	26	22.8	21	23.9	5	1,653	962	
計	964.1	429	787.3	447	176.8	−1	10,832	7,560	
（福島民報2019年6月29日）							農林水産省2010年世界農林業センサス 経営耕地のある農家数と経営耕地面積集計		

避難指示が解除され，営農が再開されているものの 2018 年実績と 2019 年見込みを比較すれば，避難指示が先行して解除された広野町，川内村，田村市都路地区で生産者数が減少しており，全体として生産者数は頭打ちとなっていることが見て取れる。また，広野町と川内村では作付け面積も減少しており，避難指示解除が遅れた浪江町，富岡町においても避難指示解除から数年で作付面積の回復も頭打ちになることが推測される。

そして，2010 年農林業センサスの総農家数と比較して分かる通り，事故前に営農していた生産者の大部分が営農を再開できないまま取り残されており，営農されている耕地面積も事故前の水準には遠く及ばない状況にある。すなわち，兼業であれ専業であれ，農業を営んでいた者が営農を再開することが困難であり，事故前の生業を取り戻すことは，現在でもできておらず，今後取り戻す見通しが立っていないと評価されなければならない。

(ｳ)　水産業

農林水産省による漁業センサスが 5 年ごとに行われているが，本件事故前の 2008 年調査，解除直後の 2018 年調査において，避難指示区域における漁業経営体数を比較した表である。

	2008年調査	2013年調査	2018年調査
南相馬市	56		32
浪江町	74		9
双葉町			
大熊町	2		
富岡町	8		1
楢葉町	1		
広野町			
農林水産省　漁業センサス　漁業経営体数調査から集計			

この統計調査結果からも，事故前に漁業に従事していた経営者が漁業を再開できないまま取り残されており，事故前の生業を取り戻すことは，現在もできておらず，今後取り戻す見通しが立っていないことが明らかとなっている。

(ｴ) 住民意向調査の調査時の職業に対する回答結果

楢葉町の住民意向調査（平成28年調査　甲A第542号証）では，回答者のうち無職の者が49.4%（うち職を探している者6.6%，職を探していない者42.8%）となっており，南相馬市の住民意向調査（平成28年調査甲A第756号証）では，回答者のうち無職の者が48.4%（うち職を探している者4.9%，職を探していない者43.5%）となっている。

また，浪江町の住民意向調査（平成29年調査　甲A第748号証）では，回答者のうち無職の者が52.4%（うち職を探している者5.7%，職を探していない者46.7%）となっており，富岡町の住民意向調査（平成30年調査　甲A第720号証）では，回答者のうち，震災発生当時，有業であった者は67.3%，無職であった者は21.1%（うち職を探していた者2.6%，職を探していなかった者18.5%）であり，調査時点では，休業中の自営業者を含む有業者は39.2%となり，無職であると回答した者は49.9%（うち職を探している者は6.9%，職を探していない者は43.0%）となっている。

楢葉町，南相馬市，浪江町の調査においては震災当時の就業形態に関する設問がないものの，富岡町の調査結果から，30ポイント弱の者が避難に伴い従前の生業を失っているものと推測され，各市町で無職者が50%程度に達していることからは，避難指示が解除されてもなお無職のままの者が増加していることが読み取れる。

(ｵ) 上記認定事実の評価

以上のとおり，商業，工業，農業，水産業のいずれをみても，避難指示区域の各産業の復興は進んでおらず，避難指示解除地域で無職者が増加していることからしても，避難者が事故前の生業を取り戻すに至っていないことは明らかである。

エ　小括

以上のとおり，原判決「第5　避難後の地域の状況」で認定されている事

実を踏まえても，居住制限区域及び避難指示解除準備区域は避難指示が解除されてもなお「当該地域のインフラが物理的にはある程度回復している」と評価することができない状態におかれており，原発事故前の原告らが「地域生活利益」を享受していた「故郷」とは程遠い状態に置かれているといわなければならない。

(4) 仮に帰還しても従前の生活に戻れるものではなく，「地域生活利益」を享受できていない状況が続くこと（上記(2)のイの(エ)に関する認定事実）

ア 住民意向調査に関する認定事実から読み取れること

(ア) 南相馬市（2016年12月調査）（甲A第756号証）

i 原判決では，2016年12月に実施された南相馬市の避難指示区域に居住していた住民を対象とする意向調査（甲A第756号証）について，南相馬市への帰還の意向について，①「震災当時の住居に戻った」と回答した者13.5%，②「震災当時の地区に住みたい（住んでいる）」が37.3%，④「震災当時の地区には戻らないが，南相馬市内に住みたい（住んでいる）」が10.2%であり，回答者の61%が南相馬市への帰還を希望していることになる。この南相馬市への帰還を希望している者について，年齢別にみると①と回答した者は10～20代0%，30代3.4%，40代6.3%，50代7.7%，60代15.3%，70代以上17.4%であり，②と回答した者については，10～20代0%，30代13.6%，40代25.2%，50代37.8%，60代38.3%，70代以上41.2%であり，④と回答した者については，10～20代16.7%，30代20.3%，40代12.6%，50代15.9%，60代9.8%，70代以上6.3%となっている（原判決17～18頁）。

この結果から，年齢層が高くなるほど，元の居住地域への帰還の意向が強く，年齢が下がるほど元の居住地域を離れて生活することを希望する者が増え，10～20代では，避難指示区域にある元の居住地域への帰還の希望を持つ回答者が0%となっていることが読み取れる。

ii また，今後の定住先について，③「現時点では，まだ判断できない」と回答した17.1%の者について，その理由を問うた設問に対しては，原発・健康不安に関しては「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから」が53.0%，「放射線量の低下，除染の効果に不

安があるから」が 39.8%，「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が 33.2%等となっており，市内の復旧復興状況に関しては「医療環境に不安があるから」が 61.1%，「生活に必要な商業施設がもとに戻りそうにないから」が 51.8%，「介護・福祉サービスに不安があるから」が 40.1%，今後の生活に関して「周囲の人も戻りそうにないから」が 27.8%等となっている。また，⑤「南相馬市以外の場所へ住みたい（住んでいる）」と回答した 19.3%の者について，その理由を問うた設問においても，原発・健康不安に関しては「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから」が 54.8%，「放射線量の低下，除染の効果に不安があるから」が 40.7%，「放射線による人体への影響に不安があるから」が 34.7%等となっており，市内の復旧復興状況に関しては「医療環境に不安があるから」が 53.2%，「生活に必要な商業施設がもとに戻りそうにないから」が 47.4%，「介護・福祉サービスに不安があるから」が 36.0%，今後の生活に関して「周囲の人も戻りそうにないから」が 20.6%等となっており，同様の傾向を示している（原判決 18 頁）。

この結果をみれば，帰還を決断できず，あるいは帰還しないことを決断した理由は，「原子力発電所の安全性に対する不安」及び「放射線の人体への影響に不安」があること，さらに元の居住地域に戻っても，事故前の生活に戻れるだけの医療施設，商業施設等の生活基盤が復旧していないこと，さらには「周囲の人も戻りそうにない」ことも理由となっていることが読み取れる。

(イ) 浪江町（2017 年 12 月調査）（甲 A 第 748 号証）

i 原判決では，2017 年 12 月に実施された浪江町の避難指示区域に居住していた住民を対象とする意向調査（甲 A 第 748 号証）について，浪江町への帰還の意向について，①「すでに浪江町に帰還している」と回答した者 3.3%，②「すぐに・いずれ帰還したいと考えている」と回答した者 13.5%，③「まだ，判断がつかない」と回答した者 31.6%，④「帰還しないと決めている」と回答した者が 49.5%であり，浪江町への帰還の意向を示した者（①+②）が 16.7%にとどまることを認定し，上記①

の年齢構成は，10～20 代 4.7%，30 代 2.3%，40 代 2.1%，50 代 3.4%，60 代 3.1%，70 代以上 3.7%であり，上記②については 10～20 代 7.0%，20 代 6.9%，30 代 6.9%，40 代 11.5%，50 代 14.4%，60 代 15.5%，70 代以上 13.3%であることを認定している（原判決 20～21 頁）。この半面，④と回答した者の年齢構成は，10～20 代 55.8%，30 代 63.9%，40 代 50.1%，50 代 45.0%，60 代 47.5%，70 代以上 50.8%となっている（甲 A748 号証 9 頁参照）。この結果から，年齢層が高くなるほど，元の居住地域への帰還の意向が強く，年齢が下がるほど元の居住地域を離れて生活することを希望する者が増えることが読み取れる。

ii　また，②「すぐに・いずれ帰還したい」と回答した者について，帰還する場合の条件は，「医療・介護などが整うこと」が 64.2%，「商業やサービス業などの施設が整うこと」が 60.2%，「住民の帰還がある程度進んでから」が 29.4%等となっている。さらに，③「現時点では，まだ判断できない」と回答した者について，その理由を問うた設問に対しては，「医療・介護の復旧時期の目途」が 60.9%，「商業やサービス業などの施設の普及時期の目途」が 51.5%，「どの程度の住民が戻るかの状況」40.9%，「放射線量低下の目途，除染成果の状況」が 33.9%，「原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）」33.4%等となっている。また，既に帰還しないことを決めていると回答した者について，その理由を問うた設問では「原子力発電所の安全性に不安があるから」が 38.1%，「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が 34.3%，「放射線量が低下せず不安だから」が 33.0%等となっており，市内の復旧復興状況に関しては「医療環境に不安があるから」が 42.6%，「生活に必要な商業施設がもとに戻りそうにないから」が 37.6%，今後の生活に関して「周囲の人も戻りそうにないから」が 24.9%，「家族（親または子ども・孫）が帰らないから」24.0%等となっている（原判決 21 頁）。

この結果をみれば，浪江町への帰還を決断できず，あるいは帰還しないことを決断した理由は，「原子力発電所の安全性に対する不安」及び「放射線の人体への影響に不安」があること，さらに町の商業施設，医療環境等の復興がなされていないことが，帰還を判断する上での支障と

なっていること，さらには住民の帰還によりコミュニティがある程度回復することを帰還の条件と考えており，それが未だ整っていないと考えている人が一定数いることが読みとれる。

(ウ) 富岡町（2018年8月調査）（甲A第720号証）

i 2018年8月に実施された富岡町の避難指示区域に居住していた住民を対象とする意向調査（甲A第720号証）では，富岡町への帰還の意向は，①「すでに富岡町で生活している」が5.2%，②「戻りたいと考えている」9.9%，③「戻りたいが，戻ることができない」18.4%，④「まだ判断がつかない」が16.8%，⑤「戻らないと決めている」が48.1%であり，調査時点で富岡町への帰還を希望しているものは回答者の15.4%にとどまる。そして，上記①と回答した者を年齢構成別に見ると，10～20代1.6%，30代1.9%，40代0.9%，50代6.0%，60代5.1%，70代以上6.7%であり，②戻りたいと考えていると回答した者については，10～20代6.3%，30代8.1%，40代8.8%，50代11.2%，60代10.9%，70代以上9.0%となっている（原判決28頁）。一方で，⑤戻らないと決めている者の年齢構成は，10～20代62.5%，30代67.1%，40代52.5%，50代44.3%，60代49.9%，70代以上43.7%となっている（甲A720号証10頁参照）。この結果から，特に「戻りたいが戻ることができない」および「戻らないと決めている」者の割合が10～20代では81.3%，30代では77%，40代で73.4%に達しており，若い層ほど多くなっていることから，年齢が下がるほど元の居住地域を離れて生活することを希望する者が増えることが読み取れる。

ii ③「戻りたいが戻ることができない」と回答した者にその理由を問うた設問に対しては，健康に関し「原子力発電所の安全性に不安があるから」が29.2%，「放射線量が低下せず不安だから」が27.4%，「水道水などの生活用水に不安があるから」が24.6%，復旧状況に関して「医療環境に不安があるから」が34.2%，今後の生活に関して「高齢者・要介護者がいる世帯なので生活が不安だから」が28.3%などとなっている。また，④「まだ判断がつかない」と回答した者についても，健康に関し「原子力発電所の安全性に不安があるから」が36.0%，「水道水などの生活

用水に不安があるから」が 32.2%，「放射線量が低下せず不安だから」が 30.8%，復旧状況に関して「医療環境に不安があるから」が 44.5%，「生活に必要な商業施設などがもとに戻りそうにないから」が 32.2%，今後の生活に関して「他の住民も戻りそうにないから」が 39.0%等となっている。さらに，⑤「戻らないと決めている」と回答した者については，健康に関し「原子力発電所の安全性に不安があるから」が 36.2%，「水道水などの生活用水に不安があるから」が 27.4%，「放射線量が低下せず不安だから」が 25.4%，復旧状況に関して「医療環境に不安があるから」が 32.4%，「生活に必要な商業施設などがもとに戻りそうにないから」が 24.5%，今後の生活に関して「他の住民も戻りそうにないから」が 23.8%等となっている。

この結果をみれば，富岡町への帰還を決断できず，あるいは帰還しないことを決断した理由は，「原子力発電所の安全性に対する不安」及び「放射線の人体への影響に不安」があること，さらに町の商業施設，医療環境等の復興がなされていないことが，帰還を判断する上での支障となっていること，さらには住民の帰還によりコミュニティがある程度回復することを帰還の条件と考えており，それが未だ整っていないと考えている人が一定数いることが読みとれる。

(ｴ) 楢葉町（2017 年 1 月調査）（甲 A 第 542 号証，甲 A 第 565 号証）

ｉ 2017 年 1 月に実施された富岡町の避難指示区域に居住していた住民を対象とする意向調査（甲 A 第 542 号証）では，楢葉町への帰還の意向は，①「楢葉町に戻っている」が 17.8%，②「早期に楢葉町に戻る」が 11.5%，③「条件が整えば，楢葉町に戻る」23.9%，④「楢葉町には戻らない」が 25.2%，⑤「戻るかどうかについて，今はまだ判断できない」が 19.8%であった。そして上記①と回答した者を年齢構成別に見ると，10～20 代 4.3%，30 代 8.0%，40 代 12.7%，50 代 16.6%，60 代 20.1%，70 代以上 21.2%であり，②早期に戻ると回答した者については，10～20 代 10.9%，30 代 11.2%，40 代 7.2%，50 代 10.4%，60 代 10.3%，70 代以上 11.4%となっている（原判決 32 頁）。一方で，④楢葉町には戻らないと決めている者の年齢構成は，10～20 代 58.7%，30 代 44.0%，

40 代 32.0%，50 代 30.1%，60 代 19.5%，70 代以上 18.5%となっている（甲 A542 号証 35 参照）。この結果から，特に戻らないと決めている者の割合が 10～20 代では 58.7%，30 代で 44.0%，40 代で 32.0%であり，若い層ほど多くなっていることから，年齢が下がるほど元の居住地域を離れて生活することを希望する者が増えることが読み取れる。

ii　③「条件が整えば，楢葉町に戻る」と回答した者に，帰還の条件として考慮する事項について問うた設問に対しては，「医療施設の拡充」が 61.3%，「商業施設の再開・充実」が 52.7%，「水道水等の生活用水に対する不安が解消されること」が 49.5%，「「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）」が 47.9%となっている。

また，④「楢葉町には戻らない」と回答した者に対し，その理由を問うた設問では，「医療施設が十分でないから」が 43.6%，「原子力発電所の安全性に不安が残っているから」が 43.6%，「自宅周辺に住む人が少ないから」が 33.8%，「水道水などの生活用水に不安があるから」が 32.4%，「商業施設の再開が十分でないから」31.7%等となっており，⑤「戻るかどうかについて，今はまだ判断できない」と回答した者に対して，帰還を判断する上で参考とする事項については「医療施設の充実度」が 60.9%，「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）」が 56.2%，「町内の治安の状況」が 52.8%，「商業施設の再開・充実の状況」が 44.9%，「水道水，生活用紙への対策」が 44.6%等となっている（原判決 33 頁）。

この結果をみれば，楢葉町への帰還を決断できず，あるいは帰還しないことを決断した理由は，「原子力発電所の安全性に対する不安」及び「放射線の人体への影響に不安」があること，さらに町の商業施設，医療環境等の復興がなされていないことが，帰還を判断する上での支障となっていること，さらには町内に本件事故後の転入者が増加しており町の治安が悪化していると感じている住民が一定数いることが読み取れる。

(ｵ)　住民意向調査から読み取れること

4 市町を通覧すれば，帰還するか否かの判断において，あるいは帰還しないことを決断した理由は，「原子力発電所の安全性に対する不安」及び

「放射線の人体への影響に不安」があること，さらに町の商業施設，医療環境等の復興がなされていないことが，帰還を判断する上での支障となっていること，さらには住民の帰還によりコミュニティがある程度回復することを帰還の条件と考えており，それが未だ整っていないこと受け止めていることが読み取れる。

イ　避難指示解除後，帰還した住民がおかれている状況について

(ア)　世帯の分散がすすんでいること

楢葉町の住民意向調査（2017 年調査　甲 A 第 542 号証）では，回答された 1，916 世帯について，本件事故時の世帯構成人数が明らかにされている。それによれば，単身世帯 12.9%，2 人世帯 20.3%，3 人世帯 19.8%，4 人世帯 17.0%，5 人世帯 10.3%，6 人世帯 9.3%，7 人世帯 4.0%，8 人以上 13.3%，無回答 5.2%となっている（甲 A 第 542 号証 8 頁）。意向調査時の回答者の世帯構成は，単身世帯 21.9%，2 人世帯 33.7%，3 人世帯 18.1%，4 人世帯 11.5%，5 人世帯 6.4%，6 人世帯 2.5%，7 人世帯 1.1%，8 人以上 0.5%となっている（甲 A 第 542 号証 17 頁）。

本件事故前の世帯構成は 2 人世帯～4 人世帯が中心であったが，避難指示解除後の 2017（平成 29）年 1 月の調査時には，単身世帯が 21.9%と本件事故前の 2 倍近くに増加し，2 人世帯も増加している一方で 4 人以上の世帯の割合が減少している。

さらに，震災当時一緒に住んでいた家族が何か所に分散して暮らしているかを問うた設問に対しては，「世帯でまとまって居住」が 47.8%，「合計 2 か所に分散」が 31.6%，「合計 3 か所に分散」が 13.7%，「合計 4 か所以上に分散」が 4.2%等となっている（甲 A 第 542 号証 18 頁）。

浪江町の住民意向調査（2017 年調査　甲 A 第 748 頁）では，浪江町への帰還を希望する世帯について，帰還する場合の家族の人数を質問しているが，それに対する回答は「1 人」が 22.9%，「2 人」が 47.7%，「3 人」が 14.4%，「4 人」が 6.8%，「5 人」が 2.5%，「6 人」が 0.5%，「7 人」が 0.3%，「8 人以上」が 0.5%となっている（甲 A 第 748 号証 41 頁）。回答者の調査時の世帯構成は，「1 人」956 世帯（23.4%），「2 人」1339 世帯（32.7%），「3 人」801 世帯，「4 人」457 世帯（19.6%），「5 人」192 世帯

（4.7%），「6 人」122 世帯（3.0%），「7 人」67 世帯（1.6%），「8 人以上」16 世帯（0.4%）となっており，4 人以上世帯のうち 1 人あるいは 2 人が分散して帰還する意向を持っていることが示されている。

こうした傾向は楢葉町，浪江町に特有のものではなく，避難指示による避難をきっかけとして，多世代同居家族が避難先の居住環境等の理由や帰還の意思等から家族間で分散して居住することを余儀なくされていることが読み取れる。

(ｲ) 若年層の帰還が見込めないこと

浪江町の住民意向調査（2017 年調査　甲 A 第 748 号証）では，浪江町への帰還を希望する世帯について，帰還する場合の家族について年齢別の調査結果が含まれている。それによれば，「家族の全員」で帰還すると回答したのは全体では 26.2%であるが，10～20 代では 0%，30 代で 26.7%，40 代 16.3%，50 代 21.5%等となっており（甲 A 第 748 号証 40 頁），若年層，子育て世代を中心に帰還せず避難先での生活の継続を希望し，高齢者だけが帰還する「家族の一部」が帰還することを考えている世帯が全体の 40.1%を占めている。

南相馬市の住民意向調査（2016 年調査　甲 A 第 756 号証）においても，「南相馬市には戻らない」と回答した者の年齢構成を見ると，10～20 代が 66.7%，30 代で 32.2%，40 代 27.2%，50 代で 5.7%，60 代 14.5%，70 代 12.5%となっており，若年層ほど帰還を希望しておらず（甲 A 第 756 号証 17 頁），今後の帰還も見込めないことが読み取れる。

(ｳ) 帰還者の高齢化が進んでいること

上述(3)のアの(ｲ)で詳述した通り，避難指示解除後，避難異時区域に居住している者の高齢化が進んでおり，これは上記(ｲ)のとおり若年層の帰還が見込めないことから，今後，高齢化の進行はさらに加速することになる。

(ｴ) 帰還しても生業を取り戻せていない

上述(3)のウの(ｴ)で詳述した通り，避難指示区域の各市町村においては，住民意向調査時において無職者が 50%程度に達していることからは，避難指示が解除されてもなお無職のままの者が増加しており，避難者が事故前の生業を取り戻すに至っていないことは明らかである。

ウ　小括

一審原告らが，本訴訟において請求している「故郷喪失慰謝料」は，「包括的平穏生活権」が侵害されたことによって生じる損害であり，これは「地域生活享受権」が侵害された結果として精神的苦痛・ストレスを被った（積極的侵害）ことによって生じた複合的な精神的損害ないし無形の損害であって，それは①コミュニティの中での生活，②豊かな自然の中での生活，③自宅での生活，④伝統文化，⑤職業，そして⑥地域生活利益が享受できなくなったことに「故郷」を喪失したものとして現れるものと主張してきた。それは，原判決においても「原告らが主張する『故郷』とは，……地域における住民の生活を支える基盤の一つとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を指しており，このうち自然環境的条件は，本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され，社会環境的条件は，地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで，地域社会における住民相互の緊密な結び付きの全部又は一部が解体し，侵害されたということができる」（原判決48頁）と評価されている。

そして，原判決の認定事実「第５　避難後の地域の状況」における認定事実を踏まえても，避難指示が解除された区域において，復興に向けて住民や自治体による懸命な努力が続けられているものの，放射線被ばくへの不安から，若年層の帰還が進んでおらず，若年層の減少は，地域の経済活動の衰退や地域コミュニティの持続性を損なうものであって，避難指示解除後，帰還した者が，その地域において本件事故前に享受していた「地域生活利益」を本件事故前と同程度にまで地域を再生させるまでには至っていないことが明らかである。このことを，原判決が，「仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく」（原判決49頁）と評価したものと理解される。

(5)　慰謝料の算定額について（判示Cについて）

ア　原判決損害評価の裁量判断を逸脱していること

原判決は，「本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度」や，「地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮」するとして，地域社会が復興される可能性という将来における不確定の事情を考慮に入れ

ている。

しかしながら，ひとたび発生した「本件事故による地域共同生活の利益の侵害」が，加害者による慰謝の措置ではない復興事業等により，新規居住者のための「新たな街作り」によって，あるいは地方自治体の存続が実現したとしても，元の住民のための「地域共同生活の利益の侵害」が回復するものではない。一審原告らは「地域生活利益」は，①生活費代替機能，②相互扶助・共助・福祉機能，③行政代替・補完機能，④人格発展機能，⑤環境保全・自然維持機能等の機能を持つ複合的な価値であると主張してきたところ，とりわけ④人格発展機能に鑑みれば，事故がなければ当該地域での生活を継続することによってもたらされる人格発展可能性は，完全に失われ，避難先での生活によって代替されるものでなく，復興事業によって損失がなくなるものでもあり得ない。

すなわち，原判決は，復旧復興によって原告らに生じた地域生活利益の侵害に伴う被害は，加害者による損害軽減あるいは慰謝の措置ではない「復旧復興」によって損失がなくなるものではないにも関わらず，「復旧復興」という損害評価において考慮に入れてはならない事情を考慮に入れて損害評価という裁量判断を行っており，これは，社会通念により相当として容認され得る範囲を超えるものというほかない。

イ　原判決は，「地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性」に関する評価を誤っていること

(ｱ)　自治体策定の復興計画の変更が余儀なくされていること

2012（平成24）年9月26日に策定された富岡町災害復興計画（第一次）（甲A第737号証）では，住民の帰還を柱とする復興計画を策定したものの，その後，富岡町では，住民意向調査の結果等から大多数の住民は帰還しない見込みとなっているという現実を踏まえ，復興計画の修正が行われた。

2015（平成27）年6月に制定された富岡町災害復興計画（第二次）においては，2025年時点で帰還する町民の人口を2，500人（事故前の約15%），町外から移り住んでくる廃炉技術者や作業員数を1，600人と推計し（甲A第738号証本文8頁），商業，工業，農業，漁業のいずれにおい

ても，原発事故前の水準に回復することは不可能であることを前提として，今後は「廃炉作業の前線基地」として存続するほか無い状態に置かれていることを町自身が認めた計画となっている。

すなわち，富岡町復興計画（第二次）は，町の人口 4，100 名（事故前の約 25%）となり，町の人口の 40%が本件事故後に転入してきた者となることを前提として，地方公共団体としての富岡町の存続を図るものであって，復興計画が実現することによって事故前の富岡町の住民が「地域生活利益」を享受して生活してきた「故郷」が回復されることにはならない。

(ｲ) 復興計画自体，元の住民の地域生活利益の回復のためのものではない

一審原告ら控訴審準備書面(9)第１章第５の４で詳述したが，双葉町の 2017 年度，2018 年度の住民意向調査（甲 A 第 698 号証の１及び 2，甲 A 第 699 号証）の結果によれば，住民の帰還の意向は全体の 11%程度となっており漸減傾向が続いている。また，帰還の意向を示した人を母数として，帰還の時期を尋ねた設問に対しては，解除後１年以内が 29.8%，３年以内が 11.2%であり，しばらく様子を見たいが 35.4%となっており早期の帰還を望む人は全体の 3%程度となっている。特に，「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が策定された 2017 年度調査以降，「しばらく様子を見たい」が最大数を占めるようになっており，避難指示が解除の具体的な目途が見えたことにより，医療介護福祉施設の整備，住宅確保への支援策，商業施設の再開，提供される行政サービス等帰還に向けた条件整備がどれだけ進むのか，その様子を見たいと考える人達が増えていることが読み取れる。

これは，先行して避難指示解除がされた各自治体における帰還等に向けた条件整備が進んでおらず，住民の帰還も進んでいない状態に置かれていることから，避難指示が解除され一定の時間が経過し，復興事業が押し進められてもひとたび失われたもとの「故郷」がもとに戻ることがないと考える住民が増加していることを意味している。

あわせて，双葉町復興再生拠点区域再生計画では避難指示解除から５年後の居住人口目標は 2，000 人とされている（甲 A 第 795 号証添付資料右下参照）が，この目標には事故前の住民だけでなく，新たに双葉町に居住する人々を含む居住人口目標であり，特定復興再生拠点区域復興再生計画

自体，帰還する住民と再生拠点計画の新産業創出ゾーン，農業再生ゾーンなどであらたな事業に関わる人達など新たに双葉町に入ってくる人たちとが居住する新たな街を形成して行く計画となっており，原告らが地域生活利益を享受した故郷を取り戻すための事業とはなっていない。このことは「これくらいの住民が戻るだろうということでここを整備するのだが，これが見込み通りに行くのか，帰還が見込み通りにいくか，また，新しく移住してくる廃炉作業，除染，復旧作業に携わる作業員の方にもここに住んでいただきたいと思っている。古くから住んでいる町民と新住民の方と新しい街が形成されると思っている」（甲 A 第 795 号証 78 頁）という原審における現地進行協議の際の復興計画主体である双葉町職員による指示説明において明らかにされている。

すなわち，双葉町の特定復興再生拠点区域復興再生計画自体，帰還する住民と再生拠点計画の新産業創出ゾーン，農業再生ゾーンなどであらたな事業に関わる人達など新たに双葉町に入ってくる人たちとが居住する新たな街を形成して行く計画であり，事故前の住民が「地域生活利益」を享受していた「故郷」を取り戻すための計画ではなく，あらたな双葉町を作っていく計画なのである。

(ｳ) 「故郷」が復旧復興により徐々に回復される可能性など皆無であること

上記では，富岡町，双葉町の復興再生計画を例に挙げたが，強制避難区域の自治体の復興計画自体，いずれも帰還する住民とあらたなに転入してくる人達とで新たな街を形成して行く計画であって，復興計画が実現することによって事故前の住民が「地域生活利益」を享受して生活してきた「故郷」を回復することを目的とするものではない。

すなわち，「復旧復興」が進むことによって，本件事故前に地域住民が享受していた「地域生活利益」が回復されるものではなく，ひとたび喪失剥奪された「故郷」が取り戻される関係に立つものではなく，「地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性」を考慮するという原判決は，「復旧復興」が進むことによって，本件事故前に地域住民が享受していた「地域生活利益」が回復する関係にはないことを看過したものである。

ウ　小括

以上のとおり，原判決は，本来，「損害評価」に際して考慮に入れてはならない加害者による損害軽減あるいは慰謝の措置ではない「復旧復興」という事情を考慮に入れて損害評価という不合理な裁量判断を行ったものであり，これは上記平成６年最高裁判例に違反し，社会通念により相当として容認され得る範囲を超えるものというほかない。

仮に，将来における「復旧復興」の可能性を考慮に入れることが裁量を逸脱濫用したものではないとしても，「復旧復興」事業が本件事故前に地域住民が享受していた「地域生活利益」の回復に与える影響は微々たるものに過ぎず，原判決の裁量判断はやはり裁量判断の限界を逸脱するものである。

このように，原判決は「復興事業」が地域生活利益を回復する関係にはないことを看過したものであり，慰謝料金額に関するかかる誤った裁量評価は，理由不備・理由齟齬があり，また経験則に反する明らかな法令違反がある。

⑹　結論

①　原判決は，「当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復している」というが，上記⑶で詳述した通り，原判決「第５　避難後の地域の状況」で認定されている事実を踏まえても，居住制限区域及び避難指示解除準備区域は避難指示が解除されてもなお「当該地域のインフラが物理的にはある程度回復している」と評価することができない状態におかれており，原発事故前の原告らが「地域生活利益」を享受していた「故郷」とは程遠い状態に置かれているといわなければならないにもかかわらず，「当該地域の生活のインフラ」の物理的な回復状況を過大に評価したものであり，

②　さらに，「仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく生活上の多大な不利益が続くこと」については，上記⑷で詳述した通り，原判決の認定事実「第５　避難後の地域の状況」における認定事実を踏まえても，避難指示が解除された区域において，復興に向けて住民や自治体による懸命な努力が続けられているものの，放射線被ばくへの不安から，若年層の帰還が進んでおらず，若年層の減少は，地域の経済活動の衰退や地域コミュニティの持続性を損なうものであって，避難指示解除後，帰還した者が，その地域において本件事故前に享受していた「地域生活利益」を本件事故前と同程

度にまで地域を再生させるまでには至っていないことを過小に評価したものであり，

③　加えて，上記(5)で詳述した通り，考慮してはならない「地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性」を考慮に入れ，仮に考慮に入れることが許されるとしても「復旧復興」が進むことによって，本件事故前に地域住民が享受していた「地域生活利益」が回復する関係にはないことを看過したものであり，

その結果，故郷変容慰謝料100万円と算定しているが，このような評価自体，慰謝料の算定評価において明らかにその理由と齟齬する結論となっている。また，このような判断は経験則に反しており，判決に影響を与えることが明らかな法令解釈・適用の誤りがあるので，破棄を免れない。

4　緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第３の４】

(1)　原判決の問題点

ア　故郷喪失・変容損害の総論的認定・評価と算定損害額との不相当な乖離

原判決は，「故郷」において住民らが享受してきた利益を法的保護に値する利益とした上で，避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料を算定する際には，故郷の喪失又は変容による有形，無形の損害ないし精神的苦痛を評価するとした（原判決47～48頁）。

そして，緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容損害についても，「緊急時避難準備区域については，事故から半年で解除され，避難の制度上は，通常の生活が可能になったとしても，実際上は，多くの地域住民が避難したことにより，地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない」として，この点を考慮するとした（原判決49頁）。

このように，原判決は，故郷喪失・変容の事実及び損害を実に的確に認定した。

ところが，原判決は，旧緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容損害の具体的な慰謝料額算定の段階で，同地域について，「比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮す」るとして，故郷喪失の変容による慰謝料を，わずか50万円と低額に算定した。

このように原判決は，故郷喪失・変容による損害額の算定段階において，損害の総論での認定・評価より甚だしく乖離した低額な慰謝料算定をした。かかる不合理な裁量判断は上記平成６年最高裁判例に違反し，社会通念により相当として容認され得る範囲を逸脱するものというほかない。かかる点において，原判決には理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反する明らかな法令違反がある。

イ　故郷喪失・変容損害の過小評価と「復興」の過大評価

原判決が上記のような違法な算定をした原因は，避難指示等を解除された区域について，「復興」の状況を過大に評価したところにある。この「復興」の過大評価が，故郷喪失・変容被害を過小に評価することにつながり，その結果，故郷喪失・変容被害の損害額を上記のとおり不当・違法に算定されてしまったものである。

すなわち，故郷喪失・変容損害は，当該地域住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体が剥奪ないし損壊されたことによって生じているものである。これは，行政上の避難指示等が解除され，また，上記の自然環境的条件と社会環境的条件の再興には意味をなさない「復興」が進んだからといって，これらの自然環境的条件と社会環境的条件に基づく損害が減少したり補てんされるというような関係にはないのである。

原判決は，この点を見誤って，「復興」によってこれらの損害が補てんされるかのような理解に立ち，これを過大に評価した。そしてまた，この「復興」の過大評価をしたがゆえに，故郷喪失・変容それ自体を過小に評価した。その結果，総論認定より不相当に乖離した慰謝料額の算定をしたのである。ここでも，このような不合理な裁量判断は上記平成６年最高裁判例に違反し，社会通念により相当として容認され得る範囲を逸脱するものというほかない。かかる点において，原判決には理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反する明らかな法令違反がある。

⑵　「復興」と故郷喪失・変容被害の回復の困難性

ア　故郷喪失・変容被害の回復の困難性

原判決は，行政記録上の住民の数やインフラの整備等からみた「復興」の状況に照らして，旧緊急時避難準備区域について，「比較的早期に復旧復興が

進められている実情を考慮」するとしている（原判決 49 頁）。

しかしながら実際上は，本件事故前と同様な状態へ地域を戻すという原状回復は，困難を極めている。かかる事実は，原判決も，「地域共同生活が相当にそこなわれたことは否定できない」として認定しているところである（原判決 49 頁）。これはすなわち，一部の住民が避難元に戻っただけでは，故郷の喪失・変容被害が解消されるわけではないことを意味する。本件事故によってひとたび住民の大規模な避難が実行されると，地域社会を元通りに回復するには膨大な年月と労力をかけることを覚悟せねばならないのである。旧緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容被害の回復の困難性は，次のとおりである。

イ　川内村の故郷喪失・変容被害回復の困難性

川内村は，2012（平成 24）年 3 月，避難自治体の中で広野町とともにいち早く役場機能を元の地に戻した。緊急時避難準備区域は 2011（平成 23）年 9 月末に解除されたため，避難費用と慰謝料の賠償が 2012（平成 24）年 8 月までで打ち切られている。

住民の帰還についてみると，2011（平成 23）年 3 月 11 日時点の住民登録者数が 3,038 人であったのに対し，2014（平成 26）年 6 月 1 日時点の村内生活者数は 1,278 人, 2015（平成 27）年 6 月 1 日時点の村内生活者数は 1,615 人，2016（平成 28）年 6 月 1 日時点の村内生活者数は 1,793 人，2017（平成 29）年 6 月 1 日時点の村内生活者数は 2,181 人，2018（平成 30）年 6 月 1 日時点の村内生活者数は 2,177 人，2019（平成 31）年 4 月 1 日時点の村内生活者数は 2,117 人である（甲 A 第 791 号証の 3）。本件事故後 8 年かけて，本件事故前の住民登録者数のおよそ 3 分の 2 まで回復したにとどまっている。

このように本件事故より 8 年以上経過後も村民の帰還率がおよそ 3 分の 2 にとどまっている大きな理由の一つは，川内村の場合，住民は医療，教育，買い物等の社会的・経済的機能を，原発の立地する浜通り沿岸部に大きく依存し，浜通り沿岸部と一体の生活圏・経済圏を形成していた点にある。本件事故後，浜通り沿岸部の上記諸機能が停止し，避難指示解除後の地域では回復に時間を要している。また，それに代わる中通り地方やいわきの諸施設ま

では，必ずしも村からのアクセスがよくない。したがって，子育て世代や，健康に不安のある人は，帰還をためらう傾向がある。

また，住民数が従前の 3 分の 2 程度まで戻ってきたとしても，地域の社会・経済・文化が本件事故前の 3 分の 2 程度まで回復するとは，残念ながらいえないだろう。地域の商店の経済回復を例にとると，地域の経済が本件事故前の 3 分の 2 程度まで回復することには結びつかないからである。それは帰還者に高齢者が多いとか，被ばく回避のために行動範囲の制約等が伴うなどの理由からである。こうした観点からすると，本件事故前と同程度の故郷の状況を取り戻すためには，9 割以上の住民が戻ってくることが必要だと考えられる。

村内の放射線量は，役場付近の地区では低いが，役場から四方に向かうにつれ高くなる。とくに，役場からみて南東部から南部の地区で線量が高い。国が 2014（平成 26）年 4 月 17 日までにまとめた住民の年間追加被ばく量推計値（個人線量）によれば，川内村ではすべての職業及び行動パターンで，追加被ばく 1m Sv/年を超過した。特に林業や農業で高くなっている。この点について，原判決は，「令和元年 8 月までに検査を受けた累計 617 人の川内村民について，預託実効線量が 1m Sv以上の被験者は 1 名であった」（原判決 36 頁）と認定しているが，実際は大きく異なっている（甲 A 第 267 号証 15 頁最終段落）。そして，少なからぬ帰還者が，何がしかの被ばく不安を抱えて暮らしている。

川内村の帰還者の多くを占める高齢者は，とくに，農業の再開を諦めたことによる打撃が大きい。農作業じたいの喜びのほか，生産物を孫や子どもに食べさせる楽しみや，農作業や収穫物の交換を通じた人どうしのつながりもなくなり，あるいは減少したからである。また，村に戻った場合の不利益も大きい。家族や近隣住民が避難したままで，元のコミュニティは失われているので，頼れる人がいなかったり，それゆえ，健康を害した際などはスムーズに病院へ行けない不安もある。何かあったときに家族が集まりにくいという不安もある。

こうしたことから，帰村しても事故前の暮らしが完全に回復するわけではない。

このように住民が帰還したとしても，地域社会はすでに変質・変容しており，本件事故前の地域社会はなくなってしまっている（以上，甲 A 第 267 号証 14 頁以下参照）。

ウ　広野町の故郷喪失・変容被害回復の困難性

広野町による避難指示が解除されたのは，2012（平成 24）年 4 月 1 日であり，広野町の役場機能が広野町に戻ったのは，2012（平成 24）年 3 月 1 日である。

広野町の帰還状況や，新規居住者の状況は次表の通りである（甲 A819 号証をもとに作成）。

		A	B	C	D	E
平成（年）	月	町内居住者数(人)	町内居住者数のうち、H23.3.11時点の住民（人）	AからBを除いた住民（事故後に新規に入った住民）（人）	H23.311時点の住民のうち帰還率（B/5490）	町内居住者数のうち、事故後に新規に入った住民の割合（C/A*100）
23	3	5490	5490	0	100.0%	0%
	9	301	301	集計なし	5.5%	集計なし
24	3	267	267	集計なし	4.9%	集計なし
	9	493	493	集計なし	9.0%	集計なし
25	3	825	825	集計なし	15.0%	集計なし
	9	1183	1183	集計なし	21.5%	集計なし
26	3	4102	1181	2921	21.5%	71.2%
	9	4658	1397	3261	25.4%	70.0%
27	3	5056	1586	3470	28.9%	68.6%
	9	5609	1798	3811	32.8%	67.9%
28	3	5890	1946	3944	35.4%	67.0%
	9	6394	2229	4165	40.6%	65.1%
29	3	7231	3064	4167	55.8%	57.6%
	9	6897	3298	3599	60.1%	52.2%
30	3	7014	3291	3723	59.9%	53.1%
	9	6820	3368	3452	61.3%	50.6%
31	3	6609	3224	3385	58.7%	51.2%

2011（平成 23）年 3 月 11 日時点の広野町の人口（5,490 人）のうち，2012（平成 24）年 3 月時点で帰還した（広野町で居住している）人数は，267 人，同年 9 月では 493 人，翌 2013（平成 25）年 3 月時点では 825 人である（甲 A 第 819 号証回答４）。

さらに，その後の居住者数の推移を見ると，2011（平成23）年3月11日の住民の帰還率（D）は，2013（平成25）年3月時点で15%，2014（平成26）年3月時点で21.5%，2015（平成27）年9月時点で32.8%である。

また，同時期の2015（平成27）年11月ないし12月時点の広野町内の放射線量のモニタリングデータによると（甲A第224号証），広野小学校で0.7μSv/h，広野町役場で0.4μSv/h，広野町公民館で0.5μSv/hなどの数値が計測されており（富岡町役場，富岡消防署による計測），住民にとっては，安心して生活できるような状況ではなかった。こうした生活圏内の空間放射線量の高さも，上記のような住民帰還の低迷につながっていたものと考えられる。

この点，原判決は，2015（平成27）年9月30日時点の広野町役場の空間線量について，0.13μSv/hであることを指摘しているが（原判決33頁，乙B82，149，154，188），上記のとおり，同年11月時点で，0.4μSv/hという測定結果が出ていることからすると，このような事実認定は恣意的に低い数値を事実認定したものといわざるをえない。

このような中でも村に戻った人もいるが，町帰還者の不利益は被ばく不安のほかでも深刻である。家族や近隣住民が避難したままで，元のコミュニティは失われているので，頼れる人がいなかったり，それゆえ，健康を害した際などはスムーズに病院へ行けない不安もある。何かあったときに家族が集まりにくいという不安もある。川内村の場合と同様に，帰還しても事故前の暮らしが完全に回復するわけではない。

住民が帰還したとしても，地域社会はすでに変質・変容しており，本件事故前の地域社会はなくなってしまっている。

(3) 旧緊急時避難準備区域における故郷喪失・変容被害の過小評価

ア　故郷喪失・変容損害の評価の諸要素等

原告らは，故郷喪失（変容）損害をなす重要な要素として，淡路教授も指摘する（甲A第146号証16～17頁），①生活費代替機能，②相互扶助・共助・福祉機能，③行政代替・補完機能，④人格発展機能，⑤環境保全・自然維持機能（これらの①～③と⑤を無形の財産的損害と主張している。）を挙げた。そして，帰還後の故郷喪失（変容）損害の要素としては，これらのほかに，⑥被ばく不安，⑦生活行動の制限，⑧復興への多大な苦労という苦難を

受けることとなると主張した（一審における原告ら準備書面（94）4 頁）。

上記①～⑤の要素は，その土地の住民らが，長い年月を経て紡ぎあげてきたものである。長い時間をかけた住民どうしの交流があるから，そこに信頼関係が生まれ，子どもや高齢者を地域ぐるみで育て見守る関係が安全に成り立ってきたし，冠婚葬祭や農業の繁忙期には「結い」といった，親戚，隣組や部落で協力し合う慣例ができていた（上記②の相互扶助・共助・福祉機能）。部落や隣組は，構成住民たちの意思として地域の様々な行事で機能した（③行政代替・補完機能）。ある者は里山での山菜やキノコ採りの名人と言われ地域での存在感をもち，ある者は仕事の腕がよい評判者となり，地域の祭事では住民たちがそれぞれの役割を発揮し伝統行事を受け継いできた。住民たちはいわば当該地域に自分の居場所をもつことで，人格を形成・発展させてきた（④人格発展機能）。

このように「故郷」とは，人と自然とのつながり，人と人のかかわりが，生活や文化，歴史と伝統に編み込まれる営みの積み重ねによって，永続性や持続性もつようになった場所である。この人と自然とのつながり，人と人のかかわりは，生活や文化，歴史と伝統として編み込まれている。すなわち「故郷」とは，そこで生きる人々が，かかわりとつながりを編み足しながら，生活や文化，歴史と伝統を継いでいく場所である。

こうした事実を原告らは主張立証し，原判決も，上記１のとおり，上記①～⑤の諸要素が自然環境的条件と社会環境的条件をなしており，これらの総体が故郷と評価されると認定した。

したがって，故郷喪失（変容）損害の存在とその評価は，これらの諸要件（すくなくとも原審の認定した①～⑤）がどの程度破壊されているかという見地から検討する必要がある。

旧緊急時避難準備区域においては，避難指示解除（2011（平成 23）年 9 月）後においても，上記の諸条件が復活しておらず，帰還した住民らも，上記の諸要素を侵害された状態での生活を余儀なくされている。こうした実態は，一審判決においても，同判決別紙 7（判決別冊 2）「原告各論・原告ら被害の概要」にて認定されている。

原審では，2019（令和元）年に原告らの本人尋問や現地進行協議を実施し，

第一審判決で認定された事実関係を元にした当時最新の事実関係を立証し，帰還後の故郷喪失・変容損害の実態を明らかにした。原判決は，これらの一審判決の認定事実及び原審での本人尋問や現地進行協議で得た情報を元になされたものである。したがって，そこには，次に述べる旧緊急時避難準備区域の具体的な実情が考慮されている。それにもかかわらず，原判決は，これらの実情を過小に評価し，総論認定と不相当に乖離した損害額を算定してしまったのである。

イ　本人尋問及び現地進行協議で明らかにされた故郷喪失・変容の被害実態

(ア)　労働人口・子どもの人口の減少と社会生活への影響

2015（平成 27）年に広野町に帰還した原告畑中大子は，本件事故後，広野町内の子どもの数が圧倒的に減少している事実を証言し，これにより，子どもの行事を通じた親同士の交流もなくなるなど，住民同士の交流が圧倒的に減少している事実を証言している（原審における畑中大子原告本人調書 12 頁）。また，原告稲川ひろみも，経営する薬局の取引数の減少から，子どもとその親が広野町に帰還していないことが原因である可能性を指摘している（原審における稲川ひろみ原告本人調書 6 頁）。

そして，2019（令和元）年 6 月 13 日に実施された現地進行協議において（現地進行協議結果報告書　甲 A 第 795 号証）は，本件事故前に町の商業の中心であった広野駅西側の駅前商店街の多くの店舗が本件事故後閉店したままであるか店舗が取り壊され更地となっている事実が確認された（甲 A 第 795 号証 8～18 頁）。これは，住民による地域の消費が回復・拡大しないことに加えて，労働人口の減少により経営自体が困難であることが原因であると考えられる（甲 A 第 795 号証 17 頁）。

こうした住民の減少と子ども・労働人口の著しい減少は，地域住民どうしのつながりを希薄化させ，結果として，地域全体での子どもの見守りや介護等の相互扶助・共助・福祉機能を損ねる結果を招いている。また，労働人口の減少により，住民の生活に密着した商店街が衰退し，これにより社会インフラの衰退にとどまらず，商店街を通じた相互扶助・共助・福祉機能や行政代替機能を損ねる結果も生んでいる。

(ｲ)　農作物の栽培をしなくなったこととこれによる社会生活への影響

原告畑中大子は，広野町内にて栽培された稲は，本件事故後，飼料用のものが多くなったこと，稲作農家も栽培した米を子どもに食べさせることができなくなったために，米農家自身も会津産の米を購入して食べていることを証言している（原審における畑中大子原告本人調書 9～10 頁）。また，広野町で採れた原木シイタケは，2019（令和元）年の尋問当時においても，放射性物質含有量の基準値（100 Bq/kg）を超えることから，出荷停止とされている（原審における畑中大子原告本人調書 10 頁）。

また，広野町の住民の多くが，本件事故後，野菜の栽培や山菜採りをやめてしまっており，そのために，収穫した野菜や山菜を住民どうしでやり取りすること，そしてそうしたやり取りを通じた付き合いもなくなったと証言している（同原告本人調書 11 頁）。

こうした農作物の栽培の中止ないし減少は，自給自足経済を困難にし，地域住民による生活費代替機能を損ねる結果を生み出している。さらに，お裾分け等の住民同士の付き合いがなくなったり減少したりすることにより，地域の相互扶助・共助・福祉機能や人格発展機能を損ねてしまっている。

(ｳ)　被ばく不安と行動の制約及び社会生活への影響

町の除染に関して，原告畑中大子は，除染が実施されたのは，宅地から 20 メートルの範囲でしか行われていない事実，帰還しておらず連絡もとれない住民の土地は除染を実施できていない事実，山林については，除染を一切実施していない事実について証言している（原審における畑中大子原告本人調書 15 頁）。

こうした除染の不完全性から，すでに述べたとおり，住民は山林に立ち入ることができなくなり，山の恵を収穫することができなくなった。これにより，山菜やきのこのやり取りを通じた住民同士のつながりもなくなったという影響をもたらしているのである。

除染の不完全性や土壌汚染からくる被ばく不安から，既述のとおり，多くの住民らは畑で野菜を栽培しなくなった。栽培をした住民は，収穫した野菜の放射性物質含有量を計測しなければならない。庭の木になるもの

（柿，イチジク，グレープフルーツ等）や川の産物であるアユ等は，放射性物質含有量が高く食べられない（原審における稲川ひろみ原告本人調書15頁）。こうした事態により，収穫物を通じた住民同士のやり取りもなくなってしまったことは既述のとおりである。

このように，被ばく不安とこれによる生活行動の制限は，地域住民の生活費代替機能，相互扶助・共助・福祉機能，自然維持機能，人格発展機能を損ねる結果を招いている。

(ｴ) 住民構成の変化とその社会生活への影響

広野町では，本件事故後，本件事故の収束作業のための企業や人々が多く来町し，町の経済の主な支えとなっている（甲A第795号証18～24頁）。

これにより，町の風景は本件事故前と様変わりしている。原告畑中大子は，原発作業員用の宿舎が大変増えていると証言している（原審における畑中大子原告本人調書17頁，甲A第795号証22～24頁）。

そして，同原告は，こうした本件事故の収束作業のための人員は，被ばく線量の限界を超えると別の地域の原発へ移動していくなどの理由から，広野町に定着することもなく，地域住民との交流をしているところを見たことも聞いたこともないと証言している（同原告本人調書18頁）。

これに対し，本件事故前からいた住民は減少し，これにより，帰還者どうしのコミュニティも小さくなった。原告稲川ひろみは，帰還した母親の自宅のある部落の住民は，本件事故前は12軒であったが，本件事故後に帰還したのは4軒のみとなっている事実を証言している（原審における稲川ひろみ原告本人調書29頁）。そして，帰還したこの4軒は，全員が高齢者であり，住民どうし，「俺らがいなくなっちゃったらどうするんだろう」と話し合っていると証言している（同原告本人調書26頁）。

こうした住民構成の変化と新しい住民と帰還住民との交流の不存在は，地域住民でなす相互扶助・共助・福祉機能を困難にし，部落での活動や行事を困難ないし縮小させ，行政代替・補完機能を大きく損ねてしまっている。

その他には，こうした本件事故の収束作業のための人員が増えたことにより，本件事故前に比して治安の悪化が目立っている事実もある（原審に

おける稲川ひろみ本人調書 14 頁)。帰還した住民らは，こうした環境の悪化をなくすための努力と苦労もしなければならなくなっている。

(オ) 地域行事の衰退とその社会生活への影響

広野町では，本件事故後，地域の祭りが衰退し，2019（平成 31）年の尋問当時において再開をした祭り（浜下り神事（大滝神社・鹿島神社祭礼））であっても，本件事故前の規模の半分程度の規模で，神輿の担ぎ人を町外からも募集して行っている（原審における畑中大子原告本人調書 15 頁)。

こうした町地域の祭りの衰退は，地域の人格発展機能を損ねている。

ウ 小括

以上のとおり，旧緊急時避難準備区域（広野町・川内村・南相馬市原町区の一部）においては，故郷喪失・変容損害の実態がなお深刻に存在している。

「復興」を過大に評価したことで，原判決は，旧緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容被害の評価を誤って過小に評価した。避難指示が解除され，行政上は住民の帰還を促し，新たな商業ビルを建てたり，原発の廃炉や除染関係の企業が招致されていても，故郷喪失・変容の被害実態を緩和する関係にはない。次項では，かかる「復興」が故郷喪失・変容被害を緩和する関係にはないことについて，詳論する。

(4) 旧緊急時避難準備区域の「復興」の過大評価

ア 故郷喪失・変容損害のあるべき評価について

故郷喪失・変容損害は，一旦生じた以上，その発生時点において評価すべきものである。その後に生じた変化については，それが一旦生じた損害を回復させるかどうかを，慎重に見極めなければならない。そのような評価にあたり，故郷喪失・変容の被害の度合いが周辺の相双地域に比して低いといえるとすれば，それはどのような場合か。

それは，すでに述べた故郷喪失・変容の諸要素の有無で判断するべきである。

この点，原判決は，旧緊急時避難準備区域について，「政府による除染は平成 26 年 3 月に完了した」，「川内村は，本庁舎において業務を行っている」，バスが運行を再開しているなどと認定し，また，商業施設の一部や学校関係，医療・福祉施設の開設を挙げて，「復興」の根拠としているが（原判決 37～

38 頁），これは既述のとおり，故郷喪失・変容損害を緩和する関係にはない事実である。村役場や交通インフラ，最低限の商業施設や医療・介護施設が開設されるのは当然のことであって，これにより，地域の自然環境的条件と社会環境的条件の総体が回復されるものではない。重要なのは，山林も含めた除染により，地域内での被ばくへの不安が払しょくされ，被ばくの危険なくして住民らが村内で生活し，山に入り山菜やきのこを採ったり，農作業を再開し，何らの不安もなく山の恵や農作物を分け合い，こうした営みにより人と人とのつながりができるようになることである。行政上の避難指示等が解除され，地域の自然環境的条件と社会環境的条件の再興には意味をなさない「復興」が進んだからといって，これらの自然環境的条件と社会環境的条件に基づく損害が減少したり補てんされるというような関係にはない。既に指摘したとおり，これらの「復興事業」は当該自治体の存続や「新しい街作り」の事業であって，元の地域の「回復」とは無関係な営みだからである。

この点に関し，本件事故前からいる住民らが望んでいるものはどういうことかという原告ら代理人の質問に対し，原告畑中大子は，「皆さんが前のように山菜が安心して採れて食べられるようになることとか，あるいは，放射線量をいちいち測らなくても広野で採れる野菜を食べられるようになれればいいなというふうに強く望んでいる」と述べている（原審における畑中大子原告本人調書 18 頁）。

この証言からも，故郷の回復とは，地域の自然環境的条件が本件事故前と同程度にまで回復すること，そしてこれにより，収穫物のやり取り等を通じた住民同士のつながり（すなわち社会環境的条件）が元どおりに戻ることであることがわかる。

イ　「復興」により故郷喪失・変容被害は緩和されていないこと

原審において実施した現地進行協議で見分し，その結果は報告書（甲 A 第 795 号証）18 頁以下でしめしたとおり，広野町は，本件事故後，広野駅の東側に，新たな商業施設が建てられた。広野駅の東側は，本件事故前は，多くを水田が占めていたが，2017（平成 29）年ころから 2019（令和元）年ころにかけて，被告関連や福島第一原子力発電所の廃炉関連企業，除染，復興関連の商業ビルが建築され，多数の企業が入るようになった。これらの企業は

いずれも，本件事故前にあった広野町の企業ではない。これらの企業関係者の需要を見越して，新たにビジネスホテルや従業員の宿舎も建てられた。

広野町は復興してきていると思うかという原告代理人の問いに対し，原告畑中大子は，「確かに，復興という名の下にいろいろな建物が造られ，施設も造られました。しかし，町民生活とはあまり関係のないようなものばかりがすすんでいるという感じを，私ばかりではなくて，町民の多くが感じております」と証言している（原審における畑中大子原告本人調書 19 頁）。また，広野町に本件事故後，ホテルやビルが建てられた状況について，原告稲川ひろみは，「病院ぽつん，ビルぽつん，ホテルぽつん，関連性がなく，広野町の町民がなんでホテル利用するのか，なんでビルを利用するのか，町民が直接利用する施設ではない」と証言している（原審における稲川ひろみ原告本人調書 19～20 頁）。

同原告らが証言するように，原告らが主張し，原判決が認定した「故郷」の喪失・変容被害は，いわゆる「復興」の名のもとに進められている事業により被害が小さくなるという関係にはないのである。本件訴訟で問題となっている「故郷」喪失・変容損害は，あくまでも，①生活費代替機能，②相互扶助・共助・福祉機能，③行政代替・補完機能，④人格発展機能，⑤環境保全・自然維持機能，そして，帰還後の故郷喪失（変容）損害プロパーの要素として，上記に加え，⑥被ばく不安，⑦生活行動の制限，⑧復興への多大な苦労という苦難を受けることの有無・程度からみた，自然環境的条件と社会環境的条件の破壊の程度から判断すべきものである。

上記のとおり，本件事故の収束作業や除染等のために本件事故後来町した企業や人員のための施設，住民の減少を前提に新たに造られた施設や商業施設等は，これらの諸条件を満たすものではないことは明らかであろう。したがって，旧緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容被害は，周辺の相双地域のそれと同様に評価されるべきものである。

ウ　「復興」の過大評価

以上のとおり，行政の進める「復興」は，住民らの故郷喪失・変容被害を緩和させる関係にはない。しかしながら，原判決は，そのような事実と性質を見誤り，「復興」の状況を過大に評価し，故郷喪失・変容被害を過小に評価

した。

すなわち，原判決は，旧緊急時避難準備区域について，上記(3)のイの(ｱ)～(ｵ)記載の主張立証事実の存在を前提に，他の避難指示区域と実情の変わらない故郷喪失・変容の事実を認定しているにもかかわらず，避難指示解除の時期や「復興」を過大に評価し，またそれゆえに故郷喪失・変容被害を過小に評価した。

その結果，故郷喪失・変容損害の総論での的確な認定・評価に反し，これに著しく乖離し，かつ他の避難指示区域と比べても著しく低額な損害額の算定をした。この点において，原判決には理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反する明らかな法令違反がある。

(5) 旧緊急時避難準備区域の特有の事情

ましてや，旧緊急時避難準備区域の住民らは，就労による収入を減少させてしまったり，避難により自宅を空き家にせざるを得なかったために，居住用不動産や家財道具の痛みが進行するなどの物理的経済的な被害も被っている（これらの被害の事実は一審判決別冊 2 別紙 7 原告らの被害の概要にて認定。）。それにもかかわらず，被告は，被告ですら認めてきた約 1 年半の避難の期間（2012（平成 24）年 8 月まで）に相当する居住用不動産の価値減少分すら賠償していない。

こうした経済的な被害のうち，経営に関する被害について，原告稲川ひろみは，経営する薬局を本件事故後に再開するために借入れを行ったこと，その返済額は毎月 35 万円に上る事実，双葉郡にあることから従業員が勤務してくれないこと，そしてこれから先の経営不安を訴えている（原審における稲川ひろみ原告本人調書 5 頁，9 頁，11 頁，27 頁）。また，居住用不動産に関する被害については，原告西山千嘉子が，避難による家屋の汚染等のため使用可能な居室は一部屋だけとなっており，高齢の母親が台所にベッドを運び入れて居室として使用しているほかは風呂・トイレのみの利用しかできていない旨を証言している（原審における西山千嘉子原告本人調書 18～19 頁，甲 C 第 38 号証の 24）。

本件上告審においては，原告らは，物理的・経済的な損害を主張せず，故郷喪失・変容（ただし，無形の財産的損害を含む。）及び避難による慰謝料に請求

を絞っている。こうした物理的・客観的な損害賠償すらも十分になされていないために，旧緊急時避難準備区域の被害者らは，他の避難指示区域の被害者らに比してより一層過酷な避難生活や帰還後の過酷な生活を甘受させられているとすらいえる。こうした実情を考慮していない点からみても，原判決による旧緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容被害の損害算定額は理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反する明らかな法令違反がある。

⑹ まとめ

以上のとおり，旧緊急時避難準備区域においては，地域の自然環境的条件と社会環境的条件の総体である故郷を喪失（変容）したことによる損害が生じていることは明らかであり，これを原審も認定している。

かかる故郷の総体は，①生活費代替機能，②相互扶助・共助・福祉機能，③行政代替・補完機能，④人格発展機能，⑤環境保全・自然維持機能（これらの①～③と⑤を無形の財産的損害と主張している。）並びに，帰還後の故郷喪失（変容）損害の要素としての，⑥被ばく不安，⑦生活行動の制限，⑧復興への多大な苦労という苦難を主な要素としているのであるから，故郷喪失・変容損害の有無及び程度は，これらの要素（少なくとも原判決の認定した①～⑤）にかかる事実の存在や程度から，自然環境的条件と社会環境的条件の総体の損壊の有無及び程度を検討し，評価されるべきである。

これに対し，原判決が慰謝料の減額事由として過大に評価し考慮に入れている，いわゆる「復興」に伴う基本的なインフラの整備や新しい商業施設の開設等は，上記の自然環境的条件と社会環境的条件の総体の損壊を修復する性質のものではない。したがって，原判決が，かかる「復興」の状況をもって，旧緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容損害について，総論での認定・評価に反しこれと著しく乖離する低額な算定にとどめたのは，経験則と条理に反する不合理なものであり，相当性を欠くものとして裁量判断の限界を逸脱する。このような判断には理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反する明らかな法令違反がある。

また，住宅や家財の損害など物理的・客観的な損害賠償すらも十分になされていないために，旧緊急時避難準備区域の被害者らは，他の避難指示区域の被害者らに比してより一層過酷な避難生活や帰還後の過酷な生活を甘受させられ

ているとすらいえる。原判決がかかる実情を考慮せずに，旧緊急時避難準備区域の故郷喪失・変容被害の損害額を定額に算定した点も，理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反する明らかな法令違反がある。

第５　避難に関する慰謝料の判断における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第４】

１　避難を余儀なくされた慰謝料に関する損害評価の理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第４の１】

(1)　避難を余儀なくされた慰謝料に関する原判決の認定

原判決は，旧緊急時避難準備区域の避難慰謝料について，次の通り認定している（原判決 42 頁以下）。

「(1)前記認定のとおり，原告らは，居住地の近くで設置運営されていた福島第一原発における全く予期しない突然の水素爆発により，大量の放射性物質が拡散する重大な事故に見舞われ，深刻な放射線被害の具体的な危機に直面した。

その結果，原告らは，放射線による生命・身体への被害の危険から，事故直後から避難指示を受けて取るものもとりあえずあわただしく避難し，あるいは緊急時避難準備区域においても，屋内退避を指示され，南相馬市では一時避難を余儀なくされるなどして同様の避難を余儀なくされた。

このような突然の避難により，原告らは地域の人間関係を断たれ，場合によっては，職業生活を失い，学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは，その置かれた状況は様々であるとしても，それぞれの境遇において極めて大きな精神的苦痛を被ったものと認められる。

このような事情や前記認定の原告らの避難の状況を踏まえ，原告らが慰謝料の原因として主張する包括的平穏生活権の侵害により『避難生活を余儀なくされたこと』から生じる精神的損害のうち，避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し，居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定するのが相当と認められる。

(2)　避難を余儀なくされた慰謝料の額について

前記(1)のとおり，原告らは，福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面

した。そのために地域社会との結びつきを突然に奪われ，全く異なる環境での避難生活を一から始めざるを得ないなど，著しい精神的苦痛を被ったといえる。

この放射線被害の危険は，原子力発電所における水素爆発という未曽有の大事故によるもので，その危険性の程度が的確に評価できず，将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で，避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり，その意味での精神的苦痛も極めて大きいものであったと評価できる。

しかも，原告らの避難は，前記２(3)のとおり，原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い，原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が，事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果として起こした重大事故のために余儀なくされたものであり，その観点からも，原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は，さらに大きなものとなったと評価できる。

このような意味を有する避難を余儀なくされた慰謝料の算定をするには，上記のような原告らの損害ないし精神的苦痛の内容程度を的確に評価する観点から，本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度，あるいはこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが想定である。……（中略）……帰還困難区域，居住制限区域又は避難指示解除準備区域であった地域から避難した原告らについては，これらのどの地域をとっても，放射線被害の危険や避難切迫性が極めて大きく，将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられるから，いずれの地域も１人当たり 150 万円とするのが相当である。

他方で，緊急時避難準備区域であった地域から避難した原告らについては，上記地域と比べ，避難生活を始めるにあたっての精神的苦痛にはそれほど差がないとしても，放射線被ばくの危険や避難の切迫性等の面では，精神的苦痛の程度がやや小さいものと評価できるから，１ 人あたり 70 万円とするのが相当である。」（原判決 43～44 頁）。

⑵ 避難を余儀なくされた慰謝料に対する評価

ア　原告らは，避難を余儀なくされた慰謝料という名称を用いて，避難慰謝料について請求をしていたものではないが，原判決は，避難慰謝料を，避難を余儀なくされた慰謝料と避難生活を継続せざるを得なくなったことによる慰謝料を区分している。

イ　原判決が，避難慰謝料をこの二つに区分したことは，原告らの請求内容と齟齬しているわけではない。

すなわち，原告らは，避難慰謝料に関し，次の通り主張していた。

「本件原発事故発生によって，原告らは，着の身着のままで，突然避難することを強いられた。（第一審最終準備書面第3分冊45頁）」

「原告らは，避難前の地域生活の中で，長年に渡り，安心できる人間関係を築いてきた。……（中略）……見知らぬ土地での不安について，原告らは，『犯罪者のような気持ち』『根無し草』『誰も知り合いがいないところへ，ポーンと放り込まれたような感じ』『多くの他人が近くにいるという緊張感』などと表現している」（同58～60頁）

これらは，原判決が避難を余儀なくされた慰謝料の内実として判示した内容と重り合っている。

また，原判決は，避難を余儀なくされた慰謝料と避難生活を継続せざるを得なくなったことによる慰謝料を区分することにより，原告らが避難慰謝料を根拠づける事実について，より精緻に把握しようとする姿勢を示したものと思われ，この点について，原告らは一定の評価をしている。

ウ　しかしながら，緊急時避難準備区域における避難を余儀なくされた慰謝料については，次項に述べる通り，原判決の認定には誤りがあり，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるため，判決の取り消しは免れない。

⑶ 旧緊急時避難準備区域から避難した原告らについても，帰還困難区域，居住制限区域及び避難指示解除準備区域と同額の避難を余儀なくされた慰謝料が認められるべきであること

ア　原判決が避難を余儀なくされた慰謝料の根拠とした事実

原判決が避難を余儀なくされた慰謝料の算定の根拠とした事実は，まとめ

ると次の通りである。

すなわち，原判決は，「本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度，あるいはこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが相当である。」としたうえで，旧緊急時避難準備区域については，「放射線被ばくの危険や避難の切迫性等の面では，精神的苦痛の程度がやや小さいもの」と評価できるとした。

しかし，次に述べる通り，旧緊急時避難準備区域は，帰還困難区域，居住制限区域及び避難指示解除準備区域と区別するべき事情はない。

イ　広野町の避難の経過

原告らが居住していた町村のうち，旧緊急時避難準備区域は広野町と川内村である。附帯上告をした原告は，広野町の居住者のみであるから，以下では，広野町について，その避難の経過の実態を述べる。

(ア)　広野町の避難指示の推移

広野町の一部は，国による避難指示は出されていない。

しかし，2011（平成23）年3月15日，屋内退避指示が出された。

そして，同年3月25日，政府は屋内退避指示の対象となっている市町村の市町村長に対し，当該住民の自主避難を積極的に促進するとともに，避難指示を想定した諸準備を要請した。そして，同年4月22日，広野町の一部は，政府により，緊急時避難準備区域に指定された。

そして，緊急時避難準備区域とは，緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にあるとし，「引き続き自主的避難をし，特に子供，妊婦，要介護者，入院患者等は，当該区域内に入らないようにすること」が求められていた。

このように，緊急時避難準備区域は，政府による明確な避難指示が出されてはいなかったが，自主的に避難をすることが要求されていた地域であり，子供，妊婦，要介護者，入院患者等については，特に強く避難を要求されており，実質的に避難指示が出されていたと評価できる。

また，広野町は同年3月12日に自主避難勧告，翌13日に町避難指示を出した。

そして，広野町は，町役場の機能を翌2012（平成24）年3月1日まで，

広野町からいわき市に移していた。

広野町としての避難指示が解除されたのは，2012（平成 24）年 4 月 1 日である。

なお，一審判決及び原判決は，公知の事実である広野町による避難指示について一切事実認定をしていない。

(イ) 広野町の避難の実態

このように，広野町の住民は，2011（平成 21）年 3 月 12 日に，広野町から避難指示が出され，さらに，政府からも「自主的避難」を求められていた（一審判決 24 頁）。

広野町による避難指示は，住民にとっては，国による避難指示と何ら区別する理由はない。

広野町と政府がこのように避難を指示したり，避難を要求したのは，まさに，上記のとおり原判決が指摘するように，「放射線被害の危険は，原子力発電所における水素爆発という未曽有の大事故によるもので，その危険性の程度が的確に評価できず，将来における原状回復の可能性も全く予測できない」ものであるから，福島第一原発から 20 キロメートルから 30 キロメートル圏内（すなわち，広野町などの屋内退避指示の範囲）ならば放射線被害が及ばない，もしくは程度が低いということがいえないからである。

さらには，２０キロメートル県内には福島第二原発が位置しており，当時は，その津波による被害状況に対する不安も大きかったことが指摘されうる。

特に，3 月 12 日という，本件原発事故が発生直後であり，広野町による避難指示が出された時点では，当該原発事故がどのように推移するのか，どの程度の範囲にその放射線被ばくの影響が発生するのかが全く予期できなかったのであり，広野町による避難指示により，広野町に居住していた原告らは，直ちに避難をしなければ，原発事故や放射線被ばくにより多大な被害が発生するかもしれないという重大かつ切迫した危険性を感じていたことは明らかである。

広野町に居住していた原告らの避難の時期からも，このことは明らかで

ある。

すなわち，一審原告らの避難の始期は，次の通りである。

3 月 11 日に避難したのは，遠藤昭一世帯（68）（カッコ内は原告番号。以下本項において同じ），3 月 12 日に避難をしたのは，原告稲川ひろみ世帯（6），鈴木涼子世帯（32），渡邊弘美世帯（48），3 月 14 日に避難をした原告は畑中大子（21），稲川政子（67）である。

3 月 25 日に避難をしたのは渡邉榮一世帯（31）である。

このように，一審原告らも，ほとんどが 3 月 11 日から 3 月 14 日の間に避難を始めており，原発事故による避難の切迫性は，避難指示区域と何ら違いはなかったのである。

3 月 25 日に避難をした原告渡邉榮一世帯も，3 月 25 日まで安心して過ごしていたわけではない。原告渡邉榮一世帯は，3 月 12 日に原発の爆発をこの目で見ていたものの，原発に関する情報がなかったため，避難を判断することができなかった。また，事故から 3，4 日後には，防災無線で「とにかく逃げなさい」との広報があったものの，避難先のあてがなく，本件事故当時 80 歳という高齢であったため，避難することができなかった。そして，3 月 25 日に長男が迎えに来てようやく避難をすることができたのである（甲 C 第 31 号証の 1・1～3 頁）。このように原告渡邉榮一世帯は，物理的に避難できたのが 3 月 25 日なのであり，避難の切迫性に欠けるところはないのである。

したがって，旧緊急時避難準備区域についても，「放射線被ばくの危険や避難の切迫性等の面」で，帰還困難区域，居住制限区域及び避難指示解除準備区域と区別するべき実態は存在しないが，原判決は，両者に区別するべき実態が存在し，「放射線被ばくの危険や避難の切迫性等の面では，精神的苦痛の程度がやや小さいもの」としたものである。これは，公知の事実である広野町による避難指示の存在を事実認定しなかったことに最大の原因があることは明らかである。

公知の事実である広野町の避難指示の存在を認定しなかったのは，原判決に審理不尽があるといわざるをえない。そのために原判決は，広野町の住民に関する放射線被ばくの危険や避難の切迫性等による精神的苦痛の

程度について，その判断を誤ったのであり，条理と経験則に違背する不合理な結論に陥った，かかる誤った事実認定に基づく不合理な慰謝料の裁量評価は，裁量判断の限界を逸脱するものであり，かかる裁量判断は重大な理由不備・理由齟齬に該当する。

同時に，このように，旧緊急時避難準備区域について，「放射線被ばくの危険や避難の切迫性等の面では，精神的苦痛の程度がやや小さいもの」とした判断は経験則に反しており，原判決には明らかに判決に影響を与える法令の解釈・適用の違反がある。

2　避難生活を継続することによる慰謝料の損害評価における理由不備・理由齟齬，法令違反【附帯上告理由第４の２】

(1)　避難生活を継続することによる慰謝料の月額が中間指針基準と同じであることの不合理性

ア　原判決の判断と問題点

原判決は，「避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛，不便，不自由，不安等のストレスないし精神的苦痛」を慰謝するものとして，「避難を余儀なくされた慰謝料」と区別して，「避難生活の継続による慰謝料」を認めた（原判決 44 頁以下）。

そして「避難生活の継続による慰謝料」を算定するにあたり，月額を 10 万円とした（同 45 頁）。これは中間指針が示した避難慰謝料の月額と同じである。

しかしながら，中間指針が示した額は，以下に述べるとおり，本件事故発生後の比較的早い段階で策定され，避難者の被害実態が十分に考慮されていないうえ，当事者間の自主的紛争解決を図るため加害者である被告東電が受け入れる程度に低く抑えられており，真の被害者救済のための基準として不十分なものである。

にもかかわらず，原判決の月額が中間指針と同額であることは，本訴訟で原告らが具体的に明らかにした「避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛，不便，不自由，不安等のストレスないし精神的苦痛」の実情を全く踏まえていない点で，理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反する明らかな法令違反がある。

イ　中間指針の損害額算定基準の問題点

(ア)　中間指針の位置づけ

中間指針は，本件事故から約5カ月後の2011（平成23）年8月5日に公表されたものであるが，当時まだ将来的予測が立たない中で，被害者の早期救済のため，当面の指針を示したものにすぎず，その賠償基準は被告を法的に拘束しないため被告が任意に従うであろう水準にとどまっており，被害者の被害実態を考慮した基準になっていない。

「この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が，今後，被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに，中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である」（平成23年8月5日中間指針2頁，「はじめに」より），「この中間指針は，本件事故が収束せず被害の拡大がみられる状況下，賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目や，その範囲等を示したものであるから，中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく，個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」（同3頁，「中間指針の位置づけ」より）とされていることを忘れてはならない。

(イ)　中間指針における避難生活慰謝料月額基準の不合理性

とりわけ精神的損害に関しては，中間指針は「避難に伴う精神的損害」について言及しているものの，これと「生活費の増加費用」とを一括して算定しているうえ，月額10万円という基準は自賠責保険の入院慰謝料を参考に定めたものにすぎず，被害者の具体的な被害実態を全く反映しておらず，その結果，賠償金額は極めて低水準にとどまっている。

中間指針は，避難期間が長期化する中で4次にわたる追補により補充されていったが，精神的損害額の算定基準は，現実の被害の深刻さを反映したものになっておらず，当初の月額10万円を前提としたままであり，避難者が受けた包括的平穏生活権の侵害に対する真の救済には到底及ばない。

中間指針では，月額10万円の根拠について「……本期間の損害額の算

定に当たっては，本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ，自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4，200円。月額換算12万6000円）を参考にした上，上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し，一人当たり月額１０万円を目安とするのが合理的である……」と説明しているにすぎず，実際の避難者の避難先での生活の困難を全く反映していない。

しかしながら，原告らが繰り返し訴えた避難生活の過酷さに照らせば，避難生活に伴う精神的損害は，自賠責の慰謝料基準と同程度の損害と評価することはできない。

また，中間指針の月額 10 万円は，純粋な慰謝料だけでなく生活費増加分も考慮しての10万円であり，避難者の現実の苦難を反映した額でない。

原告らは，住み慣れた地域から突然に隔離され，従前と全く異なる生活を強いられ，全人格的被害を受けたのであり，仮に交通事故の損害賠償基準を参考にするとしても，入院に比肩すべき重大な被害として入院慰謝料に匹敵する程度（月額50万円）とするのが相当である。

(ｳ) 慰謝料算定に考慮すべき避難生活の過酷さ

避難生活に伴う精神的損害は，①避難先での生活の限界，②見知らぬ土地での不安，③先の見えない不安，④被ばくによる不安や差別，⑤仕事や生きがいの喪失，⑥家族の離散，⑦被害者同士等の軋轢，⑧避難生活中の身体状態の悪化，⑨避難生活中の精神状態の悪化，といった日常生活阻害要因が複合し重なり合ってもたらされている。

これまでに原告らが明らかにしたところでは，次のような過酷な避難生活の実態がある。

① 避難先での生活

体育館や学校などの避難所では，大勢の避難者が共同生活を強いられ，制約の多い不自由な生活，畳一畳分の空間での寝起き，ブルーシートや段ボールによる区画，プライバシーの欠如，トイレの共同，配給による不十分な食事，固く冷たい床での就寝，布団がなく毛布のみ，寒さで眠れない，睡眠不足になった，などの悲惨な生活実態があった。

親戚宅では，少ない部屋に大勢が暮らし，親戚に負担をかけているとの罪悪感，遠慮，気まずさ，肩身の狭い思いなどにより，多大なストレスを感じた。関係が悪化し避難先を変えた者もいる。

仮設住宅や借上住宅では，居住空間が狭く，隣室から声や生活音が聞こえ落ち着かず，自らも生活音を出さないよう委縮した生活を送った。窓を開けるとすぐ隣家があり，カーテンを開けられないなどプライバシーが十分に保てなかった。家屋の断熱性が悪く，厳しい暑さ寒さに苦しんだ。老朽化した借上住宅では雨漏りやカビの発生など非衛生的な環境に置かれた。

何度も避難先を転々とした原告も少なくない。転居の度に生活が変わり苦労が重なった。

② 見知らぬ土地での不安

知り合いがなく土地勘もない場所で，人との交流がなく，人と交流しようと努力してもなかなか打ち解けられず，不安感，疎外感，孤独感を感じている。

避難者であることがわかると差別を受けるのではないかと心配で避難先の地域社会に溶け込めない。「よそ者」とみられているように感じる。

③ 先の見えない不安

原発事故の処理が進まず，情報公開も不十分であり，避難生活の行方がどうなるのか見通せず，仮住まいで中途半端な生活しか送れず，前にも後ろにも進めず，将来に対する不安が募る。

④ 被ばくによる不安や差別

放射能汚染されていないかどうか毎日の食べ物や飲料に不安を感じ，神経質になった。避難前又は避難移動中に大量の放射線被ばくをしたのではないかと不安に感じる。自分や家族とりわけ子や孫に健康被害が生じるのではないかとの不安を感じる。

放射能に関する情報が錯綜し何を信じてよいかわからず不安は募る。

被ばくしたことにより差別を受けないか心配である。「放射能はうつる」という非科学的な風聞の如き中傷を受け，避難者であることを隠すようになった。

⑤　仕事や生きがいの喪失

事故前の仕事や生業は,就労環境の異なる避難先で続けることはできず,生き甲斐を奪われた。

避難先では従前と同じ仕事ができない。新たな仕事も見つからない。家の中で引きこもるようになった。就職しても仮の仕事にしかならない。

毎日やることがなく無為な生活を送り，元の地域の情報も届かず，孤独感と疎外感を感じた。

避難者であることにより差別を受けるのではないかという不安から仕事に就けない。

⑥　家族の離散

それまで一緒に暮らしていた家族が避難により離れて暮らすことを余儀なくされた。年配者にとっては子や孫との離別は非常に寂しいことであった。

離れて暮らす間に家族や近しい知人が亡くなり深い喪失感をもたらした。

避難生活のストレスから衝突することが多くなり家族の関係が悪化した。

避難生活が長期化する中で，帰還するかしないか家族の間で意見が分かれ軋轢が生じた。

⑦　被害者同士等の軋轢

原告の多くは福島県内の近隣地域に避難した。避難先の住民らもまた原発事故による放射能汚染の不安，健康不安，生活不安などを感じる中，原告ら強制避難地域の避難者が諸々の支援策（補償や公共料金の無償化など）を受けられることに対し，嫉妬や羨望，偏見や差別をもたらした。

車や家に悪戯をされた，避難先住民から心無い言葉を投げつけられた，避難者に対する偏見に晒され近くのスーパーに買物に行けず遠方まで買出しに行った，干していた洗濯物を悪戯された，避難者であることを知られないほうがよいと言われた，職場や行った先で「補償をもらえていいね」「私たちの税金を使っている」などと嫌味や中傷を言われた，近隣住民に挨拶をしても無視される，など原告らから様々な経験が語られた。

避難者同士の間でも，避難生活状況や賠償内容の違いから，人間関係が疎遠になり或いは悪化してしまった者も多い。

これらは，原発事故が広範囲にわたり多くの人々に深刻な被害を様々な形でもたらしたことによる必然的な結果である。原発事故対策として打ち出された避難地域区分と支援策の違いが社会に分断をもたらし，避難先において人間関係に深刻な亀裂をもたらしているのである。

⑧　避難生活中の身体状態の悪化

原告の年齢や避難前の状態によって異なるものの，次のような健康状態の悪化が認められる。

高齢者の多くは避難生活により足腰が弱り自力歩行が困難になった。

また，原告らは，避難生活の中で，体重の減少，睡眠不足，高血圧，糖尿病，腰痛，気管支喘息，咳，難聴，食欲減退，逆流動性食道炎，嘔吐，睡眠時無呼吸症候群，湿疹，肌荒れ，抜け毛，アレルギー性鼻炎，結膜炎，ドライアイ，眼底出血，顎関節症，　歯茎の腫れ，膣炎，腰部脊椎官狭窄症，腰部すべり症，両側変形性膝関節症，痛風，橋本病，甲状腺ホルモン機能低下症，胃がん，胆石など，様々な身体状態の悪化を経験している。

これら健康状態の悪化は，原発事故前の生活においては生じておらず，避難生活がいかに過酷であったかを物語っている。

⑨　避難生活中の精神状態の悪化

原告らは，避難生活のストレスにより，イライラして家族に当たる，気持ちが落ち込みふさぎ込む，不眠症，不安感，うつ症状，動悸，対人恐怖症，引きこもり，焦燥感，無気力，意欲の低下，流涙，パニック，精神不安定，食欲減退，希死念慮，などの精神状態の悪化を経験している。

これらは，上記①～⑦に記述したような様々な日常生活阻害要因が複合的に生じる中でのストレスによるものと考えられ，避難生活がいかに過酷であったかを物語っている。

以上のような，原告らが語る避難生活の実態に照らせば，初期の混乱の中における精神的苦痛が極めて大きいものであっただけでなく，避難期間が長期化する中で軽減されるどころか深刻化したことが認められる。

(ｴ)　中間指針では避難生活の過酷さが十分に考慮されていないこと

中間指針は，本件事故後の６カ月間（第１期）について「地域コミュニ

ティ等が広範囲にわたって突然喪失し，これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ，自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上，帰宅の見通しもつかない不安など，最も精神的苦痛の大きい期間」と考えるとともに，その後は「長期間の避難生活の基盤が整備され，避難先での新しい環境にも徐々に適応し，避難生活の不便さなどの要素も第１期に比して縮減する」と考えていた。

しかしながら，実際には，一時避難所や宿泊施設，仮設住宅や借上住宅を何度も転々とすることを余儀なくされ，避難先に定住するまでに半年以上の期間を要するケースや，避難先に移った後 1～2 年で更に転居せざるを得なくなるケースも多く，「長期間の避難生活の基盤が整備され，避難先での新しい環境にも徐々に適応し，避難生活の不便さなどの要素も第 1 期に比して縮減する」という状況にはならなかった。

さらに，第 2 期以降も，避難指示の解除時期の見通しが立たない中で，具体的な人生設計をすることができないまま，その日暮らしをするほかない不安定な生活が続き，不安は増大し身体や精神の変調も増悪した。避難者は避難先の地域社会で歓迎されるわけでなく，直接間接に差別され冷遇され，避難者であることを隠して生活することを余儀なくされた。避難者の間でも補償に差があることなどから軋轢が生じていった。

このように，時間が経つにつれて新しい環境に適応するという楽観的な予測に反し，実際には，時間の経過とともに見通しが立たない不安は増大し，避難先における人間関係の軋轢の深刻化が進んだ。また，国の線引きによって避難者の間に支援策の格差が生じ，避難者の間に分断が生じ増大していった。これらの事情が複合して避難者は，精神的・身体的不調を来したが，多くは医療機関で適切な治療を受けることもままならず日々の生活を続けなければならなかったのであり，精神的苦痛はむしろ増大した面もある。

以上のとおり，避難当初の精神的苦痛は極めて大きかったが，それだけでなく，避難が継続する中で，日常生活阻害の要因は時間の経過とともに変化しつつも避難生活の過酷さは緩和されず，精神的苦痛は軽減するどころか却って増大したといえる。

こうした避難生活における精神的苦痛の増大は，中間指針の策定時には予測されておらず，損害額の算定に全く反映されていない。

ウ　被告の行為の悪質性を増額要素として考慮すべきこと

(ｱ)　原判決が判示した加害行為の悪質性を増額要素とすべきこと

原判決は，一審被告が「原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い，原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地し」ておきながら「事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果」引き起こされたという点で，一審原告らの「精神的苦痛は，更に大きなものとなった」と判示し，一審被告の加害行為の悪質性を増額要素として考慮すべきものとした。

既に第３の３項において述べたとおり，このような被告東電の加害行為の悪質性を増額要素として考慮すべきことは，「避難生活の継続による慰謝料」の算定においても妥当する。その点でも，加害行為の悪質性を考慮していない中間指針の基準と同額ということでは，損害の評価が損害の算定に全く考慮されていないことは明らかである。

(ｲ)　被告の事故後の対応の悪質性も増額要素として考慮すべきこと

同様に，事故後における被告の対応もまた悪質であり慰謝料増額要素となる。

被告は，原告ら被害者からの直接請求において，加害者の態度とは言いがたい高圧的な態度を示すなどにより，被害者の精神的苦痛を増大させた。他方で被告は，原告らに対し謝罪の意を示すことを一切拒んでいる。

訴訟上の行為としても，上記のとおり被告は，第一審結審後，原告らに対し，訴訟上の請求と重複する損害項目に対する訴外での支払をする条件として，重複する損害項目のみならず訴えを全部取り下げない限り，判決確定まで訴外での請求手続を受け付けないとして，一切の被害弁償を拒否するに至っている。さらに被告は，避難者らが全国各地で提起している損害賠償請求訴訟において，既に十分な支払いをしたと主張し始め，あたかも過払であるかのような主張すらしており，避難者らの神経を逆なでし，原告らの精神的苦痛を一層増大させている。

これら，事故後の様々な対応における被告の悪質性は，まさに「避難生

活を継続」することによる精神的苦痛を，日々，著しく増大させているのである。

エ　小括

以上から，原判決の判示する「避難生活の継続による慰謝料」の内容に照らせば，中間指針では考慮されなかった原告らの過酷な長期間にわたる避難生活の実態を踏まえた評価がなされるべきであり，また，被告の事故前及び事故後の行為の悪質性を増額要素として考慮すべきであるから，中間指針の基準を上回る算定がなされなければならないところ，これらの事情を慰謝料額の算定に全く考慮せず，中間指針に漫然と追従した月額により損害算定を行った点で，原判決は理由不備・理由齟齬があり，また，経験則に反する明らかな法令違反がある。

⑵　避難生活を継続することによる慰謝料が発生する期間について

ア　原判決の認定とその問題点

原判決は，「避難生活の継続による慰謝料」を「相当の避難期間に応じた慰謝料」として認めた（原判決 44 頁以下）。

しかしながら，原判決は，避難継続による慰謝料の対象期間を限定した点において誤りがある。特に，帰還困難区域と緊急時避難準備区域において，その問題性が顕著である。

以下では，帰還困難区域と緊急時避難準備区域に関する原判決の誤りについて述べる。

イ　帰還困難区域について避難期間を 85 カ月で打ち切ったことの不合理性

⑺　原判決は，帰還困難区域について，「避難生活の継続による慰謝料」（避難生活継続慰謝料）を算定するにあたり，居住制限区域や避難指示解除準備区域と同様に，「相当の避難期間」を本件事故から平成 30 年 3 月までの 85 カ月とした。

この 85 カ月という期間は，避難指示が解除された「結果として避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間（1 年）を経た」ことを理由とする（原判決 45 頁）。

しかしながら，帰還困難区域については，未だ避難指示解除がされておらず，いつの段階で解除されるか定かでないのであるから，上記理由は全

く当てはまらない。避難指示が解除されておらず，帰還する選択肢が与えられていない現状において，「相当の避難期間」が経過したとの判断は経験則に照らし明らかに不合理である。

原判決は，帰還困難区域について相当の避難期間を 85 カ月としたことについての合理的な説明がなく理由不備ないし理由齟齬といわねばらない。

また，避難指示解除がなされていないのに避難期間が終了したとすることは経験則に反する明らかな法令違反である。

(イ) 原判決は，「(85 カ月という）期間を超えて避難生活を続けても，本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり，それは，避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく，少なからぬ原告が避難を継続せざるを得ない実情は，故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である」（原判決 45 頁）とも判示する。

しかしながら，原判決が判示しているとおり，「避難生活の継続による慰謝料」は，「避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛，不便，不自由，不安等のストレスないし精神的苦痛」を考慮し，相当の避難期間に応じた慰謝料として算定されるものである（原判決 44～45 頁)。

これに対し，「故郷喪失・変容慰謝料」は，「(元の）地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体」である「故郷」が，「自然環境的条件は，本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され，社会環境的条件は，地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難を余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きの全部又は一部が解体し，侵害された」ことによる損害であり，「地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず，仮に帰還できたとしても地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価」をすべきものである。

このように両者は別の損害として区別して把握され，区別して算定すべきものであるから，帰還困難区域の住民について，避難生活の継続により生じる精神的苦痛を，事故から 85 カ月経過した後は故郷喪失・変容慰謝

料として評価するとの判示は矛盾しており，理由不備・理由齟齬がある。

(ｳ) 実際，避難指示解除がなされていない区域の避難者は，帰還したくてもできない状態が未だ続いており，将来の人生設計を立てることができない状況にある。これは，自らの生き方を自律的に決定することができないという極めて重大な権利侵害が続いているということである。そして，いつになったら避難指示が解除されるのか見通せないために，先の見えない不安は全く軽減されず，日常生活を阻害する大きな要因として持続している。

避難指示が解除された地域については，少なくとも帰還するかしないかの決断をし，自らの決断によりその先の人生を歩みだすことが一応可能となるが，避難指示解除されていない地域については，それすらままならず，避難者は，避難先での日常生活の根底に常に先の見えない不安を抱えながら，仮の生活，仮の人生を続けなければならないのである。

また，避難指示解除されていない帰還困難区域は，立ち入りの自由が制限され，一時的に立ち入ることさえもできないのであり，まして，区域内にある自宅に住むことは許されない。避難指示解除された地域が自由に出入りできることと比較して質的な違いがある。

避難期間を 85 か月で区切り，その後は故郷喪失変容慰謝料の中で考慮すべきだとすることは，もはや帰還不能であり他地域に移住して人生を歩むほかないと決めつけているに等しく，いずれ避難指示を解除することを目指す政府の帰還方針とも相いれない。

このように避難生活が継続しているにもかかわらず，避難期間を避難指示解除された区域と同じに捉えることは不合理であり，理由不備・理由齟齬があるとともに，経験則違反でもある。

(ｴ) 原判決の基本的な考え方に沿って考えれば，帰還困難区域の住民については，避難指示が解除された後１年（帰還するかどうか判断するための期間）を経過した時期，あるいは，帰還不能であることが確定した時期（この時点で帰還する選択肢がないことが確定する）のいずれか到来するまでは避難期間は継続しているとするのが筋である。

とはいえ，帰還困難区域について，政府は住民を帰還させることを目指しいずれ避難指示を解除する予定であることを示唆している。そのため，

避難者らは未だ帰還するかどうか決めることができない不安定な状況で避難生活を余儀なくされている。

したがって，帰還困難区域については，未だ避難生活は継続しており，少なくとも事実審の口頭弁論終結時までは避難期間とすべきである。

(ｵ) 仮に，原判決がいう「(85 カ月という）期間を超えて避難生活を続けても，本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難」であるという判示が，一定以上の長期間を超えた時期以降は「避難生活の継続による慰謝料」の対象にはならないという趣旨であるとしても，居住制限区域・避難指示解除準備区域において，避難指示が解除された後１年間の相当期間の経過をもって終期とするという基準に照らし，未だ解除されてもいない帰還困難区域を同一に取り扱うのは，全く説明のつかない合理性を欠く判断であり，理由不備ないし理由齟齬といわねばらない。同時に，経験則に反する明らかな法令違反である。

ウ　緊急時避難準備区域

(ｱ) 旧緊急時避難準備区域の避難による慰謝料の期間について

原判決は，旧緊急時避難準備区域の避難終期について，政府による旧緊急時避難準備区域の指定の解除がなされた 2011（平成 23）年９月 30 日から，相当期間１年を経た 2012（平成 24）年８月までの期間を，相当の避難期間とした。避難開始（事故の発生）から僅か６ヶ月余りの時期における解除，そして１年６ヶ月余りの時期における打ち切りであり，これをもって，避難の相当性が失われるという判示である。

原判決は，「避難生活の継続による慰謝料」は，「避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛，不便，不自由，不安等のストレスないし精神的苦痛」を慰謝するものとしている（原判決 44 頁以下)。このような内容を持つ避難継続慰謝料の終期が，「避難の相当性」という論旨において，どのように判断されるべきかが問われる。

(ｲ) 広野町の避難指示の解除について

すでに述べた通り，広野町による避難指示が解除されたのは，2012（平成 24）年４月１日であり，広野町の役場機能が広野町に戻ったのは，2012（平成 24）年３月１日である。

(ｳ) 広野町の帰還状況

広野町の帰還状況や，新規居住者の状況は次表の通りである。

		A	B	C	D	E
平成（年）	月	町内居住者数(人)	町内居住者数のうち、H23.3.11時点の住民（人）	AからBを除いた住民（事故後に新規に入った住民）（人）	H23.311時点の住民のうち帰還率（B/5490）	町内居住者数のうち、事故後に新規に入った住民の割合（C/A*100）
23	3	5490	5490	0	100.0%	0%
	9	301	301	集計なし	5.5%	集計なし
24	3	267	267	集計なし	4.9%	集計なし
	9	493	493	集計なし	9.0%	集計なし
25	3	825	825	集計なし	15.0%	集計なし
	9	1183	1183	集計なし	21.5%	集計なし
26	3	4102	1181	2921	21.5%	71.2%
	9	4658	1397	3261	25.4%	70.0%
27	3	5056	1586	3470	28.9%	68.6%
	9	5609	1798	3811	32.8%	67.9%
28	3	5890	1946	3944	35.4%	67.0%
	9	6394	2229	4165	40.6%	65.1%
29	3	7231	3064	4167	55.8%	57.6%
	9	6897	3298	3599	60.1%	52.2%
30	3	7014	3291	3723	59.9%	53.1%
	9	6820	3368	3452	61.3%	50.6%
31	3	6609	3224	3385	58.7%	51.2%

（甲 A 第 819 号証から作成）

2011（平成 23）年 3 月 11 日時点の広野町の人口（5,490 人）のうち，2012（平成 24 年）3 月時点で帰還した（広野町で居住している）人数は，267 人にすぎず，同年 9 月でも 493 人，翌 2013（平成 25）年 3 月時点でも 825 人にすぎない（甲 A 第 819 号証回答 4）。

原判決が，相当期間が経過したとする 2012（平成 24）年 9 月時点では，いまだ 1 割に満たない住民しか帰還しておらず，これは，広野町による避難指示が 2012（平成 24）年 4 月 1 日まで解除されていなかったことが大きく影響していることは明らかである。

さらに，その後の居住者数の推移を見ても，2011（平成 23）年 3 月 11

日当時広野町に居住していた住民の帰還率（D）は，2013（平成25）年3月時点で15%，2014（平成26）年3月時点で21.5%，2015（平成27）年9月時点で32.8%程度にとどまる。

避難の相当性とは，社会通念上避難が相当であるかという要件であるから，帰還率は，避難の相当性を検討する際には，きわめて重要な要素となる。帰還率は，広野町という社会において，現に避難をするのが相当であると判断した住民がどの程度の人数いるのかということを示すからである。

避難行動は，著しい生活阻害を伴うことが容易に想定される行動である。一般人・通常人が，これによる心身の苦痛，不便，不自由，不安等のストレスや精神的苦痛を伴う甘受してでも，避難をしようと決意したのであれば，それは社会通念上相当な行動であり，判断であると言える。この観点で帰還率を見ると，どんなに早くても，約70%の住民がいまだ帰還しないという判断をしている2015（平成27）年9月時点では，広野町において，避難をしていることが社会通念上相当であったと評価されるべき数字である。約70%もの住民が避難を継続しようと判断していたのであれば，それは一般人・通常人の判断として許容されるべきであり，まさに社会通念上相当な判断であると言える。

さらに，同時期の2015（平成27）年11月及び12月時点の広野町内の放射線量のモニタリングデータによると（甲A第224号証），広野中学校，広野幼稚園で0.68μSv/h，広野小学校で0.7μSv/h，広野町役場で0.4μSv/h，広野町公民館で0.5μSv/hなどの数値が計測されており（富岡町役場，富岡消防署による計測），住民にとっては，到底安心して生活できるような状況ではなかった。そもそも，政府による避難指示の解除は，余りにも時期尚早な無謀な決定であったというべきである。このことも，広野町の避難の相当性を基礎づけるものである。

(ｴ) 附帯上告理由

以上のことからすれば，避難の相当性を検討する際に，形式的に，旧緊急時指示避難指示の解除の時点から1年間をもって相当性の基準とするべきではなく，広野町の住民が避難を継続することについて，社会通念上相

当の理由があるか否かという観点で，避難の相当性を検討しなければならない。

そして，約 70%の住民がいまだ帰還しないという判断をしていること（2015（平成 27）年 9 月時点）は重要な意味を持つものである。

さらに，原判決は，広野町の空間線量の推移について，2015（平成 27）年 9 月 30 日時点の広野町役場の空間線量について，0.13μSv/h であることを指摘しているが（原判決 33 頁，乙 B 第 82 号証，同 149 号証，同 154 号証，同 188 号証），上記のとおり，2015（平成 27）年 11 月時点で，0.4μSv/h という測定結果が出ていることからすると，このような事実認定は恣意的に低い数値を事実認定したものといわざるをえない。

これらの実態からすれば，旧緊急時避難準備区域の指定が解除されてから 1 年間のみを避難の相当性があると判断した原判決は，指定の解除という重視するべきでない事情を重視し，他方で，広野町の実情という重視するべき事情を重視しなかった結果，誤った判断に陥ったものであり，かかる条理に反する不合理な判断は，裁量評価の限界を逸脱するものであり，事実認定の過程において経験則違反があり，法令違反がある。

(オ) 仮に，原判決の考え方を前提にするにしても，広野町による避難指示が解除されたのは，2012（平成 24）年 4 月 1 日であり，広野町の役場機能が広野町に戻ったのは，2012（平成 24）年 3 月 1 日である。

広野町の住民にとって，国による避難指示と町による避難指示を区別する理由はない。

また，広野町による避難指示も，本件事故が未曽有の事故であり，その影響の程度の予測が困難であったことからすれば，その判断も合理性があった。

よって，広野町の住民としては，どんなに早くても，広野町による避難指示が解除されてはじめて，帰還するか避難を継続するかについて判断をすることができ，その判断に要する相当期間（1 年）までは，避難について相当性がある。

したがって，2012（平成 24）年 4 月 1 日から，相当期間 1 年が経過する，2013（平成 25）年 3 月末までは，どんなに早くても，避難の相当性

があるのであり，本件事故から 25 か月間は，避難慰謝料が発生するのである。

にもかかわらず，原判決は，広野町による避難指示の存在を事実認定していないため，国による避難指示のみを基準として，避難の終期を判断したものである。

この点において，原判決は，あきらかに審理不尽があり，法令違反である。上記のとおり，かかる事実認定は条理と経験則に違背する不合理なものであり，慰謝料算定における裁量判断の限界を逸脱する。このような判断に基づいた原判決の慰謝料算定は，明らかに法令の解釈適用を誤ったものであり，破棄を免れない。

第６　原告古市満雅についての固有の附帯上告理由

１　原判決の判断

原判決は，原告古市満雅（原告番号３７，以下「原告古市」という）について，「いわき市内の自宅に家族が居住し，富岡町で単身赴任中であり，しかも本件事故発生当時は，茨城県東海村において出張勤務し，その後も同村の会社の寮に居住し続けたことからすれば，単身赴任していた富岡町での生活利益が侵害された点を考慮し，原審同様，１５０万円の限度で慰謝料を認めるのが相当である」（判決 50 頁）とし，訴外の既払金１５０万円の慰謝料は認めたものの，原告古市が請求する避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料については認めなかった。

原告らに共通する上告理由は，原告古市についても同様に妥当するものであるが，加えて，以下に，原告古市固有の上告理由を述べる。

２　憲法１４条１項違反

⑴　総論

原判決は，他の原告らについては不十分とはいえ「避難を余儀なくされた慰謝料」「避難生活の継続による慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」を認容したのに対し，原告古市についてはいずれも認容しなかった。かかる判断は，原告古市に対する不合理な差別的扱いであり，憲法１４条１項に反する。

⑵　避難を余儀なくされた慰謝料

ア　原判決は，「避難を余儀なくされた慰謝料」の内容ないし考慮事情について，「全く予期しない突然の水素爆発により，大量の放射性物質が拡散する重大な事故に見舞われ，深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。」「その結果，原告らは，放射線による生命・身体への被害の危険から，事故直後から避難指示を受けて，とるものもとりあえずあわただしく避難し…同様の避難を実際上余儀なくされた。」「このような突然の避難により，原告らは，地域の人間関係を断たれ，場合によっては，職業生活を失い，学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは，その置かれた状況は様々であるとしても，それぞれの境遇において極めて大きな精神的苦痛を被ったものと認められる。」「居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定する」と判示

する。

そして，慰謝料額について「生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面し」「放射線被害の危険は，原子力発電所における水素爆発という未曽有の大事故によるもので，その危険性の程度が的確に評価できず，将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で，避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり」，安全確保の重大な責任を負う被告が事前に十分予測可能だった津波対策を先送りしたことの悪質性も考慮し，「本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度，あるいはこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが相当である」と判示する。

このような「避難を余儀なくされた慰謝料」についての判示内容は，本件事故当時富岡町（避難指示区域）に生活の本拠を有し本件事故により避難指示区域からの避難を余儀なくされた原告古市についても全く同様に当てはまることである。

イ　原告古市は，本件事故当時，単身赴任で富岡町の会社寮に約５年間生活の本拠を置いており，持ち物も全て会社寮に置いてあった。事故当日はたまたま茨城県東海村に発電所の点検業務のため出張していたが，本件事故がなければ３月末か４月初めには富岡町に戻る予定であった。本件事故により，生活の本拠であった富岡町（避難指示区域）に戻れなくなり，富岡町の会社寮を起点としてそれまで営んできた仕事上・家庭上の日常生活が一瞬にして全て失われた。家族を放置して一人で避難できるはずもなく，いわき市四倉在住の別居中の妻と義母を連れて避難生活を余儀なくされたのであって，その避難行動は困難を極めたものであった。

かかる事実は，原告古市が一審及び原審において主張立証し（甲 C37 第１号証陳述書 2～3 頁，一審本人尋問調書 6～15 頁），被告からこれらの事実に反する主張立証もなく，一審判決及び原判決においても原告古市の主張に沿った事実認定がなされている。

ウ　本件事故当時，たまたま出張で富岡町の寮を不在にしていたからといって，安全な場所に予め避難していたわけではない。他の避難指示区域からの避難者と同様に富岡町からの避難行動を余儀なくされ，その過程で高線量の被ばくの

恐怖に晒され，避難行動が過酷を極めた。これは原告古市が事実審で明らかにしたとおりである。

原告古市は，会社から「会社は責任は取れないが，自主的に特攻をやってくれ，死ぬかも分からないが命をかけてやってくれ」と頼まれた（甲 C37 第 1 号証陳述書 3 頁)。福島第二原子力発電所内にあった勤務先事務所も富岡町の会社寮も退避命令により立ち入りができなくなり，高線量の下で，いわき市に退避した会社の仮事務所に資材を運搬する作業に従事させられ，仮事務所の敷地内でGM管（ガイガーカウンター）が 10 万 cpm という高線量を計測したのを目の当たりにした。また，富岡町の会社寮に荷物を取りに行った際，道の駅で被告が準備したGM管（ガイガーカウンター）で身体の表面を測定したところ計測幅が高レンジに設定されていたため針がほとんど反応せず正確な計測がなされていないとの不信感を覚え，帰りに知人の測定器で自分の身体を測定したところ，身体の表面から 7μSv/h という高数値が検出され，自分の身体が高放射能に汚染されていることに恐怖を感じた（甲 C37 第 6 号証)。

一緒に避難した妻と義母は避難指示区域に居住していたわけではないが，両名が居住していたいわき市四倉も相当高い放射線量が測定されていたから，両名が避難することには相応の理由があった。避難指示区域からの避難者と区域外からの避難者が一緒に避難したからといって，避難指示区域からの避難に伴う精神的苦痛が軽減される道理はない。

エ　そうであれば，原告古市についても，訴外で東電が中間指針に基づき支払った既払金１５０万円のほかに，少なくとも本訴訟で他の原告に認められたと同様の「避難を余儀なくされた慰謝料」１５０万円が認められるべきであり，原告古市について例外的にこれを認めなかったことに何ら合理性はないから，原判決は，原告古市について他の原告らとの間で不合理な差別をしている点で憲法１４条１項違反である。

⑶　避難生活の継続による慰謝料

ア　原判決は，「避難生活の継続による慰謝料」について，「避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛，不便，不自由，不安等のストレスないし精神的苦痛」を考慮し，「避難を余儀なくされた慰謝料」とは別に，相当の避難期間に応じた慰謝料を算定するとした。そして，慰謝料の月額に

ついて「１人あたり月額１０万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である」と判断し，「この慰謝料の月額は，避難を余儀なくされたことは同じである以上，原告らが受けた避難指示の程度により差を設ける必要はない」と判示する。

かかる判示は，本件事故当時富岡町に生活の本拠を有し本件事故により避難指示区域からの避難を余儀なくされた原告古市についても全く同様に当てはまることである。

イ　原告古市は，本件事故によって，富岡町の会社寮に戻ることはできなくなり，出張先に留め置かれる中で，仕事の合間を縫って，妻と義母を連れて千葉や埼玉の親戚宅を転々とした後，千葉県松戸市の賃貸アパートに避難し，避難生活で不眠症となり鬱状態となった妻の命を守るため松戸市内に住宅を購入して避難した（甲 C37 第１号証陳述書，一審本人尋問調書 8～15 頁）。茨城県東海村での勤務を続けながら，休みの合間に，千葉県松戸市に避難した家族との間往復 250km を行き来し，精神的にも身体的にも極めて過酷な生活を送った。職場では，茨城県東海村と福島県いわき市内の仮事務所の間を建設資材を運送するなど過酷な業務に従事した。このような避難生活の中で，血糖値も血圧も上がり，糖尿病が悪化するなど体調不良が生じるとともに，精神的には心が折れて何もやる気が起こらなくなった。

ウ　このような原告古市の避難生活の実態に照らせば，「避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛，不便，不自由，不安等のストレスないし精神的苦痛」は，他の原告に勝るとも劣らない。

そうであれば，原告古市についても，他の原告に認められたと同様の「避難生活の継続による慰謝料」が認められるべきであり，原告古市について例外的にこれを認めなかったことに何ら合理性はないから，原判決は，原告古市について他の原告らとの間で不合理な差別をしている点で憲法１４条１項違反である。

⑷　故郷喪失慰謝料

ア　原判決は，「故郷喪失慰謝料」の内容ないし考慮事情について，「当該地域の住民が，山林で自生するきのこ，たけのこ，山菜などを採取し，川や海で魚を獲り，田畑や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや，

住民相互でこれらの収穫物を「お裾分け」し合ったり，農作業，冠婚葬祭，子育て，介護などについて自発的に協力し合ったりするという協働又は共助の関係が根付いていたなどの事情」があり，「これらの自然環境的条件と社会環境的条件は，住民が，そのような諸条件下になければ通常は無償で取得することができない財物や役務を，無償で取得することを可能にしていた（経済的側面）」と「同時に，自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じ，住民は，地域に対する強い帰属意識を有し，当該地域に居住することによる安心感を得ていた（精神的側面）」と捉え，このような「地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体」が原告らの主張する「故郷」であると解し法的保護に値すると評価した。

そして，「自然環境的条件は，本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され，社会環境的条件は，地域の住民が放射線物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きの全部又は一部が解体し，侵害された」と認定し，「避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料」を認め，「故郷の喪失又は変容による有形，無形の損害ないし精神的苦痛を評価し，故郷の喪失又は変容による慰謝料」を算定した。

かかる判示は，楢葉町を中心とした生活圏を故郷とする原告古市についても全く同様に当てはまることである。

イ　確かに，他の原告については，避難時の生活の本拠と故郷の場所が一致しているところ，原告古市については，避難時の生活の本拠は単身赴任していた富岡町であり，故郷は楢葉町を中心とした生活圏であるという点で，異なる点はある。しかしながら，このような形式的な行政単位によって，原判決が認定した「故郷」の有無が画されるものではない。

本訴訟で問題とする「故郷」は，その性質上，行政単位で区画すべきものではなく，原告本人の生活圏を実質的に捉えて判断されるべきものである。

ウ　また，本訴訟で原告らが主張し，原判決が正しく理解した「故郷」は，社会学で一般的に理解されてきた「故郷喪失（homeless mind）」すなわち「急激な社会変動によって，精神的なよりどころである故郷を失」ったという場

合の故郷ではなく，「土地に根差して生きる人が根差す場所を奪われた」という場合の奪われた場所を意味する（甲A第801号証関礼子意見書15頁）。

そして，そのような「故郷」は，「人と自然とのつながり，人と人のかかわり，その永続性や持続性への願いと信頼が，三位一体になった場所」であり，「かかわりとつながりが生活や文化，歴史や伝統として編み込まれた場所であり，そこで生きる人々がかかわりとつながりを編み足しながら，生活や文化，歴史や伝統を継いでいく場所」である（同15～16頁）

原告古市の場合，楢葉町を中心とする生活圏は，急激な社会変動によって失われた「精神的なよりどころ」としての故郷ではなく，自分が「土地に根差して生きる」場所としての故郷である。

事実審において明らかにした以下のような事情に鑑みれば，原告古市にとっての楢葉町を中心とする生活圏は，「人と自然とのつながり，人と人のかかわり，その永続性や持続性への願いと信頼が，三位一体になった場所」であり，「かかわりとつながりが生活や文化，歴史や伝統として編み込まれた場所であり，そこで生きる人々がかかわりとつながりを編み足しながら，生活や文化，歴史や伝統を継いでいく場所」であると評価できる。

エ　原告古市は，楢葉町で生まれ育った。祖父の代から楢葉町に生活基盤があり，父親は町会議員を３期務め，民生委員を務めるなど地元に貢献した。兄弟も楢葉町で生まれ育ち，本件事故前は楢葉町に暮らしていた。父方の親戚も母方の親戚も楢葉町に住んでいた。（以上，甲C37第14号証陳述書2～3頁）

原告古市は，高校卒業後，上京して働いたが，若い頃からいずれ帰郷するつもりであった。妻と結婚後は，いわき市四倉の妻の実家で暮らしたが，平成２年，４０歳の頃，東京エネシスに転職し，福島支所に配属された後は，主に福島県の浜通りで勤務しながら楢葉町の実家や友人らと交流を続けてきた。原告古市の母親は時折妻を呼び出し，作った餅や米をお裾分けしていた。（以上，二審原告本人尋問調書3～6頁，甲C37第15号証浜通り地図）

原告古市は，いずれ楢葉町に帰郷するつもりで楢葉町に土地を所有していた（甲C37第2号証）。定年後には，その土地に父の残した山林から木材を切り出して家を建て，妻とともに帰郷する予定であった（甲C37第14号証

陳述書 3～4 頁)。

原告古市は，本件事故の５年程前から福島第二原子力発電所に配属され，原子力発電所で作業するようになり，通勤の便宜や放射能の拡散を防ぐため富岡町に単身赴任していた。単身赴任先の富岡町の会社寮と楢葉町の実家とは車で１５分程度の距離であり，月２回ほどは実家に顔を出していた。仕事上，楢葉町の住民と関わることも多くあった。例えば原子力発電所の取水施設が楢葉町にあり，隣接する土地の地主は同級生の兄で顔見知りの中であった。発電所内には楢葉町の住民が多く働いており，互いの信頼関係は厚かった。職場の後輩の結婚式に出席したところ花嫁の母親が楢葉中学校バレーボール部の同級生だったことが判明し喜んだというエピソードもある。暇を見て，母校の楢葉中学校の部活動を応援しにいくこともあった。(以上，二審原告本人尋問調書 7～15 頁，甲 C37 第 15 号証浜通り地図)

このように，原告古市が事故前に住んでいた場所は富岡町であるが，楢葉町の実家とは至近距離にあり，仕事上も仕事外でも楢葉町の人々と様々に交流していたという実態がある。

オ　以上のような実態に照らせば，原告古市にとって，楢葉町を中心とする生活圏は，原判決が示した「故郷」すなわち「地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体」にほかならない。

本件事故により，楢葉町とその周辺地域は，放射性物質の飛散により汚染され，地域の住民が放射線物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きは解体させられたのであるから，原告古市についても，「故郷」が奪われたことによる「故郷喪失慰謝料」は他の原告同様に認められなければならない。

にもかかわらず，他の原告に認められた「故郷喪失慰謝料」を，原告古市については例外的に認めなかったことに何ら合理性はないから，原判決は，原告古市について他の原告らとの間で不合理な差別をしている点で憲法１４条１項違反である。

3　理由齟齬・理由不備（民事訴訟法 312 条 2 項 6 号）

原判決は，他の原告らについて認容した「避難を余儀なくされた慰謝料」「避難生活の継続による慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」を原告古市については例外的に認めなかったものであるが，上記１で述べたとおり，他の原告らについてこれらの慰謝料を認めた根拠が原告古市についても同様に妥当するにもかかわらず，これを認めなかったことについて，特段の事情があるならば，これを示さなければならないところ，例外とする合理的な理由が全く示されていないから，理由齟齬ないし理由不備がある。

4　法令違反（民事訴訟法 325 条 2 項）

原判決は，他の原告らについて認容した「避難を余儀なくされた慰謝料」「避難生活の継続による慰謝料」及び「故郷喪失慰謝料」を原告古市については例外的に認めなかったものであるが，上記１で述べたとおり，他の原告らについてこれらの慰謝料を認めた根拠が原告古市についても同様に妥当するにもかかわらず，これを認めなかった判断は，社会通念に照らし不合理なものであり，経験則に反するから，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

第７　原告らの附帯上告の請求内容について

１　原告らの附帯上告の請求内容

原告らは，上記の理由に基づいて附帯上告をするものであるが，本章では，原告らの附帯上告の金額（上訴の額）について述べる。

原告らは，本上告においては，故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の二つを損害として主張している。

そして，各原告らが本件事故前に居住していた地域の避難指示区分に応じて，各原告らの附帯上告金額（請求金額）は以下の通りである。

なお，原告らとしては，附帯上告をする金額以上に損害が発生しているものと理解しているが，避難の長期化，裁判の長期化，故郷喪失・変容の過酷さなどの事情のため，原告らは印紙代の負担が困難であるから，次に記載する金額の限度で附帯上告をするものである。

２　各地域の原告らの請求額

⑴　帰還困難区域の原告

帰還困難区域の原告の上告額は，次の通りである。

故郷喪失慰謝料　　金３００万円

避難慰謝料　　金２００万円

弁護士費用　　金５０万円

⑵　居住制限区域，避難指示解除準備区域の原告

居住制限区域，避難指示解除準備区域の原告の上告額は，次の通りである。

故郷喪失・変容慰謝料　　金４００万円

避難慰謝料　　金１００万円

弁護士費用　　金５０万円

⑶　旧緊急時避難準備区域の原告

旧緊急時避難準備区域の原告の上告額は，次の通りである。

故郷喪失・変容慰謝料　　金２５０万円

避難慰謝料　　金２５０万円

弁護士費用　　金５０万円

以　上